

第 3 部 震災応急復旧計画

各組織の役割

災害対策本部各部の事務分掌は国立市災害対策本部及び国立市健康危機管理対策本部条例施行規則に基づくものとし、各部課単位で活動する。複数の部署が関係する業務については、十分連携を取りながら業務にあたる。なお、一部の業務については、特命事項に示すとおり、別途の活動体制を組むこととなる。

各部の事務分掌

(1) 行政管理部

総務課（検査担当課長を含む）

建築営繕課

文書法制課（法務担当課長を除く）

職員課

防災安全課

市民課

- ①災害対策本部の運営に関すること（防災安全課）。
- ②総合的な応急対策の立案及び各部の調整に関すること（防災安全課）。
- ③車両及び燃料、輸送手段の確保に関すること（総務課）。
- ④災害対策に係る物品の調達に関すること（総務課）。
- ⑤臨時優先電話の応急仮設に関すること（総務課）。
- ⑥ヘリコプター臨時離着陸場の開設に関すること（総務課）。
- ⑦市庁舎の被害状況調査と安全確保に関すること（総務課、建築営繕課）。
- ⑧建物の応急危険度判定に関すること（建築営繕課）。
- ⑨防災行政無線に関すること（防災安全課）。
- ⑩国・都・自衛隊等への報告及び協定先との連絡調整に関すること（文書法制課、職員課、防災安全課）。
- ⑪防災関係機関が派遣する職員に関すること（文書法制課、職員課）。
- ⑫職員の参集及び被災状況の把握に関すること（職員課）。
- ⑬職員の食事、宿泊、健康管理に関すること（職員課）。
- ⑭災害派遣職員の受け入れに関すること（職員課）。
- ⑮災害視察者の対応に関すること（職員課）。
- ⑯火葬場の確保と火葬事務に関すること（市民課）。
- ⑰避難情報及び警戒区域の伝達及び避難誘導に関すること（市民課）。
- ⑱災証明書の発行に関すること（市民課）。

(2) 政策経営部

市長室（秘書広報担当課長含む）

政策経営課（行政改革・情報政策担当課長、資産活用担当課長含む）

課税課

収納課

- ①報道機関の対応及び記者会見に関すること（市長室）。
- ②災害時の広報に関すること（市長室）。
- ③災害対策関係予算及び資金の運用に関すること（政策経営課）。
- ④災害時の応急的空地利用に関すること（政策経営課）。
- ⑤災害救助法の適用に関すること（政策経営課）。
- ⑥復旧、復興計画の基本方針の立案及び総合調整に関すること（政策経営課）。
- ⑦被災者支援組織に関すること（政策経営課）。
- ⑧災害の記録に関すること（収納課）。
- ⑨被災者等への租税の減免に関すること（課税課）。
- ⑩災害情報の収集及び被害状況の調査に関すること（課税課）。
- ⑪要搜索者の名簿に関すること（収納課）。
- ⑫交通機関やライフラインの復旧状況の情報収集・提供に関すること（収納課）。
- ⑬女性の災害相談に関すること（市長室）。
- ⑭住家被害想定調査に関すること（課税課）。

（3）健康福祉部

福祉総務課（生活福祉担当課長含む）

しょうがいしゃ支援課

高齢者支援課（地域包括ケア推進担当課長を含む）

保険年金課

健康まちづくり戦略室

- ①遺体の収容・検案・火葬・埋葬に関すること（福祉総務課）。
- ②義援金の受領及び配分に関すること（福祉総務課）。
- ③社会福祉協議会（災害ボランティア）との連絡調整に関すること（福祉総務課）。
- ④日本赤十字社との連絡調整に関すること（福祉総務課）。
- ⑤災害犠牲者の合同慰霊祭に関すること（福祉総務課）。
- ⑥要配慮者の救助・支援に関すること（高齢者支援課、しょうがいしゃ支援課）。
- ⑦福祉避難所の開設に関すること（高齢者支援課、しょうがいしゃ支援課）。
- ⑧医療救護活動に関すること（健康まちづくり戦略室、高齢者支援課）。
- ⑨後方支援病院の確保に関すること（健康まちづくり戦略室）。
- ⑩防疫活動に関すること（健康まちづくり戦略室）。
- ⑪被災者の健康管理に関すること（健康まちづくり戦略室）。
- ⑫動物愛護の協力に関すること（健康まちづくり戦略室）。
- ⑬社会福祉施設（高齢・しょうがい関係）の被災状況に関すること（各課）。
- ⑭市有施設の被害状況の確認と安全確保に関すること（各課）。

(4) 子ども家庭部

児童青少年課
保育幼児教育推進課
子育て支援課

- ①保育園・幼稚園児等の救助や安全確保に関すること（保育幼児教育推進課）。
- ②応急保育の実施に関すること（保育幼児教育推進課）。
- ③避難所運営の支援に関すること（各課）。
- ④市有施設の被害状況の確認と安全確保に関すること（各課）。

(5) 生活環境部

まちの振興課
環境政策課
ごみ減量課

- ①救助要請や物資の提供要望など、発災直後の市庁舎での市民対応に関すること（まちの振興課）。
- ②救助に関すること（環境政策課）。
- ③環境衛生に関すること（環境政策課）。
- ④動物の愛護に関すること（環境政策課）。
- ⑤水防活動の連絡・調整に関すること（環境政策課）。
- ⑥救援物資の確保及び保管、配布に関すること（まちの振興課）。
- ⑦中小企業災害応急復旧・復興対策に関すること（まちの振興課）。
- ⑧国立市商工会等関係団体との連絡調整に関すること（まちの振興課）。
- ⑨仮設トイレ等のし尿処理に関すること（ごみ減量課）。
- ⑩ごみ・がれき処理の総合調整に関すること（ごみ減量課）。
- ⑪ごみ・廃材処理の相談窓口の設置に関すること（ごみ減量課）。
- ⑫市有施設の被害状況の確認と安全確保に関すること（各課）。

(6) 都市整備部

都市計画課
道路交通課（福祉交通担当課長含む）
下水道課
国立駅周辺整備課（富士見台地域まちづくり担当課長含む）
南部地域まちづくり課（都市農業振興担当課長含む）

- ①復興計画に関すること（都市計画課）。
- ②応急仮設住宅の確保に関すること（都市計画課）。
- ③被災宅地危険度判定に関すること（都市計画課）。
- ④危険建物・区域等の安全確保に関すること（国立駅周辺整備課）。

- ⑤緊急輸送道路等の確保に関すること（道路交通課）。
- ⑥がけ崩れの被害調査及び復旧、危険区域等の安全確保に関すること（南部地域まちづくり課）。
- ⑦下水道施設の復旧に関すること（下水道課）。
- ⑧道路・橋梁等の災害対策に関すること（道路交通課）。
- ⑨交通規制実施への協力に関すること（道路交通課）。
- ⑩市有施設の被害状況の確認と安全確保に関すること（各課）。
- ⑪農業の災害復旧、復興支援に関すること（南部地域まちづくり課）。
- ⑫東京みどり農業協同組合等関係団体との連絡調整に関すること（南部地域まちづくり課）。

（7）教育部

教育総務課（教育施設担当課長含む）
教育指導支援課（指導担当課長を含む）
生涯学習課
食育推進・給食ステーション
公民館
図書館

- ①在宅避難者の支援に関すること（教育総務課）。
- ②避難所収容者の名簿に関すること（教育総務課）。
- ③被災児童・生徒の避難・救護に関すること（教育指導支援課）。
- ④被災児童・生徒に対する学用品の支給に関すること（教育総務課）。
- ⑤避難所の運営に関すること（教育指導支援課、図書館）
- ⑥避難者の受け入れに関すること（生涯学習課）。
- ⑦文化財等の被害調査及び復旧に関すること（生涯学習課）。
- ⑧炊き出しに関すること（食育推進・給食ステーション）。
- ⑨応急給水に関すること（食育推進・給食ステーション）。
- ⑩外国人支援センターの開設に関すること（公民館）。
- ⑪帰宅困難者の支援に関すること（図書館）。
- ⑫市有施設の被害状況の確認と安全確保に関すること（各課）。

（8）情報統括班

オンブズマン事務局
議会事務局
選挙管理委員会事務局
監査委員事務局
会計課

- ①市議会との連絡調整に関すること（議会事務局）。
- ②災害対策に必要な金銭の出納及び保管に関すること（会計課）。
- ③被害情報の取りまとめに関すること。

④本部長命令の伝達に関する事。

(9) 国立市消防団

- ①消防活動に関する事。
- ②水防活動に関する事。
- ③被災者の救助・救護に関する事。
- ④避難者の誘導等に関する事。
- ⑤倒壊建物等の生き埋め被災者の救出に関する事。
- ⑥行方不明者の捜索協力に関する事。
- ⑦防犯対策への協力に関する事。
- ⑧危険物等対策に関する事。

特命事項

- ・避難所の開設に関する事（指定参集職員）。
- ・保健活動に関する事（保健師）。

【各課応急対策業務マトリクス】

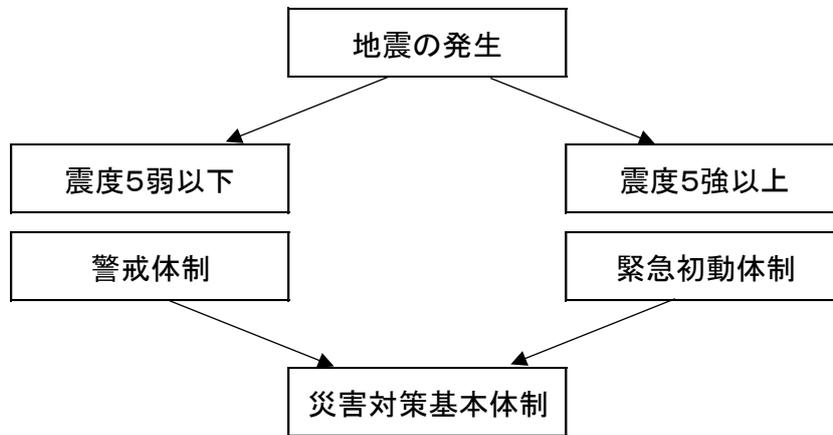
	応急対策業務	第2章 P.119	第3章 P.124	第4章 P.127	第5章 P.130	第6章 P.131	第7章 P.132	第8章 P.140
		災害対策本部	災害救助法の適用	来庁者、利用者等の安全確保	職員配備	応急危険度判定	情報(通信・収集・集約・報告)	広報活動
政策経営部	市長室			施設・利用者等の安全確保 (●)	参集(●)		情報収集、報告(●)	報道機関対応、 広報(メール配信等)
	政策経営課		災害救助法の適用	●	●		通信機器確保(システム)	
	課税課			●	●		記録	
	収納課			●	●		市内巡回	
行政管理部	総務課			●	●	市庁舎安全確保	通信機器確保(電話、FAX)	
	建築営繕課			●	●	応急危険度判定 (市施設、民間建築物)	●	
	文書法制課			●	●		●	
	職員課			●	●、参集状況、安否確認 職員配置、環境整備		●	
	防災安全課	設置・運営・応急対策立案		●	●		防災機器確保、報告	広報(防災行政無線)
	市民課			●	●		●	
健康福祉部	福祉総務課			●、福祉会館	●		●	
	しょうがいしゃ支援課			●、障害者施設	●		●	
	高齢者支援課			●、高齢者施設	●		●	
	保険年金課			●	●		●	
	健康まちづくり戦略室			●、保健センター、 市内医療機関	●		●	
子ども家庭部	児童青少年課			●、学童、児童館等	●		●	
	保育幼児教育推進課			●、保育施設、幼稚園	●		●	
	子育て支援課				●		●	
生活環境部	まちの振興課			●、市民プラザ、 地域コミュニティ施設	●、職員用食料確保		●	
	環境政策課			●、公園	●		●	
	ごみ減量課			●、環境センター、 リサイクルセンター	●		●	
都市整備部	都市計画課			●	●		●	
	道路交通課			●	●		●	
	下水道課			●	●		●	
	国立駅周辺整備課			●、旧国立駅舎	●		●	
	南部地域まちづくり課			●、城山さとのいえ	●		●	
教育部	各公立学校			●	●		●	
	教育総務課			●、公立小・中学校	●		●	
	教育指導支援課			●、公立小・中学校	●		●	
	生涯学習課			●、体育館、ホール、郷土館	●		●	
	食育推進・給食ステーション			●	●		●	
	公民館			●	●		●	
	図書館			●	●		●	
情報統括班	会計課	防災安全課との連携(●)		●	●		集約	
	議会事務局	●		●	●		集約	
	オンブズマン事務局	●		●	●		集約	
	選挙管理委員会事務局	●		●	●		集約	
	監査委員事務局	●		●	●		集約	
特命事項	指定参集職員				●		●	
	保健師(保健活動拠点)				●		●	

	応急対策業務	第9章 P.143	第10章 P.145	第11章 P.150	第12章 P.154	第13章 P.164	第14章 P.167	第15章 P.169
		救助・消防活動	医療救護活動	交通規制・輸送対策	避難対策	要配慮者対応	帰宅困難者対応	物資等調達
政策経営部	市長室				広報(メール配信等)、女性相談支援	広報(メール配信等)		
	政策経営課							
	課税課							
	収納課	行方不明者の把握			現地班			
行政管理部	総務課			ヘリコプター活動拠点確保				車両・燃料・物品等確保
	建築営繕課							
	文書法制課							
	職員課							職員用物資
	防災安全課				警戒区域設定、避難情報発令、 広報(防災行政無線)			
市民課				避難誘導				
健康福祉部	福祉総務課					要配慮者の支援(○)、 福祉避難所の確保(●)		
	しょうがいしゃ支援課				要配慮者支援、避難所巡回相談	○、●		施設用物資
	高齢者支援課				要配慮者支援、避難所巡回相談	○、●		施設用物資
	保険年金課							
健康まちづくり戦略室		医療救護活動		避難所巡回相談				
子ども家庭部	児童青少年課				避難所運営支援(○)			
	保育幼児教育推進課				○		なかよし保育園	
	子育て支援課				○			
生活環境部	まちの振興課							地域内輸送拠点の運営、 物資の調達
	環境政策課	救助活動支援			避難所のペット対策			
	ごみ減量課				避難所のごみ対策			
都市整備部	都市計画課							
	道路交通課			交通規制、緊急輸送道路確保				
	下水道課							
	国立駅周辺整備課							
南部地域まちづくり課								
教育部	各公立学校						児童・生徒の対応(○)	
	教育総務課						○	
	教育指導支援課				避難所運営(●)、 避難所の統合・閉鎖		○	避難所における物資配布 (●)
	生涯学習課				指定避難所以外の避難者受入れ		郷土文化館	
	食育推進・給食ステーション							炊き出し、応急給水
	公民館					外国人支援	公民館	
図書館				●		一時滞在施設の運営	●	
情報統括班	会計課							
	議会事務局							
	オンブズマン事務局							
	選挙管理委員会事務局							
	監査委員事務局							
特命事項	指定参集職員				●、避難所開設			●
	保健師(保健活動拠点)		医療救護活動、 災害時保健活動		要配慮者支援、 避難所巡回相談	災害時保健活動		

	応急対策業務	第16章 P.173	第17章 P.180	第18章 P.183	第19章 P.196	第20章 P.200	第21章 P.203	第22章 P.206
		職員の受援・応援	ボランティア	生活再建	廃棄物対策	防疫・衛生対策	応急復旧	遺体の収容・火葬等
政策経営部	市長室	協定事業者への要請(●)						
	政策経営課	●		被災者支援組織の設置				
	課税課	●		住家被害認定調査				
	収納課	●						
行政管理部	総務課	●						
	建築営繕課	●	応急危険度判定士					
	文書法制課	受援(国・都・他自治体)						
	職員課	受援(国・都・他自治体)						
	防災安全課	受援(自衛隊)					ライフライン事業者との調整	
	市民課	●		り災証明書発行、 応急仮設住宅等の募集・選定				火葬事務
健康福祉部	福祉総務課	●	災害ボランティアセンターの支援、 赤十字奉仕団、赤十字ボランティア	災害弔慰金等支給、 義援金受入れ・配分				遺体の収容・検視・検案、 身元不明遺体対応
	しょうがいしゃ支援課	●						
	高齢者支援課	●						
	保険年金課	●						
	健康まちづくり戦略室	●				防疫活動対策、衛生対策		
子ども家庭部	児童青少年課	●		児童館・学童の再開				
	保育幼児教育推進課	●		応急保育				
	子育て支援課	●						
生活環境部	まちの振興課	●		市庁舎市民対応 (被災者生活支援)				
	環境政策課	●				ペット対策、衛生・防疫対策	河川等の応急復旧	
	ごみ減量課	●			生活ごみ・がれき処理、 し尿処理	へい死動物処理		
都市整備部	都市計画課	●	被災宅地危険度判定士、 建設防災ボランティア	被災宅地危険度判定、 被災住宅応急修理、 応急仮設住宅確保			復興計画策定	
	道路交通課	●					道路の応急復旧	
	下水道課	●					下水道施設の応急復旧	
	国立駅周辺整備課	●						
	南部地域まちづくり課	●						
教育部	各公立学校			応急教育対策				
	教育総務課	●		学校納付金等の減免				
	教育指導支援課	●		応急教育対策				
	生涯学習課	●					文化財調査	
	食育推進・給食ステーション	●						
	公民館	●	外国人災害時支援センター (語学ボランティア)					
	図書館	●						
情報統括班	会計課	●		義援金の保管				義援金管理
	議会事務局	●						
	オンブズマン事務局	●						
	選挙管理委員会事務局	●						
	監査委員事務局	●						
特命事項	指定参集職員							
	保健師(保健活動拠点)	●				防疫対策		

第1章 活動体制

第1節 災害時の活動体制



(1) 警戒体制

災害の発生を警戒することを目的として配備する体制。

災害が拡大した場合、又は拡大するおそれがある場合、迅速に災害対策本部（以下「市本部」という。）を設置し、災害対策基本体制へ移行する。

- ① 防災安全課長は、警戒体制を配備したときは、東京都及び関係機関に対してその旨を連絡する。
- ② 関連する各課長は、警戒体制の配備決定をした場合、災害対応に必要な職員を招集する。
- ③ 防災安全課長は警戒体制を廃止した場合、その旨を関連する部長及び関連機関へ連絡する。

(2) 緊急初動体制

発災直後から市民の救護・救援を目的とした活動を優先的に実施する必要があるため、災害対策本部の設置とともに、緊急的に配備する体制。

(3) 災害対策基本体制

警戒体制又は緊急初動体制に引き続いて配備する災害対策本部の基本的な体制。

第2節 職員の参集基準

震度	配備体制	本部体制	参集【参集場所】
4以下	第1次 配備体制	災害警戒本部 (本部長：防災安全 担当部長)	・防災安全課職員
5弱	第2次 配備体制	災害対策本部 (本部長：市長)	・災害対策本部員 ・各課指定職員（2分の1）【勤務施設（出先機 関は状況に応じて市役所）】 ・指定参集職員【市役所】 ・防災安全課職員
		災害対策本部 (本部長：市長)	・保健師【市役所】 ・消防団員【団本部：市役所、分団員：消防器具 置場】
5強	第3次 配備体制	災害対策本部 (本部長：市長)	・職員全員（再任用職員含む）【勤務施設（出先 機関は状況に応じて市役所）】 ・指定参集職員【担当学校】 ・消防団員【団本部：市役所、分団員：消防器具 置場】

第3節 参集状況の報告

職員が参集した場合、各部等の責任者は職員参集記録簿に職員の参集状況を記録し、その状況を職員課に報告する。参集状況の報告は、本部長が指示した場合を除き、発災からおおむね6時間が経過するまでは、1時間ごととし、以後の報告は本部長の指示に基づいて行う。職員課は、職員の参集状況及び被災状況を取りまとめ、市本部に報告する。

■参集について

- ・服装は、防災活動に支障のないものとする。
- ・必要な備品、食料等を携行する。
- ・参集途上において収集した被害状況は、各部等責任者へ報告すること。
- ・鉄道やバスの運休、道路の閉塞等により参集できない場合、又は本人あるいは家族の負傷等、その他やむを得ない事情により参集できない場合は、なんらかの手段をもって所属長の指示を仰ぐこと。

第2章 災害対策本部設置の業務

活動内容	24時間以内	3日以内	1週間以内	1週間以降	対応課
災害対策本部の設置	●				防災安全課
災害対策本部の運営	●	●	●	●	防災安全課

【基本方針】

発災後速やかに、各応急活動を効果的に実施するため、市本部の設置等必要な体制、配備体制を整える。

第1節 災害対策本部の設置

(1) 本部長、副本部長、本部員

職名	主な任務
本部長	<ul style="list-style-type: none"> ①市本部会議の議長となること ②避難情報の発令を行うこと ③警戒区域の設定を行うこと ④国、都、自衛隊、防災関係機関、他自治体、市民・事業所・関係団体等への支援協力要請を行うこと ⑤その他本部が行う応急・復旧対策の重要事項について基本方針を決定すること ⑥本部事務を統轄し、本部の職員を指揮監督すること
副本部長	<ul style="list-style-type: none"> ①各部間の調整に関すること ②本部長を補佐し、本部長が不在若しくは事故あるときは、本部長の職務を代理すること
本部員	<ul style="list-style-type: none"> ①部長として、担当部の職員を指揮監督すること ②本部会議の構成員として、災害対策に関する重要事項、基本方針等の事案を審議すること ③本部長、副本部長が不在若しくは事故あるときは、本部長、副本部長の職務を代理すること <p>※本部員に事故ある場合は、当該部の庶務担当課長が代理として出席する。</p>

(2) 本部会議、事務局の任務

本部会議	①市本部の基本方針、災害に関する重要事項を協議するため、本部長は随時本部会議を招集する。 ②本部会議は、本部長、副本部長、本部長で構成し、本部長が議長を務める。
事務局 (防災安全課)	①本部会議を迅速かつ適切に行うため、本部に本部会議の事務局を置く。 ②本部会議事務局は、防災安全課が行う。

(3) 市防災会議の任務

市防災会議	会長は、市の地域に災害が発生し、防災会議において当該被害に関する情報を収集する必要があると認める場合、その他必要がある場合は、防災会議を開催する。
--------------	---------------------------------------------------------------------------

第2節 災害対策本部の設置基準

(1) 市本部の設置基準

- ①市内で震度5弱かつ市長が必要と認めるとき
- ②市内で震度5強以上（自動参集）

※上記以外で参集により応急対策を実施する場合は、「災害警戒本部」（本部長：防災安全担当部長）を設置する。

(2) 市本部の設置要請

市本部長に充てられている者（以下「部長等」という。）が、市本部を設置する必要があると判断したときは、次のとおり、市長に市本部の設置を要請する。

[部長等による市本部設置の要請手続き]

部長等により市本部を設置する必要があると判断したとき

部長等から防災安全担当部長に要請

防災安全担当部長に部長等による要請があった場合、またはその他の状況により判断し市本部を設置する必要があると認めたとき

防災安全担当部長から市長に要請

市長は、防災安全担当部長より要請があり、必要があると認めた場合、市本部を設置する。

(3) 市本部の設置場所

市本部は、市役所1階臨時事務室に設置する。

市役所が被災して使用できない場合は、次の順位で市本部を設置する。

- | |
|-------------------|
| 第1順位：くにたち市民総合体育館 |
| 第2順位：くにたち市民芸術小ホール |
| 第3順位：市役所駐車場 |

(4) 市災害対策本部長

市災害対策本部長（以下「本部長」という。）は市長とする。

ただし、市長による指揮・監督が困難な場合には、次の順位により本部長の職務を代行する。

[市長不在の場合における本部長職務の代行順位]

- | |
|--------------------------------------------------|
| 第1順位：副市長 |
| 第2順位：教育長 |
| 第3順位：防災安全担当部長 |
| 第4順位以降：国立市組織条例第1条に定める組織順位にある防災安全担当部長を除く部長の順位とする。 |

(5) 市本部の開設

①市本部の標識等の設置

市本部を設置する施設の正面玄関又は適当な場所に「国立市災害対策本部」の標識を掲示する。

②市本部の設置の通知

市本部を設置したとき、部長等のほか、次に掲げる機関等に電話その他適当な方法により通知する。また、通知の際は、必要に応じて市本部との連絡調整を行う連絡員の派遣を要請する。ただし、連絡員の派遣要請は、相手方が派遣可能な場合のみとし、不可能な場合は連絡手段を確保する。

※ 資料 「災害対策本部設置通知機関一覧」参照

(6) 資機材等の確保

市本部設置の指示があったときは次の措置を講ずる。

市本部開設に必要な資機材等の確保	<ul style="list-style-type: none"> ①会議用机、いす ②パソコン(本部員、事務局) ③プリンター ④コピー機
通信手段の確保	<ul style="list-style-type: none"> ①電話機 ②FAX ③東京都災害情報システム (DIS) ④情報掲示板

	⑤MCA 無線機	
	⑥衛星携帯電話	
スペースの確保	<確保する場所>	<使用目的>
	1階臨時事務室	災害対策本部室
	3階全会議室	各部の会議、打合せ等
	市民ロビー	被害情報等の掲示
	市民総合体育館	市本部の代替施設若しくは記者室及び記者会見室
	市民芸術小ホール	職員、ボランティア等の休息場所

(7) 現地災害対策本部の設置

市長（本部長）は、被災地での応急対応や関係機関との連絡・調整を円滑に進めるため、必要に応じて現地に職員を派遣して現地災害対策本部（以下「現地本部」という。）を設置する。

(8) 市本部の廃止

市長（本部長）は、市の地域に災害が発生する危険が解消したと認めたとき、又は災害応急対策がおおむね完了したと認めるときは、市本部の廃止を決定する。また、市本部を廃止したときは、速やかに関係機関等にその旨を通知する。

※ 資料 「国立市災害対策本部及び国立市健康危機管理対策本部条例」 参照

※ 資料 「災害対策本部設置通知機関一覧」 参照

第3節 災害対策本部の運営

市本部を設置した場合は、次の要領で運営を行う。

(1) 本部会議の開催

本部会議は原則として発災1時間後・3時間後・12時間後・1日後を目安に開催する。2日目以降は必要に応じ開催する。本部会議では優先課題や目標を決定し、どの業務に職員や車両、資機材等を優先して配備すべきか等についても決定する。

(2) 本部会議の内容

- ・地震情報の報告
- ・被害状況の報告
- ・各部の対応状況
- ・優先課題の決定（避難情報、救助、医療救護、避難所運営、要配慮者等）
- ・1日後、3日後、1週間後等の目標設定

(3) 応急対策の立案

総合的な応急対策の立案は防災安全課が行う。応急対策は原則として本部会議の30分前までに立案し、市長・副市長・防災安全担当部長に説明したのち、本部会議に諮る。

○応急対策の立案に考慮すべき事項

- ・人命救助
- ・被害状況把握（火災の状況を含む。）
- ・気象条件（風向き等）
- ・職員の参集、活動状況
- ・関係機関等への応援依頼
- ・車両、資機材の状況
- ・道路状況
- ・避難所の状況
- ・避難誘導方法 など

第3章 災害救助法の適用

活動内容	24時間以内	3日以内	1週間以内	1週間以降	対応課
災害救助法の適用			●	●	政策経営課

【基本方針】

災害救助法の適用をうけるための基準に沿って、発災後、できるだけ速やかに災害救助法の適用を申請し、法に基づく救助の実施を求める。

第1節 災害救助法の適用（政策経営課）

（1）適用基準

災害救助法の適用基準は、災害救助法施行令第1条第1項第1号～第4号の規定による。国立市における具体的適用は、次のいずれか一つに該当する場合である。

国立市人口 77,130人（令和2年 国勢調査）

指標となる被害項目	減失世帯数	該当条項
①市内の住家が滅失した世帯の数	市 80世帯以上	第1項第1号
②都内で住家が滅失した世帯数のうち市内で住家が滅失した世帯の数	都 2,500世帯以上 かつ市 40世帯以上	第1項第2号
③都内の住家が滅失した世帯の数	都 12,000世帯以上	第1項第3号
④災害が隔絶した地域に発生したもの等被災者の救護が著しく困難な場合	※	第1項第3号
⑤多数の者が生命又は身体に危害を受け又は受けるおそれが生じた場合	※	第1項第4号

※内閣府令で定める基準に該当すること

■上記④に係る事例

- 被害世帯を含む被害地域が他の集落から隔離又は孤立している等のため生活必需品等の補給が極めて困難な場合で、特殊な補給方法を必要とする場合
- 有毒ガスの発生、放射性物資の放出等のため、被災者の救助が極めて困難であり、そのため特殊な技術を必要とする場合
- 多数の世帯の住家が滅失したものであること

■上記⑤に係る事例

- 有毒ガスの発生、放射性物資の放出等のため、多数の住民が避難の指示を受けて避難生活を余儀なくされる場合
- 大地震の発生により、多数の住民が避難して継続的に救助を必要としている場合
- 交通事故により多数の者が死傷した場合
- 群集の雑踏により多数の者が死傷した場合

(e) 被災者が現に救助する状態にあるものであること

(2) 救助法の適用申請

市内の災害が救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みであるときは、市長は直ちにその旨を都知事に報告する。その場合、次に掲げる事項について、DIS や電話等をもって要請し、後日文書によりあらためて要請する。

- 災害発生の日時及び場所
- 災害の原因及び被害の状況
- 適用を要請する理由
- 適用を必要とする期間
- 既にとった救助措置及び取ろうとする救助措置
- その他必要な事項

※適用申請の特例

災害の事態が急迫して、都知事による救助の実施の決定を待つことができない場合には、市長は、救助法の規定による救助に着手するとともに、直ちに都知事に報告する。その後の処置に関しては、都知事の指揮を受ける。

(3) 救助の実施

政策経営課は、救助の実施にあたって各部に關係帳簿の作成を指示し整理する。また、これを都知事に報告する。その他災害救助は、災対法第5条に基づき、市長が応急措置を実施する。

①災害救助の実施者

救助法の適用後は、都知事が実施者となり、市長は、都知事の補助者又は委託による執行者として救助を行う。

②災害報告及び救助実施状況の報告

救助法に基づく「災害報告」は、災害発生の時間的経過に併せ、発生報告、中間報告、決定報告を行う。これらの報告は、救助用物資、義援金の配分等の基礎になるほか、各種の対策資料となるものであり、政策経営課は、迅速かつ正確に被害状況を把握し、速やかに都知事へ報告する。

また、救助法に基づく救助の実施にあたって、救助種目ごとに帳票を作成するため、各部は、救助種目の実施状況を初期活動から救助が完了するまでの間、日ごとに記録・整理し、政策経営課に報告する。政策経営課は、帳票を整理し、都知事へ報告する。

(4) 救助の種類

救助法に基づく救助の種類は次のとおり。

- 避難所及び応急仮設住宅の供与
- 炊出しその他による食料品及び飲料水の供給
- 被服、寝具、その他生活必需品の給与又は貸与
- 医療及び助産
- 被災者の救出
- 被災した住宅の応急修理
- 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
- 学用品の給与
- 埋葬
- 死体の捜索及び処理
- 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

(5) 救助の程度・方法及び期間

救助の程度・方法及び期間は、救助法施行細則のとおりである。

※ 資料 「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」参照

第4章 来庁者、利用者等の安全確保

活動内容	24時間以内	3日以内	1週間以内	1週間以降	対応課
来庁者、利用者の安全確保	●				各課
市有施設、関連施設の被害状況等把握	●				各課
情報収集、伝達	●				各課

【基本方針】

来庁者の安全確保を行うとともに、職員の安全確保や安否確認行い、応急活動を実施できる体制を整える。

第1節 利用者の安全確保

(1) 発災直後の対応	<p>①職員は利用者の身の安全を確保する。</p> <p>②揺れが収まった後は、周囲の状況等を勘案し、安全な屋外に誘導し、危険がないようなら、その場で待機するよう呼びかける。</p> <p>③建物の損壊等により生き埋め等がある場合には、各課で救助活動を実施するが、救助が困難な場合は、消防、警察、消防団に救助の支援を要請する。</p>
(2) 利用者等の安全確保	<p>【公立保育園、公立小中学校】</p> <p>①救護 園児、児童、生徒の救護は原則として、保健師、養護教諭が行う。重症者に対しては、応急処置を行った後、医療機関へ搬送し対応する。</p> <p>②避難誘導 ・避難を要すると判断したとき、職員は、利用者を迅速に安全な場所へ避難誘導する。所管課、自主防災組織、自治会等の協力を得て行う。 ・職員、教職員は、災害による施設の被害状況を調査し、被災箇所、危険箇所を把握し、立入禁止等必要な安全措置を講じる。</p> <p>③引渡し・下校</p> <p>【保育園】 園長は、速やかに保護者への連絡に努め、引渡し準備を行う。引渡しの際には、各家庭の被害状況や避難所等を確認する。なお、園内での保護状況は、保育幼児教育推進課に連絡する。</p>

	<p>【小学校】 被害の状況に応じ、保護者等への引渡しによる下校を検討する。なお、下校状況は教育部へ随時報告する。</p> <p>【中学校】 被害の状況に応じ、保護者等への引渡しによる下校又は集団下校を検討する。なお、下校状況は教育部へ随時報告する。</p> <p>【児童館・学童保育所】 被害の状況により児童、学童を帰宅させることが危険であると認めるときは、速やかに保護者への連絡に努め、引渡し準備を行う。また、状況に応じて職員が引率する。なお、降所状況は、児童青少年課に報告する。</p>
(3) 発災直後の市庁舎での市民対応	まちの振興課は、発災直後に市庁舎へ直接訴えに来る市民からの救助要請や物資の提供要望などの対応を行う。
(4) 救助の支援	<p>①保育幼児教育推進課及び教育部は環境政策課と協力し、消防、警察、消防団に救助の支援を要請する。</p> <p>②被害の程度に応じて職員を派遣する。 保育園：子ども家庭部職員 小中学校：教育部職員、避難所参集職員</p>

第2節 市有施設、関連施設の被害状況等把握

(1) 被害状況の確認・報告	<p>①施設職員は、被害状況等（人的、建物等）を確認し、所管課長に報告する。</p> <p>②所管課は、所管施設、関連施設の被害状況等を確認する。</p>
(2) 施設の安全確保	施設職員は、施設の被害状況を調査し、被災箇所、危険個所を把握し、立入禁止等必要な安全措置を講じる。

第3節 情報の収集、伝達

(1) 情報収集・伝達

- ①人的、建物被害状況を所管課長へ報告する。
- ②勤務時間外の発災の場合は、職員の参集状況を所管課長へ報告する。
- ③各課長は、庶務担当課長に報告し、庶務担当課長は、随時被害状況を部長及び情報統括班に報告する。

なお、報告は電話によるものとし、電話が不通の場合は MCA 無線にて報告する。MCA 無線が配備されていない施設については、状況が落ち着いたのち、連絡要員を派遣する。

(2) MCA 無線配備施設

庁舎外施設との無線連絡担当部署は、無線配備施設の被害状況を把握し、庶務担当課長に報告する。

無線連絡担当部署	無線配備施設・機関
防災安全課	NTT 東日本、国立駅、東京電力パワーグリッド、東京ガスネットワーク、立川消防署、国立出張所、谷保出張所、立川警察署
福祉総務課	福祉会館
健康まちづくり戦略室	さくら病院、長久保病院、災害医療センター、都立多摩・小児総合医療センター
保育幼児教育推進課	保育園、幼稚園
まちの振興課	北市民プラザ、国立駅前市民プラザ
教育総務課	市立小中学校、公民館
教育指導支援課	国立音楽大学付属小学校、国立学園小学校、桐朋学園小学校
生涯学習課	一橋大学、東京女子体育大学、郵政研修センター

(3) 報告事項

人的被害	死傷者の有無（負傷者がある場合は、その人数と程度） 救助の要否 要配慮者の被害状況、安否情報 避難の状況、施設内の状況（混乱の程度等）
建物被害	建物倒壊 火災 道路閉塞
ライフライン被害	電気、ガス、上下水道、通信

第5章 職員配備

活動内容	24時間以内	3日以内	1週間以内	1週間以降	対応課
職員参集状況の把握及び安否確認	●				職員課
災害対応従事職員の環境整備	●	●	●	●	職員課

【基本方針】

職員の安全確保や安否確認を行い、応急活動を実施できる体制を整える。

第1節 職員参集状況の把握及び安否確認

職員課は、各部から報告のあった職員の参集状況及び被災状況を取りまとめ、市本部へ報告する。
(第3部第1章参照)

第2節 災害対応従事職員の環境整備

職員課は、災害対応に従事する職員のために必要な食事、休憩場所及び宿泊場所の確保を行う。
また、職員の健康管理のため、職員ローテーションの方針を示す。

災害対応に従事する職員の食料の確保については、救援物資の確保等を行うまちの振興課と協力して行う。

第6章 応急危険度判定

活動内容	24時間以内	3日以内	1週間以内	1週間以降	対応課
市庁舎の安全確保	●				総務課 建築営繕課
市施設の応急危険度判定	●	●			建築営繕課
民間建築物の応急危険度判定				●	建築営繕課

【基本方針】

本震後の余震等による倒壊の危険のある建物の判定を行うことで、二次災害を防止し、市民の安全確保を図る。

第1節 市庁舎の被害状況調査と安全の確保

災害発生直後、建築営繕課は市庁舎の応急危険度判定を実施するとともに、総務課は市庁舎における被害状況の調査を行い、それぞれ情報統括班へ報告する。

応急危険度判定の結果、市庁舎が使用できない場合は、記載の順に災害対策本部を設置若しくは移設する。

第2節 市施設の応急危険度判定の実施

(1) 市の施設の応急危険度判定

詳細は、被災建築物応急危険度判定マニュアル参照。

応急危険度判定は2名1組で行う。判定順は次のように優先順位を付けて実施する。

第1優先施設	・市庁舎 ・公立小中学校 ・市民総合体育館 ・保健センター ・公民館 ・福祉会館 ・郷土文化館
第2優先施設	・国立市障害者センター ・心身障害者通所訓練施設あすなろ ・保育園 ・市民芸術小ホール
第3優先施設	・その他の市有施設

第3節 民間建築物の応急危険度判定

応急危険度判定マニュアルに基づき、民間建築物の応急危険度判定を実施する。

第7章 情報（通信・収集・集約・報告）

活動内容	24時間以内	3日以内	1週間以内	1週間以降	対応課
通信手段の確保	●	●			政策経営課 総務課 防災安全課
被災情報の収集	●	●	●	●	防災安全課 収納課
情報の集約	●	●	●	●	情報統括班
情報の報告	●	●	●	●	防災安全課
災害の記録	●	●	●	●	課税課

【基本方針】

被害情報の収集、集約は、被害の拡大防止、各機関との連携や、判断基準となるため、最優先で確立する。

第1節 通信手段の確保

電話、FAX、防災行政無線等の通信機器の緊急点検を行い、通信機器の利用に支障がある場合は、応急復旧等の措置を講じて、庁内の連絡及び都、消防、警察、ライフラインその他の防災機関との連絡体制を確立する。

①電話・FAX等の機能確保（総務課、各施設所管課）

各施設の通信設備（電話、FAX等）は、各施設の担当者がその機能確保及び応急修理に努める。

②無線施設の機能確保（防災安全課）

通信設備のうち、無線施設は防災安全課が機能確認を行う。都防災行政無線は、都と協力して機能確認を行う。

なお、都防災行政無線が被災した場合は、「非常通信の運用に関する協定書」に基づき、立川消防署国立出張所のへ非常通信の確保を要請する。

③庁内ネットワーク等の通信施設の機能確保（防災安全課・政策経営課）

庁内ネットワークの機能確保は政策経営課が行う。DISは、防災安全課が都と協力して機能確保を行う。

■主な災害時通信手段

主な通信手段		主な通信区間	主な使用条件
有線通信	FAX	市本部・市の各施設・防災関係機関間を連絡	左記機関間の指令の伝達・報告は、原則 FAX で行う
	災害時優先電話		専用従事者を指名し窓口の統一を図る
	非常用公衆電話	設置予定場所（避難所等）	通信手段を失った市民や帰宅困難者の利用に供するため、必要な場所に設置を要請する
無線通信	都防災行政無線	市本部・都・近隣市・防災関係機関間を連絡	統制者による通信 (バックアップ用 MCA 無線も使用可能)
	市防災行政無線 (同報系)	子局	
	MCA 無線	市本部と避難所、警察署、消防署、消防団、防災関係機関、医療機関等	
口頭	伝令	本部会議と各部、市内防災関係機関	市各部、市内防災関係機関は本部会議に連絡員を派遣する。連絡員は可能な限り無線機、携帯電話を携行する

④臨時優先電話の応急仮設（総務課）

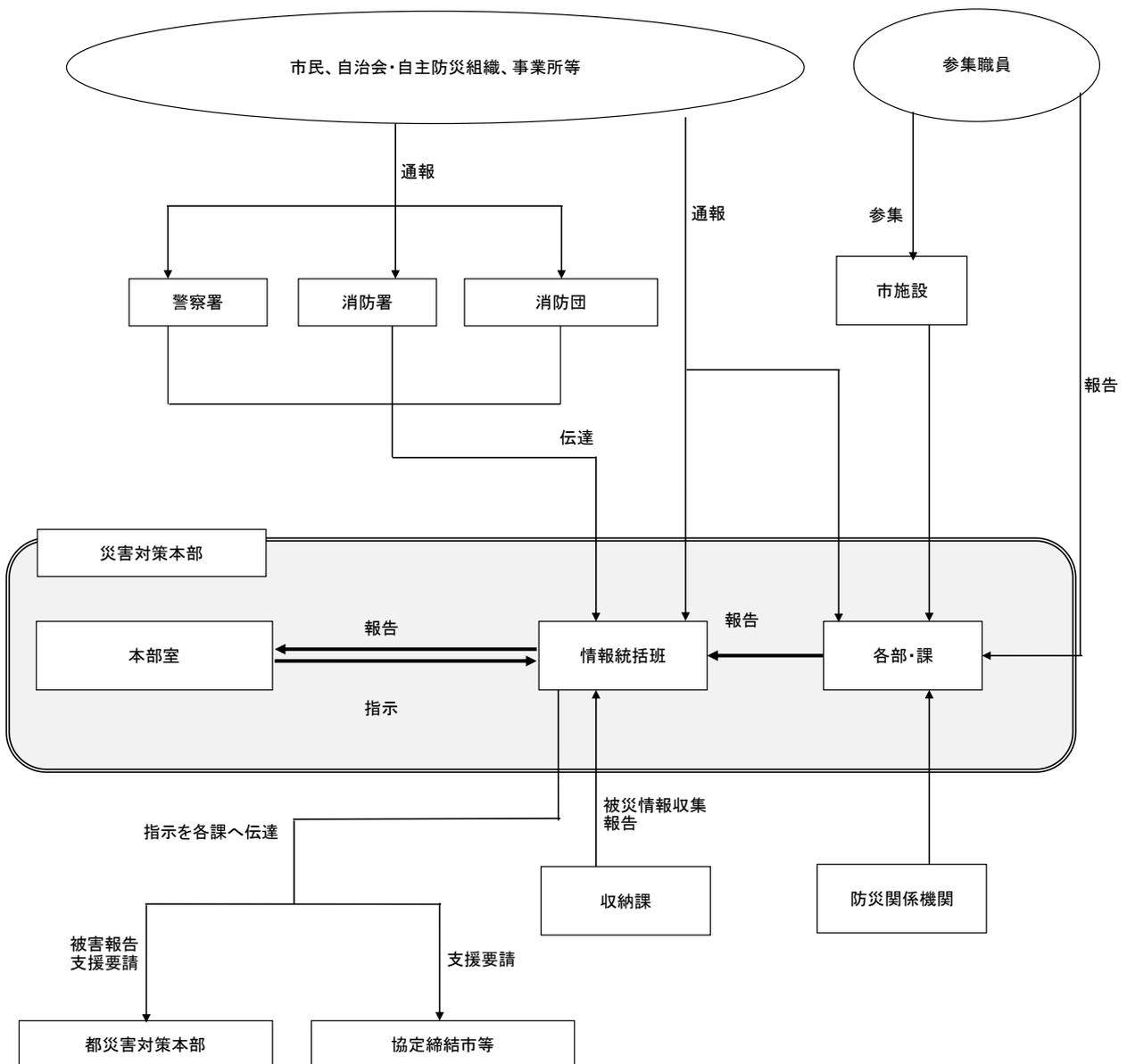
市庁舎及び避難所等に臨時優先電話を応急仮設するよう、NTT と協議する。

⑤市防災行政無線が機能しない場合の措置

伝令による情報連絡体制を確保する。

【情報】

情報収集・伝達の全体像系統図・流れ



第2節 情報収集

各課で収集した被災情報等は、情報統括班へ報告すること。

（1）情報収集手段（通信）

通信区分	通信手段	発信元
有線・無線	全国瞬時警報システム（Jアラート）	気象庁、内閣府、消防庁
有線	緊急情報ネットワークシステム（Em-Net）	官邸
有線	計測震度計	市役所敷地内
有線	テレビ	テレビ局
有線	ラジオ	ラジオ局
有線	他機関ホームページ	
その他	市内巡回	収納課

【市内巡回による被災情報の収集】

①収集体制

発災後、収納課は直ちに2人1組で無線機を携帯した情報収集員を市内に派遣する。勤務時間外で職員が不足する場合は他課の応援を受け、参集職員からの情報を基に、最も被害が大きいと思われる地域から情報収集員を派遣する。なお、情報収集員の安全を確保するため、情報の収集は原則として夜間を行わない。

収集事項を発見次第、逐次、市本部に連絡し、必要に応じ救助等を要請する。原則として、情報収集以外の活動は行わない。

②収集単位

勤務時間内で情報収集員を確保できる場合は、次の地域ごとに派遣する。

- ・東地域（国立駅南口から南下する）
- ・中地域（国立駅南口から南下する）
- ・北地域（国立駅北口から西に向かう）
- ・西地域（西3丁目から北に向かう）
- ・富士見台地域（2丁目→1丁目→2丁目→3丁目→4丁目）
- ・谷保地域等（甲州街道北側）
- ・谷保地域等（甲州街道南側）

③収集事項

収集する情報については、「（2）収集する情報」に基づき、収集する。

④所持品

- ・ヘルメット
- ・MCA無線
- ・カメラ
- ・筆記用具

（2）収集する情報

発災後、各部及び関係機関、市民等から様々な情報が寄せられるが、情報統括班がこれらを集約する。関係機関からの情報が入らない場合は、被災状況等について問い合わせを行う。また、被災情報の一覧を庁舎入口等に掲示する。

各課から情報統括班へ報告する場合も、以下の内容を踏まえて報告すること。

報告項目	調査内容
人的被害	<ul style="list-style-type: none"> ・ 死者数、負傷者数、行方不明者数、生き埋め者数、救出者数、状況 ・ 避難行動要支援者の安否 ・ 医療救護所での対応者数
建物被害	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建物倒壊数（全壊数、半壊数、状況） ・ 火災発生状況（全焼件数・半焼件数・延焼面積等）
道路・橋りょう被害	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国道、都道、市道の被害状況 ・ 交通規制の要否 ・ 橋梁の被災状況
交通機関	<ul style="list-style-type: none"> ・ 鉄道、バスの運行状況、復旧時期
上下水道被害	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水道施設（国立中給水所、谷保給水所）の被害状況 ・ 下水道施設（水再生センター、中継ポンプ場）の被害状況 ・ 断水状況 ・ 給水拠点開設状況
ライフライン	<ul style="list-style-type: none"> ・ 停電状況 ・ ガス供給停止状況 ・ 上水道の断水状況 ・ 下水道被害状況 ・ 通信の状況（電話回線・携帯電話の状況） ・ 各ライフライン復旧時期
市有施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建物被害状況
避難所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難者数 ・ 運営状況 ・ 物資の状況
職員の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 参集状況 ・ 被害の状況
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 土砂災害 ・ 多摩川の状況 ・ 市関係施設の建物被害状況 ・ 医療機関の建物被害状況、診療の可否 ・ 災害廃棄物の排出状況、仮置場の状況

第3節 情報の集約

各課から収集された情報を集約する。

発災後、各部及び関係機関、市民等から様々な情報が寄せられるが、情報統括班がこれらを集約する。関係機関からの情報が入らない場合は、被災状況等について問い合わせを行う。

（1）情報統括班の体制

情報統括班は、議会事務局、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局、会計課、オンブズマン事務局により構成し、班長・副班長をおいて活動する。

班長	議会事務局長
副班長	会計管理者（会計課長）、議会事務局次長、 選挙管理委員会事務局長、監査委員事務局長、オンブズマン事務局長

（2）情報の集約

各部等から寄せられた情報は、次の点に留意して取りまとめる。

- ①市全体の被害状況
- ②災害の進行状況
- ③被害個所の応急復旧状況
- ④未確認の情報等

（3）報告

集約した情報は、市本部へ報告する。

（4）命令の伝達

市本部が発令する命令を各部に伝達する。

第4節 情報の報告

（1）都への報告

市長（本部長）は、災対法第53条第1項の規定に基づき、被害の具体的な状況を都に報告する。

①報告する事項及び方法

防災安全課は、DISへの入力により、次の事項を都へ報告する。ただし、障害等によりDISに入力できない場合は、都防災行政無線電話、FAXで報告する。

- （1）災害の原因
- （2）災害が発生した日時
- （3）災害が発生した場所又は地域
- （4）被害状況

- (5) 災害に対して既にとった措置及び必要とする措置
- (6) 災害救助法適用の要否及び必要とする救助の種類
- (7) その他必要な事項

報告の種類		入力期限
発災通知		即時
被害措置概況速報		即時及び都が通知する期限内
要請通知		即時
確定報	災害確定報告	応急対策を終了した後 20 日以内
	各種確定報告	同上
災害年報		4 月 20 日

② 都への報告ができない場合

防災安全課は、総務省消防庁に直接報告する。

国（総務省消防庁）	連絡先	TEL 03-5253-7527
		FAX 03-5253-7537
		MAIL fdma-sokuhou@ml.soumu.go.jp

(2) 関係機関への報告、情報提供

次に掲げる機関等のうち、必要と認めるものについて電話、その他の方法により報告及び情報提供を行う。

- ・ 隣接市
- ・ 市防災会議委員
- ・ 防災関係機関
- ・ 協定先
- ・ 報道機関
- ・ 市民
- ・ その他関係する各機関

※ 資料 「被害程度の認定基準」参照

※ 資料 「防災行政無線配備一覧」参照

第5節 災害の記録

課税課は、発災直後から災害を記録する。

記録内容	<ul style="list-style-type: none">・ 鉄道駅・ 建物被害（火災含む）・ 道路・ 避難所・ 医療救護所・ 災害対策本部・ 記者会見・ 河川・ その他
記録媒体	<ul style="list-style-type: none">・ カメラ・ ビデオカメラ

第8章 広報活動

活動内容	24時間以内	3日以内	1週間以内	1週間以降	対応課
広報活動	●	●	●	●	市長室
報道機関対応	●	●	●	●	市長室

【基本方針】

市民の混乱を防ぐため、情報の空白時間帯、空白地域をなくすこと、正しい情報を広報すること、様々な手段で広報することを重点におく。

第1節 広報活動

(1) 広報手段

停電や機器、システム等にトラブル等があることも想定し、広報手段の多様化、多重化、手段を組み合わせて広報する。

広報手段	担当課
くにたちメール	市長室
市ホームページ	
国立市公式 SNS	
市報	
掲示板	
ジェイコム東京	
FM 立川	
広報車	
市防災行政無線	防災安全課
緊急速報メール（エリアメール）	
DIS、Lアラート（災害情報共有システム）	

(2) 広報内容

時期	広報内容
初動期	地震情報・気象情報
	落下物や塀の倒壊等への注意
	出火防止・初期消火の呼びかけ
	パニック防止、デマ情報への注意呼びかけ
	災害時要配慮者への支援

	避難誘導、避難情報
	避難所の開設
	帰宅困難者の応急対応、交通機関の運行情報
	被害情報や危険個所の情報
応急対策活動期	巡回救護の実施、心のケアの実施情報
	交通機関の運行情報、道路情報
	ライフライン（電気、上下水道、ガス、通信）の情報
	飲料水の供給、食料の供給、生活必需品の供給
	衛生・防疫、生活ごみの処理、仮置場の開設
	医療機関の診療状況、開業診療所等の情報
	住宅の修理、応急仮設住宅、一時提供住宅等の募集、各種生活復興に関する情報
	被災者の安否情報
	二次災害防止のためにとるべき措置

（3）要配慮者への広報

広報活動は、要配慮者がサービスを支障なく受けられるよう行う。

- 文字情報（くにたちメール配信、市HP、国立市公式SNS）
- 音声情報（防災行政無線、広報車、電話応答サービス、戸別受信機）
- 周囲の市民に理解されるような配慮
- 戸別訪問
- 日本語を解さない外国人への配慮（語学ボランティアによる広報）

（4）その他の広報活動

各部署において広報を行う必要のある事項について、適宜広報活動を実施する。

第2節 報道機関の対応

(1) 市長声明の発表

市の地域に大規模な災害が発生した場合、地震被害の概況や市の防災対策の状況等を含め、市民等に冷静な判断と行動をもとめる市長声明を発表する。

(2) 報道発表

①報道対応

市長室は、報道機関からの取材対応にかかわる担当者を配置する。また、市本部がまとめた情報を基に、報道機関へ依頼する広報内容を整理する。

- 不要不急の電話の自粛
- 被災者の安否情報
- 医療機関等の情報
- 二次災害防止のために取るべき措置
- 交通情報
- 食料・生活必需品に関する情報
- 電気・ガス・水道等の復旧見通し
- その他

②記者会見の実施

市長室は定期的に記者会見を開催し情報の提供を行う。なお、その際は必要な物資やボランティアなど、市のニーズ等を積極的に提供するよう努める。

発表者	会見会場	内容
政策経営部長 (定例会見)	くにたち市民総合体育館	○被害状況、応急復旧対策の状況

③広報の要請

市長室は、都を通じて応急対策に必要な広報を報道機関に要請する。

ただし、緊急を要する場合は、直接報道機関に放送の要請を行い、事後、速やかに都にその旨を連絡する。

第9章 救助・消防活動

活動内容	24時間以内	3日以内	1週間以内	1週間以降	対応課
救助活動	●	●	●		環境政策課 警察署 消防署 消防団
消防活動	●	●	●		消防署 消防団
行方不明者の捜索	●	●	●	●	収納課 警察署

【基本方針】

大地震が発生した場合、建物の倒壊等による要救助者が多数発生するほか、大規模な延焼火災が発生することが想定される。平時と異なり、消防機関によりすべてを対応することは不可能であることから、市民（自主防災組織等）や協力団体等との連携により対応することが重要である。

第1節 救助活動

（1）救助活動の支援（環境政策課）

- ①子ども家庭部及び教育部から保育園や幼稚園、学校の被災情報を収集し、救助が必要な施設を把握する。
- ②収集した情報をもとに消防署や消防団、警察署等と連携し、可能な限り協力を求める。
- ③警察署や消防署、消防団等により救助活動の実施が困難であり、やむを得ず救助活動を実施する場合は、生活環境部の各課の応援を受けて、5人1組で救助活動を行う。

（2）警察署、消防署の救助活動等

警察署、消防署は、環境政策課、消防団、協力団体及び自主防災組織等と協力し、救出・救急活動を実施する。（第3部第24章参照）

第2節 消防活動

消防署は、多数の人命を守ることを最重点とし全消防力をあげて延焼火災への消火活動を行う。
(第3部第24章参照)

第3節 行方不明者の搜索

(1) 行方不明者の把握(収納課)

収納課は、被害状況の調査結果や市民等からの報告に基づき、警察署に対し情報提供を行う。情報提供は、警察署より提供を受けた行方不明者届出リストを「避難者名簿」(教育指導支援課)、「医療実施状況」(健康まちづくり戦略室)、その他市で把握している安否情報等と照合し、その結果を警察署へ連絡することにより行う。

- ①警察署は、届出を受けたときは、行方不明者の「住所、氏名、年齢、性別、身長、体重、着衣、その他の特徴」について、可能な限り詳細に聴き取り記録する。
- ②警察署は、「届出」リストを市に1部送付する。
- ③収納課は、「届出」リストを「避難者名簿」(教育指導支援課)、「医療実施状況」(健康まちづくり戦略室)、その他市で把握している安否情報等と照合し、その結果を警察署へ連絡する。

(2) 搜索期間

行方不明者の搜索期間は、原則、災害発生から10日間とする。

11日目以降も搜索を行う必要がある場合は、搜索期間内に下記事項を明らかにして、都知事へ申告する。

- ①延長の期間
- ②期間の延長を必要とする地域
- ③期間の延長をする理由(具体的に)
- ④その他(期間の延長をすることによって搜索される行方不明者の数等)

第10章 医療救護活動

活動内容	24時間以内	3日以内	1週間以内	1週間以降	対応課
医療救護活動	●	●	●	●	健康まちづくり戦略室（保健師）
医療救護所での活動	●	●	●		健康まちづくり戦略室（保健師）
保健活動	●	●	●	●	保健師

【基本方針】

大規模災害時には、限られた医療資源の中で多数の傷病者に対処するため、フェーズに応じて災害医療体制を構築する。

発災直後においては、保健センターに医療救護活動拠点を設置するとともに、市医師会を中心とした関係機関等の協力を得て医療救護所を設置し、医療救護活動を行う。同時に医薬品、衛生材料及び資器材を確保するとともに、災害拠点病院等への重症者の搬送手段も確保する。

また、市内保健師を中心とした災害時保健活動により、避難所等での被災者の健康管理やメンタルヘルスケア等の対応を行い、二次的健康被害（避けられた死）を防止する。

※詳細については「国立市災害時医療救護活動マニュアル」、「国立市災害時保健活動マニュアル」による。

第1節 医療救護活動

【医療救護活動におけるフェーズ区分】

フェーズ区分		想定される状況
0	発災直後 (発災～6時間)	建物の倒壊や火災等の発生により傷病者が多数発生し、救出救助活動が開始される状況
1	超急性期 (6～72時間)	救助された多数の傷病者が医療機関に搬送されるが、ライフラインや交通機関が途絶し、被災地外からの人的・物的支援の受入が少ない状況
2	急性期 (72時間～1週間程度)	被害状況が少しずつ把握でき、ライフライン等が復旧し始めて、人的・物的支援の受入体制が確立されている状況
3	亜急性期 (1週間～1か月程度)	地域医療やライフライン機能、交通機関等が徐々に復旧している状況
4	慢性期 (1～3か月程度)	避難生活が長期化しているが、ほぼ復旧して、地域の医療機関や薬局が徐々に再開している状況
5	中長期 (3か月以降)	医療救護所がほぼ閉鎖されて、通常診療がほぼ再開している状況

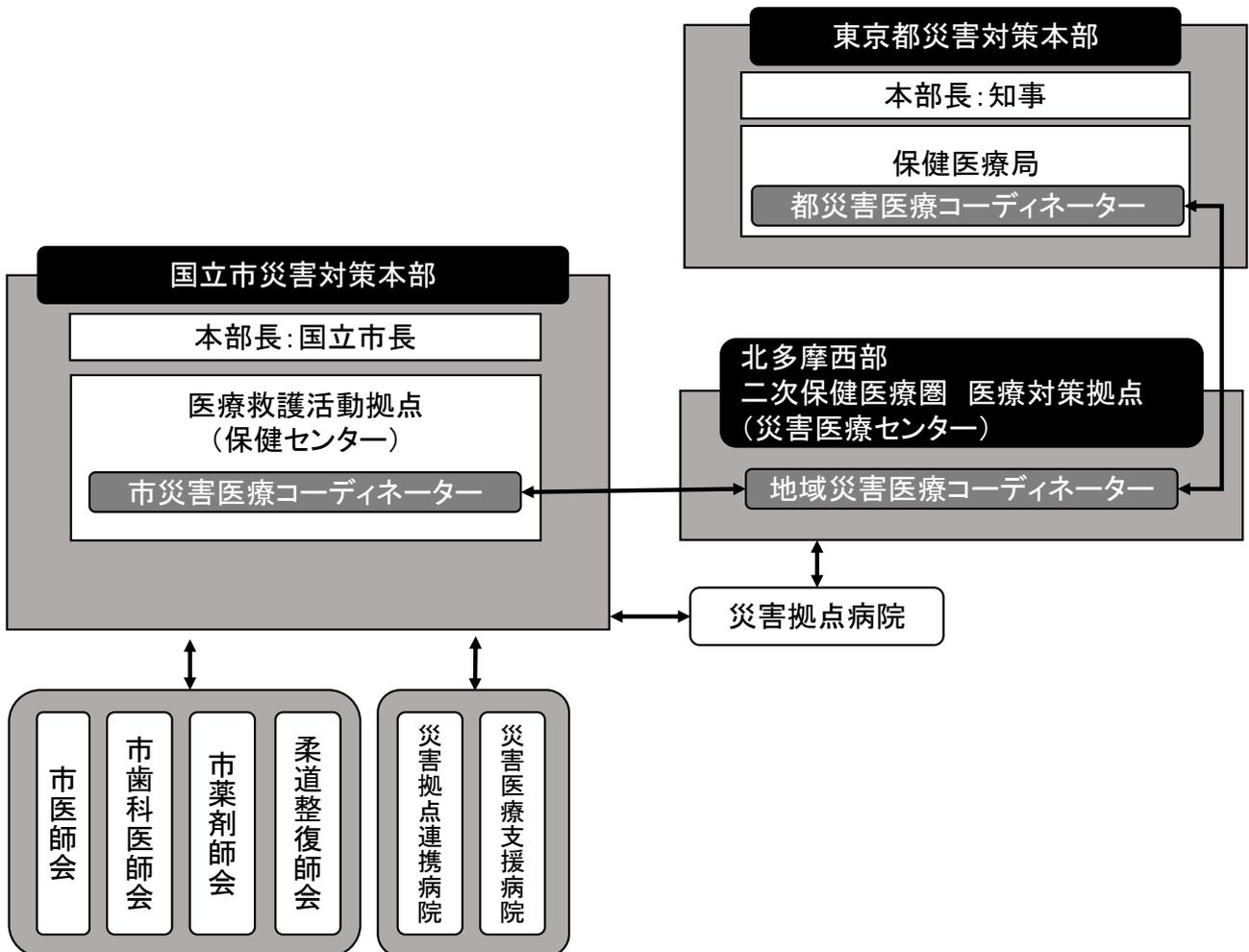
1 初動における活動体制

市内で震度6弱以上の地震が発生した場合、市医師会及び市歯科医師会は外来診療を中止して参集する。

市は医療救護活動拠点（本部長：市医師会長）を設置し、市災害医療コーディネーターの助言を得て四師会（市医師会、市歯科医師会、市薬剤師会、東京都柔道整復師会多摩中央支部）及び各医療機関等と連携して市内の被災状況等の情報収集、医療救護活動の統括・調整を行う。

名称	説明
東京都災害医療コーディネーター	都内全域の医療救護活動等を統括・調整するため医学的な助言を行う、東京都が指定するコーディネーター
東京都地域災害医療コーディネーター	各二次保健医療圏域の医療救護活動を統括するために東京都が指定するコーディネーター (国立市は北多摩西部二次保健医療圏)
市災害医療コーディネーター	市内の医療救護活動等を統括・調整するため、市に対して医学的な助言を行う、市が指定するコーディネーター

【初動期の連携体制】



2 医療救護活動の実施

医療救護活動拠点は、各医療機関及び防災関係機関との情報通信体制を確保するとともに、EMIS（広域災害救急医療情報システム）を活用して各医療機関の被害状況等を収集する。

発災直後から多数の傷病者が発生する場合、保健センター敷地内（市医師会館、市歯科医師会館含む）に医療救護所を設置して以下の医療救護活動を実施する。また、医療救護体制が不足する場合は、市災害医療コーディネーターを通じて東京都地域災害医療コーディネーターに応援を求める。

- ・ 傷病者に対するトリアージ
- ・ 傷病者に対する応急処置
- ・ 災害拠点病院等への転送の要否及び転送順位の決定
- ・ 搬送困難な患者、軽症者等に対する医療
- ・ 死亡の確認

3 搬送体制の確保

医療救護所での処置が困難な傷病者については、市災害医療コーディネーターが医療対策拠点と調整して受入先医療機関を決定する。また、必要に応じて隣接する二次保健医療圏の災害拠点病院である都立多摩・小児総合医療センターにも受入れを要請する。

傷病者を災害拠点病院等に搬送する場合、市は協定事業者等に依頼して搬送車両を確保し、立川消防署は可能な範囲で搬送に協力する。また、必要に応じて都保健医療局に要請する。

【災害拠点病院】

主に重症者の収容・治療を行う病院（基幹災害拠点病院、地域災害拠点中核病院及び地域災害拠点病院として東京都が指定する病院。）

名称	所在地
独立行政法人 国立病院機構 災害医療センター	立川市緑町 3256
国家公務員等共済組合連合会 立川病院	立川市錦町 4-2-22
社会医療法人財団 大和会 東大和病院	東大和市南街 1-13-12

【災害拠点連携病院】

主に中等症者や容態の安定した重症者の収容・治療を行う病院（救急告示を受けた病院等で東京都指定する病院。）

名称	所在地
社会福祉法人 恩賜財団 東京都同胞援護会 昭島病院	昭島市中神町 1260
医療法人 徳洲会 東京西徳洲会病院	昭島市松原町 3-1-1
社会医療法人財団 大和会 武蔵村山病院	武蔵村山市榎 1-1-5
社会医療法人社団 健生会 立川相互病院	立川市緑町 4-1

【災害医療支援病院】

専門医療、慢性疾患への対応、区市町村地域防災計画に定める医療救護活動を行う病院（災害拠

点病院及び災害拠点連携病院を除く全ての病院。)

※市内に所在する病院は下記のとおり

名称	所在地
医療法人社団 浩央会 国立さくら病院	国立市東 1-19-10
医療法人社団 長尽会 長久保病院	国立市谷保 6907-1

4 特殊医療

ア 在宅難病者等への対応

在宅難病者、人工呼吸器使用者及び医療的ケア児とその家族に対し、医療機関の開設状況等の情報を提供するとともに、できるだけ在宅療養が継続できるよう支援し、必要に応じて医療機関への搬送を行う。

イ 透析患者への対応

市内の透析医療機関の被災状況や透析の可否について情報を収集して、関係機関に提供する。透析医療機関の被災状況に応じて、人工透析に必要な水や医薬品等の供給について都保健医療局と調整する。また、都保健医療局を介して災害時透析医療ネットワークを活用し、東京都外への透析患者の搬送を調整する。

ウ 小児周産期医療の対応

小児周産期医療に関する傷病者の受入や人的支援等については、地域災害時小児周産期リエゾンと連携して調整を行う。また、妊産婦の受診については、市内の産婦人科医療機関のほか、東京都助産師会北多摩第一分会等の協力を得て行う。

5 医薬品・医療資器材の確保

ア 医薬品等の使用方針

- ①市は発災後速やかに保健センターに災害薬事センターを設置する。
- ②保健センター等の備蓄を優先的に使用する。
- ③不足する場合は市薬剤師会等に供給を要請する。
- ④さらに不足する場合は、市が協定事業者（医薬品卸売業者）に発注するほか、都保健医療局に要請する。

イ 市災害薬事コーディネーターの業務

- ①医薬品等の管理に関する調整業務
- ②薬剤師班に関する調整業務
- ③薬事関係者の調整業務

第2節 災害時保健活動

避難所等における健康の維持、管理及び増進に関わる保健衛生対策を迅速かつ円滑に行うため、保健師を中心として保健活動拠点を設置し、健康福祉部の各部署と協力して支援活動を実施する。なお、人員の不足により対応が困難な場合は、多摩立川保健所を通じて都保健医療局に対して保健師等の派遣を要請する。

(1) 参集基準

市内で最大震度5強以上の地震が発生した場合に、保健師は健康福祉部内に保健活動拠点を設置して必要な情報収集を行う。庁内の保健師は各所属部署の初動対応を行った後、所属長の判断により保健活動拠点に参集する。休日夜間に発災した場合は、保健師は直接本庁の健康福祉部に参集して保健活動拠点を設置する。

なお、保健センター（健康まちづくり戦略室、子育て支援課子ども保健・発達支援係）の保健師は医療救護活動拠点及び医療救護所の設置業務を優先する。

(2) 活動内容

- 健康相談、こころのケア
- 保健予防活動（感染症・エコノミークラス症候群等）の点検・指導
- 避難者への健康維持・増進活動についての支援
- 地域内の健康管理を必要とする者（要配慮者等）の把握及びケア
- 健康調査の実施

第11章 交通規制・輸送対策

活動内容	24時間以内	3日以内	1週間以内	1週間以降	対応課
交通規制	●	●	●	●	警察署
緊急輸送道路の確保	●	●	●	●	道路交通課
ヘリコプター活動拠点の確保	●	●	●	●	総務課

【基本方針】

大規模な地震が発生した場合は、道路障害物による道路不通が発生すると想定されるが、緊急自動車等のための通行路を確保する必要があるため、災対法等に基づいて交通規制を行う。消防、救助、救急、医療活動を迅速に行うため、物資供給のための輸送路を確保する。

第1節 交通規制

震度6弱以上の地震が発生した場合、警視庁はただちに第1次交通規制を実施する。その後、復旧活動に必要な車両の通行を確保するため、被害状況を確認して、第2次交通規制を実施する。市は警視庁の交通規制に協力する。(第3部第24章参照)

※ 資料 「大震災（震度6弱以上）が発生した場合の交通規制」参照

(1) 第1次交通規制（緊急自動車専用路の確保）

ア 通行可能車両

消防や警察、自衛隊等の緊急車両及び道路点検車などの救出救護活動を行う車両のみが通行できる。

イ 市内の対象道路（緊急自動車専用路）

中央自動車道、国道20号（甲州街道）（中央自動車道まで）

(2) 第2次交通規制（緊急交通路の確保）

ア 通行可能車両

災害応急対策に従事するとして届け出がされている車両も通行できる。

イ 市内の対象道路（緊急交通路）

中央自動車道、都道256号（甲州街道）（中央自動車道まで）

(3) 各機関が行う交通規制

道路交通課は、市道の被害状況を警察署に通報し、危険個所の交通規制を実施する。警察署等の各機関は、次の状況において、交通規制を実施する。

実施機関	交通規制を行う状況	根拠法令
公安委員会	道路における危険防止、その他交通の安全と円滑を図る必要があると認められる場合	道路交通法第4条
	都内に災害が発生し、又は発生のおそれがある場合、災害応急対策上必要があると認められるとき	災対法第76条
警察署長	道路における危険防止、その他交通の安全と円滑を図る必要があると認められる場合	道路交通法第5条 又は第114条の3
警察官	車両等の通行が著しく停滞し、混雑した場合に交通の安全と円滑を図るためやむを得ないと認められるとき	道路交通法第6条 又は第75条の3
自衛官及び消防吏員（警察官がその場 にいない場合に限る）	通行禁止区域において、車両等が緊急通行車両の通行の障害となるとき	災対法第76条の3 第3項及び第4項
道路管理者（国道、 高速道路、都道、市 道）	道路の破損、決壊、その他の事由により交通が危険である認められる場合 ・規制標識の設置（区間を定めて通行禁止、制限、迂回等） ・道路標識の設置	道路法第4条1項 及び第48条12項

（4）緊急通行車両、規制除外車両の確認申請

ア 緊急通行車両の運行

大規模災害時には、災対法等に基づく交通規制が実施され、車両の通行が禁止される場合がある。そこで、災害応急対策等に従事する車両等は、所定の手続きを経て、標章を得ることにより規制区間を通行することができる。

- ① 災対法第50条第1項に規定する災害応急対策を実施するため使用する緊急車両について、公安委員会に緊急通行車両等事前届出書等の必要書類を提出し、届出済証の交付を受ける。
- ② 災害による交通規制下において届出済証の交付を受けた車両を運行する場合、事前届出車両の使用者（運転者を含む）は、公安委員会（警察署）に当該届出済証を提示のうえ、緊急通行車両等確認申請書を提出し、標章及び証明書の交付を受ける。
- ③ 緊急通行車両の事前届出済証の交付を受けていない車両については、事前届出に必要な書類のほか、緊急通行車両等確認申請書に所定の事項を記入のうえ申請し、災対法施行規則に定める標章及び証明書の交付を受ける。

イ 規制除外車両の運行

災害後、緊急通行車両等以外であっても民間事業者等で社会生活の維持に不可欠な車両又は公益上通行させることがやむを得ないと認められる車両については、公安委員会の意思決定に基づき通行禁止の対象から除外される。

①事前届出の対象車両

- | | |
|---|--------------------------|
| ア | 医師・歯科医師、医療機関等が使用する車両 |
| イ | 医薬品、医療機器、医療用資材等を輸送する車両 |
| ウ | 患者等を搬送する車両 |
| エ | 建設用重機 |
| オ | 道路啓開作業車両 |
| カ | 重機輸送用車両（建設用重機と同一の使用者に限る） |

- ②事前届出にあたって公安委員会に事前届出書を提出し、届出済証の交付を受ける。
- ③災害による交通規制下の運行にあたっては、届出済証を提示のうえ、規制除外車両確認申請書を提出し、確認標章及び除外証明書の交付を受ける。
- ④事前届出済証の交付を受けていない車両は、事前届出に必要な書類のほか、規制除外車両確認申請書に所定の事項を記入のうえ申請し、確認標章及び除外証明書の交付を受ける。

第2節 緊急輸送道路の確保

緊急車両の通行や物資の輸送等のために、交通規制や障害物除去により緊急輸送道路を確保する。

(1) 緊急輸送道路の種類

ア 東京都が指定したもの

東京都建設局が東京都緊急輸送道路ネットワーク計画により定めたもの。

優先順位により第1次～第3次の緊急輸送道路がある。

イ 市が指定したもの

この計画により定めたもので、市本部、避難所、給水所等の防災拠点を連絡する路線。

(2) 道路障害物の除去（啓開）

道路管理者が放置車両や障害物等を除去し、道路啓開を行う。（第3部第21章参照）

第3節 ヘリコプター活動拠点の確保

救出、救助、医療搬送、物資輸送のためのヘリコプター災害時臨時離着陸場について、あらかじめ以下の候補地を選定している。災害時には、施設の被害状況及び使用の可否について情報収集し、都災害対策本部に報告する。都は、航空局等と調整して離着陸場の選定を行う。

施設名	所在地	備考
一橋大学グラウンド	国立市中 2-1	都立多摩・小児総合医療センター 近接緊急離着場候補地（都）
多摩川河川敷グラウンド	国立市谷保 9544	
都立第五商業高等学校	国立市中 3-4	
都立国立高等学校	国立市東 4-25-1	

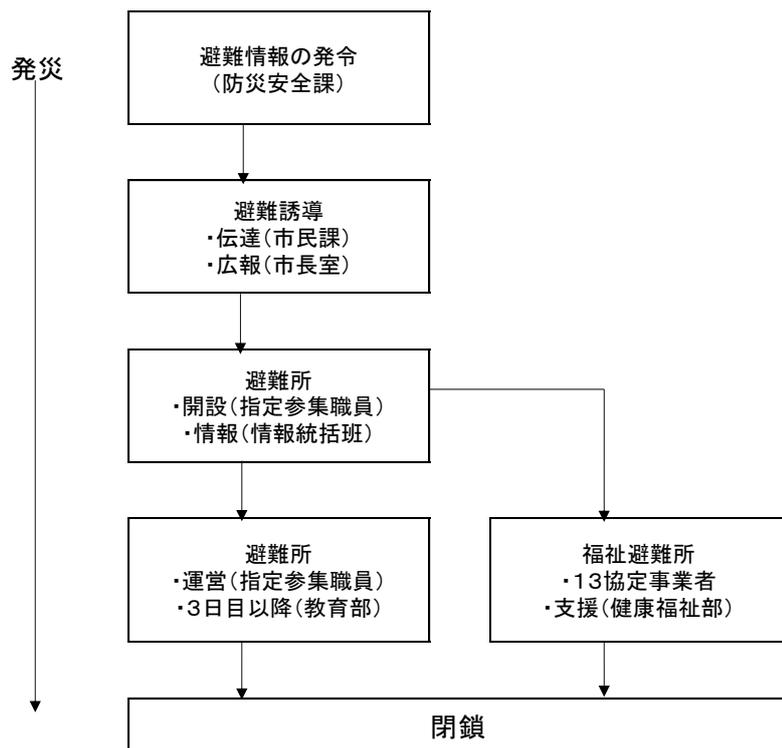
第12章 避難対策

活動内容	24時間以内	3日以内	1週間以内	1週間以降	対応課
避難情報の発令、警戒区域の設定	●				防災安全課
避難情報及び警戒区域の伝達	●				防災安全課
避難誘導	●				市民課 防災安全課
避難所の開設	●				指定参集職員
避難所の運営・支援・女性相談		●	●	●	指定参集職員 教育指導支援課 図書館 子ども家庭部 市長室
指定避難所以外の避難者対応	●	●	●	●	生涯学習課
避難所のごみ対策		●	●	●	ごみ減量課
避難所でのペット対策		●	●	●	環境政策課
避難所の統合・閉鎖				●	教育指導支援課

【基本方針】

災害により、市民の生命、身体の安全確保のため、適切に避難誘導し、避難所での生活を良好な環境を確保する。

＜避難対策の流れ＞



第1節 避難情報の発令、警戒区域の設定

(1) 避難情報の発令

市長（本部長）は、災害が発生し、又は発生のおそれがある場合、市民の身体や生命に危険が及ぶと認められるときは、避難区域を定めて、当該区域の住民に対して避難情報の発令を行う。市は、避難情報を発令した場合は、当該地区の近くに避難所を開設し、避難者の誘導と受入れを行う。

種類	実施者	災害種類	根拠法等
高齢者等避難	市長	災害全般	災対法第56条
避難指示	市長	災害全般	災対法第60条
	水防管理者	洪水	水防法第29条
	都知事	災害全般	災対法第60条 (市長ができない場合)
	都知事	洪水	水防法第29条
	その命を受けた職員	地すべり	地すべり等防止法第25条
	警察官	災害全般	災対法第61条、警察官職務執行法第4条 (市長からの要請がある場合又は市長が避難の指示をするいとまがないとき)
緊急安全確保	自衛官	災害全般	自衛隊法第94条 (警察官がその場にはいないとき)
	市長	災害全般	災対法第60条
	都知事	災害全般	災対法第60条 市長ができない場合に代行
	警察官	災害全般	災対法第61条、警察官職務執行法第4条 (市長から要請がある場合又は市長が避難の指示をするいとまがないとき)
	自衛官	災害全般	自衛隊法第94条 (警察官がその場にはいないとき)

■高齢者等避難とは

災害が発生するおそれがある状況に発令され、災害リスクのある区域等の居住者で特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階に市長から発令される。

■避難指示とは

災害が発生するおそれが高い状況に発令され、災害リスクのある区域等の居住者で通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階に市長から発令される。

■緊急安全確保とは

災害が発生又は切迫している状況で、居住者等が身の安全を確保するために避難所等への立退き避難することがかえって危険であると考えられる状況において、いまだ危険な場所にいる居住者等に対し、「災害リスクのある区域の外側へ移動する」行動から「命の危険から身の安全を可能な限り確保する」ことを中心とした行動へと行動変容するよう市長が特に促したい場合に、発令される。

(2) 警戒区域の設定

災害が発生し、又は発生しようとしている場合において、市民の生命を守るために特に必要があると認めるときは警戒区域を設定し、当該地域への立入制限・禁止、又は当該区域からの退去を命じる。

実施者	災害種類	根拠法等
市長	災害全般	災対法第 63 条
都知事	災害全般	災対法第 73 条 (市長ができない場合に代行)
水防団長 水防団員 消防機関に属する者	洪水	水防法第 21 条
消防署長 消防吏員 消防団員	水災以外の 災害	消防法 23 条の 2 (火災警戒区域) 消防法第 28 条 (消防警戒区域) 消防法 36 条において準用する消防法第 28 条 (消防区域として水災を除く他の災害に準用)
警察官	災害全般	災対法第 63 条 (市長から要請がある場合又は市長がその場にはいないとき)
自衛官	災害全般	災対法第 63 条 (市長、警察官がその場にはいないとき)

(3) 避難情報の発令及び警戒区域の設定基準

避難情報の発令及び警戒区域設定の主な基準は、次のとおりである。

- 建物の倒壊等により周辺に危険が及ぶそれがあるとき
- 火災発生時において、周辺に拡大するおそれがあるとき
- 地震後の降雨等により、土砂災害等の二次災害の発生が予想されるとき
- その他、周囲の状況から判断して危険が予想されるとき

(4) 避難情報の発令及び警戒区域設定者の措置

避難情報の発令・警戒区域の設定を行った者は、その旨を関係機関（東京都、警察署、消防署、消防団等）に通知する。

第2節 避難情報及び警戒区域の伝達

(1) 伝達事項

避難情報を発令した場合及び警戒区域を設定した場合には、市は、当該地区の居住者及び滞在者その他の者に対して次の事項を通知する。

- 対象地域、対象者
- 避難情報発令の理由、警戒区域設定の理由
- 避難先及び避難経路

(2) 伝達方法

市は、次の方法を用いて避難情報の発令及び警戒区域設定の伝達を行う。

- 防災行政無線（防災安全課）
- 緊急速報メール（防災安全課）
- テレビ・ラジオによる報道（市長室）
- ホームページ（市長室）
- くにたちメール配信（市長室）
- 広報車（市長室）
- 国立市公式 SNS（市長室）
- ジェイコム東京やエフエム立川との協定による放送（市長室）

【警察官、消防吏員及び現地対応職員（収納課）、消防団】

- 消防吏員による消防車両、ホームページ、掲示板による広報
- 警察官、消防吏員による戸別訪問（警戒区域）

※現地対応職員及び消防団は、警察官及び消防吏員の対応の補助にあたる。

(3) 要配慮者への対応【市長室、しょうがいしゃ支援課、高齢者支援課、公民館】

災害発生時又は災害発生の恐れがある場合、迅速に避難準備及び避難ができるよう留意して情報伝達を行う。（第3部第8章参照）

第3節 避難誘導

(1) 避難誘導

住宅等が多数倒壊した地域、火災による延焼の恐れがある地域、また避難所が危険となり他の施設等に避難する場合、市民課は、避難情報の発令及び警戒区域設定の伝達を行うとともに、警察官、消防吏員、消防団、自治会及び自主防災組織等の協力により、安全な場所へ避難誘導

する。なお、状況が許すかぎり、避難経路の安全確認に努め、高齢者、しょうがいしゃ、妊産婦、傷病者の避難を優先する。

また、学校、幼稚園、認定こども園、保育園等、図書館、公民館、事業所等の多くの人が集まる施設においては、各施設管理者が避難誘導を行う。

(2) 避難者への周知

避難誘導を行う者は、市民に以下の事項を周知する。

- 警戒区域と避難の要否
- 徒歩による避難（自動車不可）
- ガス栓の閉鎖、電気ブレーカーの遮断等二次災害の防止
- 非常持ち出し品の携行

【避難所、福祉避難所】

指定避難所	市立小中学校 11 校	災害により住まいを失った人又はそのおそれのある人 災害により自宅で生活が困難になった人が一時的に生活を営む場所								
指定緊急避難場所	都立立川国際中等教育学校周辺、一橋大学構内、中央郵政研修センター、谷保第三公園周辺、東京女子体育大学構内、多摩川河川敷公園	震災などによる市街地大火から一時的に市民の安全を確保する場所 大火が鎮火した後は、自宅に戻り生活を再建する人や指定避難所で避難生活を営む人などがいる								
一時集合場所	市内の学校や公園など 36 施設（指定避難所、指定緊急避難場所（広域避難場所）も含む）	地震直後、近隣住民相互の情報連絡や安否確認、また、避難に際して近隣や自治会・自主防災組織などで集団を形成する場所								
避難所候補施設	市民プラザ、コミュニティ施設、集会所等 26 施設	避難所の補完施設として高齢者等の要配慮者や避難所に入れない避難所が利用する施設								
福祉避難所	<table border="0"> <tr> <td>高齢者施設</td> <td>7 施設</td> </tr> <tr> <td>しょうがいしゃ施設</td> <td>5 施設</td> </tr> <tr> <td>私立学校</td> <td>1 施設</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>1 施設</td> </tr> </table>	高齢者施設	7 施設	しょうがいしゃ施設	5 施設	私立学校	1 施設	その他	1 施設	指定避難所での生活が難しい要配慮者が利用する施設 災害時の高齢者やしょうがいしゃ等の緊急一時受入れについて、市と協定を締結している
高齢者施設	7 施設									
しょうがいしゃ施設	5 施設									
私立学校	1 施設									
その他	1 施設									

■ 自主避難とは

災害時に、市が発令する「高齢者等避難」「避難指示」「緊急安全確保」を待たずに、自主的に避難すること。

第4節 避難所の開設

指定参集職員は、震度5強以上の地震により、各避難所へ参集し、避難所運営委員会と協力しながら避難所開設を行う。なお、避難所の開錠は、各学校の管理者が行うほか、休日夜間の場合は、指定参集職員が事前に預けられた鍵を使用するか、防災安全課事務室に保管している鍵を使用して開錠する。

避難所の開錠後は、避難所の被害状況及び避難者の人数等の状況を情報統括班へ報告する。その後は各避難所運営マニュアルに基づき、避難所運営委員会とともに避難所の開設・運営に従事する。

なお、教育指導支援課及び図書館により避難所の運営にあたる職員が確保されたとき又は市本部からの指示があったときは、指定参集職員は、それぞれの課に合流し、業務に従事する。

(1) 避難所の開設

避難所は、避難所運営マニュアルに基づき開設する。

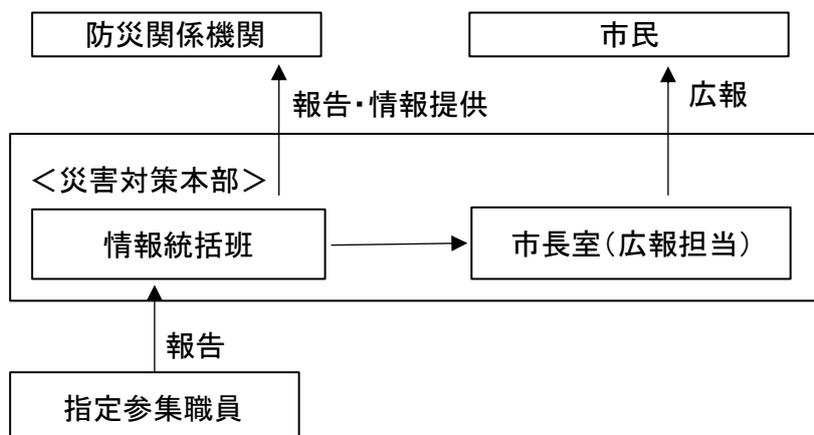
- 施設の門の開錠（学校管理者又は各校指定参集職員のうち主任・副主任）
- 施設の安全確認
- 受入れ準備、居室作成等
- 受入れ、誘導

(2) 開設の報告

指定参集職員は、情報統括班にMCA無線により以下の報告を行う。防災安全課は、防災行政無線で、市長室は、広報車、広報紙等で市民に広報する。また、市本部は、東京都、警察署、消防署等の関係機関に報告する。

- 開設日時
- 避難者数及び避難者の状況
- その他必要な事項

■情報伝達図



(3) 避難者の受入れ

避難所運営委員会は、避難スペースや受入れ順序等を協議して定め、迅速に受け入れる。自動車による避難者の受入れは、原則、徒歩による避難が困難な要配慮者のみとする。

第5節 避難所の運営・支援、女性相談

(1) 避難所の運営

避難所の運営は、避難所運営マニュアルに基づいて避難所運営委員会（自治会、自主防災組織等）、施設職員、市職員、ボランティア等が協力して行い、避難者自身による自主運営の体制が確立できるよう努める。

避難所の運営において、女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等、双方の視点等に配慮する。

(2) 避難所運営の支援（教育部、子ども家庭部）

避難所の運営は、災害発生から3日間は指定参集職員が担い、教育部職員が支援する。4日目以降は、教育指導支援課及び図書館の職員が指定参集職員と交代する。

なお、指定参集職員との交代は、それぞれの避難所の状況、市本部の活動状況及び指定参集職員の体調等を考慮して行うこととし、避難所の運営に関わる職員の数を減らすことも検討する。また、避難所運営の状況に応じて避難所への支援を振り分ける。

避難所の運営に関し、応援が必要な場合には、子ども家庭部職員が支援を行う。

(3) 学校の協力

被災地域から避難者が発生した場合、学校長は以下の措置を講じる。

ア 学校長は、教育部に避難所の状況を報告する。

イ 学校長は、市職員及び避難所運営委員会と協力して避難所の開設・運営を行う。

ウ 学校長と市職員は、速やかに避難者の受入れスペースを指定し受入れ体制を整える。受入準備には、児童・生徒の保護者等の協力を得て行う。

(4) 避難所における各種支援

避難所の運営については、男女、性的マイノリティ等の多様な避難者の視点について、配慮すること。

要配慮については、本人や家族の状況を把握し、それぞれのニーズに配慮した避難所運営を心掛け、健康福祉部と連携し、福祉避難所や医療機関への移送の必要性についても把握する。

① ニーズへの配慮

情報の提供・伝達方法	○要配慮者（聴覚しょうがい、視覚しょうがい等）の状況を考慮した情報提供の実施
避難スペース・設備	○高齢者やしょうがいしゃ等を考慮した避難スペース、通路の確保 ○段差の解消、車いす用トイレ等必要な介助用具の確保 ○プライバシーの確保、着替え場所等の確保 ○福祉避難所、又は必要な医療機関への移送 ○女性の避難スペース（トイレ、着替えスペース、授乳スペース、洗濯物干しスペース） ○防犯対策

食料・補装具・日常生活用具	○おかゆ、粉ミルク等要配慮者を考慮した食料 ○車いす、紙おむつ、生理用品、ウェットティッシュ、毛布等、ニーズに応じた生活用品
ボランティア等	○手助けが必要な人を把握し、災害ボランティアセンター（市社協）を通じて介護、介助、手話等必要な人員の確保

②巡回相談

避難生活における保健、福祉に関する相談窓口を開設する。

要配慮者の健康相談や必要なケアについては、保健活動拠点が巡回相談を行い、女性特有の課題については、市長室が女性を対象とした巡回相談を行う。巡回相談の実施にあたっては、個室を用意するなどできる限り配慮する。

なお、対象は在宅避難者も含めることとする。（第3部第10章及び第3部第13章参照）

第6節 指定避難所以外の避難者対応

（1）避難所が不足・受入れ困難な場合

①野外受入れ施設の開設

避難所施設が不足する場合は、一時的に被災者を受け入れる野外施設（テント等）の開設を行う。

野外受入れ施設の受入れ期間は、新たな避難施設の開設又は応急仮設住宅等での受入れ開始までの間とする。

②被災者の他地区への移送

市内の避難所への受入れが困難な場合は、他市区町村への移送を東京都に要請し避難者の移送を行う。なお、相互応援協定締結自治体や他の区市町村に対して協議した場合は、その旨を都知事に報告する。

③移送先の避難所運営

避難者の移送先である避難所に対して、職員を派遣し、管理・運営を行う。また、移送時には引率者を同乗させる。

④都知事による広域一時滞在の協議等の代行

被災者の他地区への移送に関し、市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合で、被災者の生命若しくは身体を災害から保護し、又は居住の場所を確保することが困難な場合において、当該被災者について広域一時滞在の必要があると認めるときは、都知事が市長の代わりにその事務を実施する。

（2）指定避難所以外の避難所の支援

市があらかじめ指定する避難所のほか、地域住民によって開設された避難所が確認された場合、市本部へ連絡し、必要な支援を実施する。

市本部は、上記の連絡を受けたときは、避難所としての指定を検討する。

(3) 一時避難所の運営支援

指定避難所の補完施設として位置付けられている避難所候補施設を使用して、地域の自主運営による一時避難所を開設した場合、その運営を支援する。

【一時避難所として指定されている施設】

施設	運営主体
青柳福祉センター	・青柳ことぶき会 (青柳福祉センター運営委員会)
南区公会堂	・南区公会堂運営委員会 ・南区公会堂管理人会

(4) 避難所候補施設及び福祉避難所の開設

指定避難所等の受入れ状況により避難所候補施設や協定による施設を活用して避難所を開設する。また、個別の支援が必要な要配慮者の避難状況により福祉避難所の開設を行う。(第3部第13章参照)

(5) 他地区からの被災者の受入れ

都から被災者の受入れを指示された場合は、避難所となる場所の確保等、受入れ態勢を整備する。

第7節 避難所でのペット対策

避難所でのペット対策は、別に定める「避難所運営ガイドライン」又は各避難所において作成した「避難所運営マニュアル」に基づくものとする。

環境政策課は、獣医師会等と協力し、避難所に同行したペットの適正管理・衛生管理について、以下に示す事項について指導・助言等を行う。(第3部第20章参照)

- ①避難所管理及び運営組織と協議し、避難所におけるペット管理区域を設定する。
- ②ペット飼育者に対してケージ、首輪、引き綱、餌等の準備を呼びかける。
- ③中長期に及ぶ避難を見据えたペット対策の推進(ペット避難所の確保、管理体制の確立、ボランティア等の募集等)。
- ④獣医師との活動の連携。

第8節 避難所のごみ対策

避難所運営委員会と協力してごみ分別指導を行い、その後の収集・処理が円滑に行えるよう努める。

仮設トイレの設置やし尿の収集についても計画的な体制を整備して、衛生対策に努める。(第3部第19章参照)

第9節 避難所の統合・閉鎖

教育指導支援課は、災害の復旧状況や避難所の減少状況を踏まえ、関係部署と調整し、市本部と協議を行いながら避難所の統合及び閉鎖を行う。

第13章 要配慮者対応

活動内容	24時間以内	3日以内	1週間以内	1週間以降	対応課
避難所及び在宅の要配慮者に対する支援	●	●	●	●	福祉総務課 高齢者支援課 しょうがいしゃ支援課 子育て支援課
福祉避難所等の確保		●	●	●	福祉総務課 高齢者支援課 しょうがいしゃ支援課
外国人に対する支援		●	●	●	公民館
要配慮者への広報	●	●	●	●	市長室

【基本方針】

災害時に自力で避難することが困難な市民の生命や身体の安全確保を図る。

第1節 避難所及び在宅の要配慮者に対する支援

(1) 安否確認

要配慮者対応を行う各部署は、関係機関や福祉関係団体等の協力を得て、安否確認を行う。併せて、支援ニーズの把握を行い、必要な要員や資機材等の確保を行う。安否の確認ができない者は、行方不明者名簿に記載する。(第3部第9章参照)

<確認方法>

- ・ 避難行動要支援者名簿の活用
- ・ 避難者名簿の活用
- ・ 民生委員、児童委員の報告
- ・ 自治会、自主防災組織、災害時要援護者支援協議会の報告
- ・ しょうがいしゃ団体、福祉関係団体、社会福祉協議会の報告

【避難行動要支援者名簿の活用】

災害時における要配慮者支援には、平常時において作成する避難行動要支援者名簿により安否確認や必要とする支援を迅速に判断して支援を行う。災害時においては、事前に外部機関への情報開示に対する本人の同意が得られていなくとも、災対法第49条の11第3項に基づき、救助や支援を行う外部機関へ情報提供を行う。ただし、避難行動要支援者名簿に掲載されていない要配慮者についても支援から漏れがないよう留意すること。また、避難後の要配慮者に対する生活支援も行う。

(2) 避難所における支援

保健師等による巡回健康相談や被災者支援相談窓口等とも連携し、要配慮者の支援ニーズを集約し、必要な支援を実施していく。(第3部第10章及び第3部第18章参照)

- ①避難所運営職員及び避難所運営委員会は要配慮者を把握し、専用居室を確保するとともに、避難所に備蓄するマット等を優先して提供する。
- ②介護の必要な者には、災害時介護活動従事登録者や介護ボランティア等を配置するよう努める。
- ③その他、避難所運営マニュアルに基づき支援する。

(3) 在宅における支援

必要な介護、介助や日常生活用具の給付等を行い、在宅生活を維持するよう支援する。

第2節 福祉避難所等の確保

(1) 福祉避難所の開設

指定避難所等での避難生活が困難な要配慮者のニーズがあった場合、必要に応じて福祉避難所を開設する。福祉避難所の運営に必要な職員を確保するとともに、不足する場合は、東京都福祉広域調整センターに応援を要請する。

■福祉避難所

- 福祉施設 (12 か所)
- 桐朋学園男子部門 (発達障害者及び知的障害者の福祉避難所)
- 中央郵政研修センター (在宅療養等の福祉避難所)

■福祉避難所候補施設

- 東京都多摩障害者スポーツセンター (協議中)
- 福祉会館等の市有施設

(2) 福祉避難所が不足した場合の対応

市内の協定施設及び公共施設等で受入れが困難な場合は、民間宿泊施設や東京都を通じて各市町村の社会福祉施設及び都立施設等へ受入れを要請する。

(3) 福祉避難所等への移送

状況により指定避難所や在宅での生活が困難な要配慮者については、福祉避難所や医療機関等へ移送する。

移送手段については、協定事業者等により確保する。

(4) 社会福祉施設等への生活救援物資等の供給

社会福祉施設において、入居者の食料、飲料水、生活必需品等が不足する場合、まちの振興課と協力して生活救援物資等の供給を行う。

第3節 外国人への支援

日本語に不慣れな外国人に対して、多言語ややさしい日本語等を活用した情報提供、生活相談等の支援を行う。市民組織や語学ボランティアの協力のもと、公民館に外国人災害時支援センターを設置する。(第3部第17章参照)

第4節 要配慮者への広報

要配慮者が支障なく様々な情報を受けとれるようにする。(第3部第8章参照)

第14章 帰宅困難者対応

活動内容	24時間以内	3日以内	1週間以内	1週間以降	対応課
学校・事業者等における対応	●	●			小・中学校(教育部)
駅周辺の混乱防止	●	●			図書館、公民館
帰宅支援	●	●			図書館、公民館

【基本方針】

災害により電車等の交通機関が停止することにより学校・事業所をはじめ、駅周辺に多数発生することが予想される帰宅困難者に対して、市、事業者、JR 東日本等の交通機関は、相互に協力して安全を確保する。駅周辺で発生することが予想される多数の帰宅困難者に対し、一時滞在施設等で受け入れるなど混乱防止に努める。

第1節 学校・事業所等における対応

事業所の管理者は、東京都帰宅困難者対策条例に基づき、施設の安全性を確認したうえで、従業員等を事業所内に留まらせることとなっている。これに伴い、学校では、保護者が帰宅できない状況が発生するため、学校内に待機させるなどの対応を行う。このとき、学校は、児童・生徒等の水や食料等の物資を避難所運営委員会と協力して確保する。

第2節 駅周辺の混乱防止

(1) 一時滞在施設への誘導

図書館は、帰宅困難者による駅周辺の混乱を防止するため、国立市帰宅困難者支援計画に基づき、帰宅困難者を一時滞在施設へ誘導する。

(2) 一時滞在施設の確保

交通機関の運行再開に要する時間が長期に及ぶ見通しの場合、各施設と連携して一時滞在施設を確保して帰宅困難者の受入れを行う。

国立駅（南口）周辺の滞留者	一橋大学、桐朋学園、 東京都多摩障害者スポーツセンター、公民館
谷保駅周辺の滞留者	都立国立高等学校、東京都多摩障害者スポーツセンター、 国立市役所、なかよし保育園
矢川駅周辺の滞留者	郷土文化館、矢川プラス（検討中）
徒歩通過者	都立第五商業高等学校

■ 徒歩通過者とは

徒歩帰宅するために市内を通過する者。主に都道 256 号において予想される。

駅周辺の事業者は、JR 東日本等の交通機関及び市と協力して、帰宅困難者の避難誘導、交通機関の復旧情報、飲料水の提供等に努める。

(3) 帰宅困難者への情報提供

市は、JR 東日本、立川バス株式会社、京王バス株式会社及び駅周辺施設管理者と協力して、帰宅困難者に交通機関の復旧状況、臨時輸送状況等を掲示し、交通手段の情報提供を行う。

- 交通機関復旧情報等について駅でアナウンス、駅前及び帰宅困難者一時滞在施設への掲示
- 周辺市町村への案内図の作成・配布

第3節 帰宅支援

(1) 徒歩帰宅者への支援

市、都は、徒歩帰宅者へ次の支援を行う。

市の支援	市が開設した一時滞在施設等において、情報、休憩場所、トイレ等を提供する
都の支援	都との協定による災害時帰宅支援ステーション（コンビニエンスストア、ガソリンスタンド等）において水、トイレ、情報等を提供する

(2) 帰宅困難者等の臨時輸送（立川バス、京王バス）

立川バス株式会社、京王バス株式会社の各事業者は、臨時輸送等を実施し、交通手段の確保に努める。

市は、立川バスにコミュニティバスによる区域内輸送を実施するよう要請する。

第15章 物資等調達

活動内容	24時間以内	3日以内	1週間以内	1週間以降	対応課
食料の確保、配布	●	●	●	●	まちの振興課 指定参集職員
生活必需品の確保、配布	●	●	●	●	まちの振興課 指定参集職員
車両等の確保	●	●	●	●	総務課
支援物資の受入れ		●	●	●	まちの振興課
飲料水、生活水の確保	●	●	●	●	食育推進・給食ステーション

【基本方針】

水、食料、生活必需品等の物資を調達し、大量の救援物資を処理し、避難所等のニーズに応じて供給する。

第1節 食料の確保・配布

(1) 供給方針

①発災当日	避難所の備蓄食料を配布する。
②2日目及び3日目	協定事業者の流通在庫を調達する。また、東京都からの支援物資を活用する。
③4日目以降	市外から広域支援を受ける。

(2) 供給対象（災害救助法による）

- 避難所に避難している者
- 住家に被害を受けて炊事のできない者
- 災害により炊事のできない者（帰宅困難者、在宅避難者含む）

※災害応急対策活動従事者の分も確保すること。

(3) 配布

避難所における配布は各避難所運営委員会と協力して配布を行い、避難所以外に避難している市民に対しても把握次第、配布する。配布にあたっては、アレルギーや要配慮者等のニーズの違いに配慮すること。

なお、医療機関や福祉施設等からの要請については、優先して配布するよう努める。

(4) 広報

配布を行う前に、次の項目について市民への広報を行うよう市長室へ依頼する。また、各避難所においても掲示板等にて広報する。

■ 広報する項目

- 配布場所
- 配布時間
- 配布方法

第2節 生活必需品の確保

(1) 供給対象

- 避難所に避難している者
- 住家が被害を受け、日常生活に大きな支障をきたしている者
- 災害により調達ができない者

(2) 供給品目

- 寝具
- 衣類
- 見の回り品
- 日用品など

生活必需品の配布は、災害救助法の供給、貸与基準の範囲内で行う。

調達する物資や配布の方法については、要配慮者、男女、性的マイノリティのニーズの違いに配慮すること。

広報及び配布方法は前節に準じて行う。

第3節 車両等の確保

(1) 車両及び燃料の確保

各部から運行可能車両と残存燃料の報告を受け、車両の必要台数等を勘案しながら、必要車両の運行可能日数を市本部に報告する。また、不足する場合は、他部と調整して車両等を確保する。

車両及び自家用発電機の軽油並びに冬期の灯油についても、今後の必要量を算定し、協定先と協議して必要量の確保に努める。

【調達先一覧】

調達物	調達先
車両（バス）	一般社団法人東京都トラック協会多摩支部（協定）
	国立市建設業協会（協定）

	株式会社小池商店府中営業所（協定）
	(有)萩観光（協定）
	市内タクシー事業者
	市内レンタカー事業者
電動車両	三菱自動車工業(株)・東日本三菱自動車販売(株)（協定）
	トヨタ S&D 西東京(株)（協定）
燃料	給油取扱所

※市内及び協定先で車両を調達できない場合の措置は、東京都へ調達あつせんを要請する。

（2）災害対策に係る物品の調達

災害対策に必要な物品について、その確保に努める。なお、応急対策に必要な専門性の高い物品については、各部が協定事業者等より調達する。

【物品例】

・通信機器 ・ホワイトボード ・会議用机 ・照明器具 ・電源供給に係る物品

第4節 支援物資の受入れ

支援物資の受入れ、保管、仕分けは、地域内輸送拠点（物資集積拠点）で行う。在庫管理や仕分けについては、ボランティアや物流業者の協力を得て行う。また、避難所への輸送は、物流業者のほか、総務課と協力して行う。

【地域内輸送拠点（物資集積拠点）】

- くにたち市民総合体育館
- 国立倉庫(株)（協定）

第5節 飲料水、生活用水の確保

（1）需要の把握及び給水計画の立案

食育推進・給食ステーションは、災害が発生し給水機能が停止した場合は、都水道局に次の①～②の事項を問い合わせ、応急給水が必要となる地域等の需要を把握するとともに、早急に給水計画を立案し市本部に報告する。

なお、応急給水の必要量は、1人1日3ℓ（飲料水）とする。

- ①給水機能停止区域、人口・世帯
- ②施設被害の状況把握及び復旧の見込み
- ③応急給水開始時期
- ④給水拠点の設置場所

(2) 応急給水活動

①医療機関・福祉施設への給水

食育推進・給食ステーションは、飲料水の調達が困難な市内の病院や福祉施設について、給水タンクやポリタンク等を活用し給水活動を実施する。なお、給水タンク等を使用する前には、清掃・消毒を行い、給水前には残留塩素の確認を行う。

特に、人工透析等治療に大量の水を使用する医療機関について十分配慮する。

給水タンク等での給水が困難な場合、都水道局から貸与を受けた市役所及び南市民プラザに配備してある応急給水用資器材（スタンドパイプ）を使用し、各施設の近くにある消火栓から給水する。この際、必ず応急給水資器材セットの中の残留塩素検査キットにより簡易水質検査を行う。

上記による応急給水が困難な場合は、都災害対策本部に対して、応急給水の緊急要請を行う。

②災害時給水ステーション（給水拠点）の設置

食育推進・給食ステーションは、災害時給水ステーション（給水拠点）において、都水道局と協力して応急給水活動を行う。なお、国立中給水所、谷保給水所ともに分画化が完了しているため、都水道局職員の到着を待たずに市職員又は指定従事者が応急給水活動を行う。

給水拠点	給水方法	実施者
給水所 (国立中、谷保)	○応急給水エリアに設置されている蛇口及び応急給水栓を使用して給水を実施 必要に応じて配水池に応急給水栓を設置し給水を実施 ○ウォーターパッカーによる飲料水袋の作成・配布 (国立中給水所のみ)	食育推進・給食ステーション
臨時応急給水所	○避難所において給水タンク等による給水を実施 (タンクの清掃等の対応は①医療機関・福祉施設への給水に準ずる。)	

③避難所における給水活動

避難所となる小中学校では、避難所運営委員会が都水道局より貸与された応急給水用資器材（スタンドパイプ）を使用して、応急給水栓及び消火栓から応急給水活動を行う。また、自主防災組織に配備してある消火用スタンドパイプも必要に応じて活用する。

④災害対策用井戸等の活用

市本部は、災害用対策井戸の所有者に、地域住民から要望があった場合、井戸水を提供するように要請する。なお、井戸水は、原則として生活用水に利用する。

災害対策用井戸のほか、ヤクルト中央研究所との協定で敷地内の井戸水を利用する。

(3) 市民への周知

食育推進・給食ステーションは、給水拠点を設置し応急給水を開始したとき、市長室に給水に関する広報を要請し、市民への周知を図る。

【広報内容】

- 給水拠点の設置場所
- 給水時間
- 給水方法

第16章 職員の受援・応援

活動内容	24時間以内	3日以内	1週間以内	1週間以降	対応課
受援班の設置	●				受援班
都・市町村への応援要請	●	●	●	●	受援班
自衛隊の派遣要請	●	●			防災安全課
協定事業者への協力要請		●	●	●	各部
被災自治体への応援	●	●	●	●	防災安全課

【基本方針】

市の災害対応能力を超えると判断される場合、他の地方公共団体や防災機関等と連携を図り、相互に協力して応急活動を実施する。詳細は、「国立市災害時受援マニュアル」による。

第1節 受援班の設置

大規模災害が発生した場合、国立市事業継続計画に基づいて通常業務は原則休止し、非常時優先業務を実施するために必要な人員等の確保を行う。十分な災害対応が実施できないと見込まれる場合は、職員課と文書法制課により受援班を設置し、速やかに外部応援を要請する。

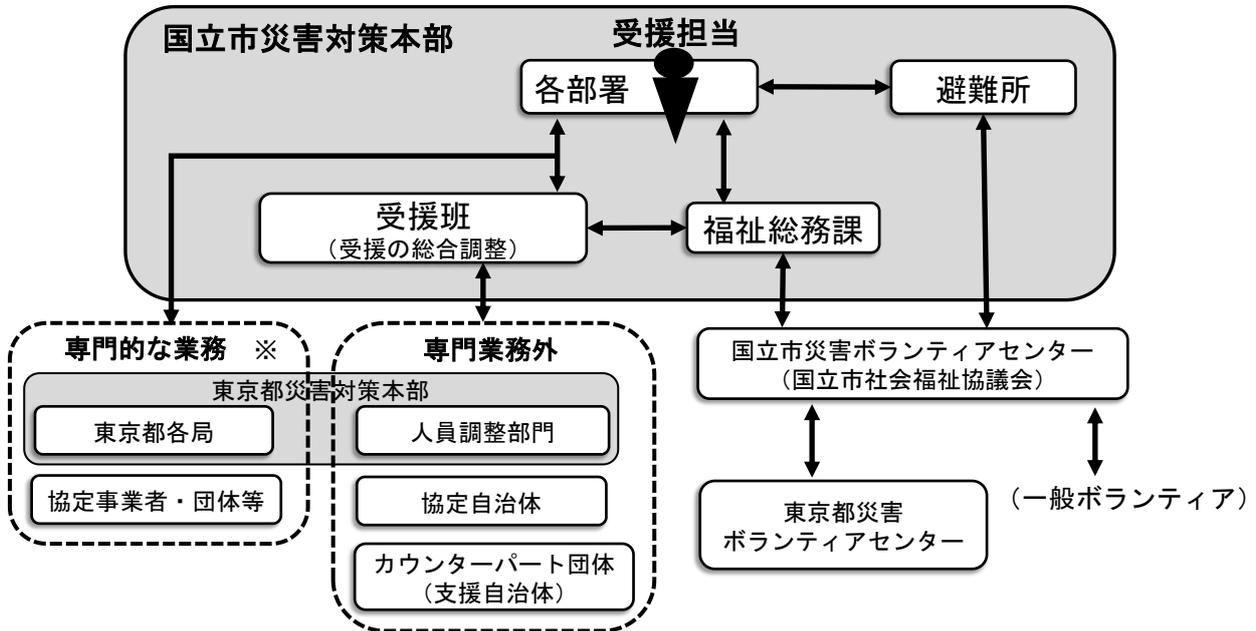
市の災害対応能力を超える活動が必要とされるときは、東京都、他市町村、自衛隊、防災関係機関等に応援を要請する。応援・協力要請は、被災直後の被害概要調査を踏まえ、直ちに行う。

【受援班の役割】

応援要請	<ul style="list-style-type: none"> ○市内におけるニーズを取りまとめる。(受援対象業務、必要人数、期間等) ○都本部(人員調整部門)や協定自治体等へ応援要請を行う。
受援調整	<ul style="list-style-type: none"> ○外部応援職員を受け入れる。 (受付、受援対象業務とのマッチング、業務説明等) ○調整会議等により、各部署の受援担当と需給調整を図る。 ○外部応援職員の待機場所などを確保する。(「自己完結型」が原則であるが、被災状況等によっては宿泊場所等を確保する。)

第2節 都・市町村への応援要請

■都・市町村等への応援要請



※ 専門的な業務であっても、協定自治体の応援を得られることがある。
その場合は、支援班を介して応援要請を行う。

(1) 都への応援要請

市長（本部長）は、必要と認めるとき都知事に対して応援の要請を行う（災対法第 68 条）。

支援班は、応援が必要な業務のうち、主に専門業務外について、庁内各部署のニーズを集約して、応援要請シートにより都本部（人員調整部門）に応援要請を行う。文書を提出するいとまがない場合は、電話、都防災行政無線、DIS 等により要請し、後日速やかに提出する。

応援が必要な業務のうち、専門的な業務については、支援班を介さずに各部署の受援担当が都各局に応援要請を行う。

(2) 市区町村への応援要請

本部長は、必要と認めるとき協定自治体又は他の市区町村に対して応援の要請を行う（災対法第 67 条及び災害時相互応援協定に基づく）。

【災害時相互応援協定締結先】

- 東京都 30 市町村
- 甲州街道サミット参加 12 市
- 兵庫県芦屋市
- 三重県伊賀市
- 秋田県北秋田市
- 山梨県韮崎市

(3) 国の機関等への応援要請

本部長は、必要と認めるときは指定地方行政機関の長に対して職員の派遣要請を行う（災対法第29条）。また、都知事に対して指定地方行政機関のあつせんを求める（災対法第30条）。

要請先	指定地方行政機関の長 東京都知事 総務局（総合防災部防災対策課）
要請伝達方法	文書（緊急の場合は電話、無線等で行い後日文書を送付）
職員の派遣要請・あつせん内容	○派遣要請・あつせんを求める理由 ○派遣要請・あつせんを求める職員の職種別人員数 ○派遣・あつせんを必要とする期間 ○派遣される職員の給与その他勤務条件 ○その他必要な事項

第3節 派遣職員の受入れ

(1) 派遣職員の受入れ

受援班は、他の市町村等から職員の派遣が確定した場合、次のとおり受入れを行う。なお、作業計画の作成は市本部と協議し、資機材の確保は、作業を行う担当部署と調整を行う。

連絡窓口	受援班
作業計画	○応援を求める作業について、速やかに作業計画を作成する。 ○必要な資機材を確保する。 ○作業に関係のある施設の管理者に対して、施設利用の了解を得る。
応援受入れ拠点の確保	○宿舎、屋内施設として公共施設等を確保する。 ○候補施設・・・くにたち市民芸術小ホール

- ①応援職員の到着
②受付（名簿作成）
③受援対象業務とのマッチング→詳細な業務説明は各部署の受援担当者が行う。各部署の受援担当者はマニュアル等を準備する
- ・現在の被災状況・活動状況
 - ・関係者のリストや連絡先
 - ・活動場所、休憩場所
 - ・必要な資源の確保方法
 - ・活動期間、1日のスケジュール
 - ・安全確保
 - ・業務の目的、内容 等

※受援班は、都本部（人員調整部門）を経由して応援要請したものについては、応援職員名簿及び受援状況報告書を作成し、都本部（人員調整部門）に提出する。

(2) 派遣職員の給与等経費の負担

災対法第92条の規定により負担する。

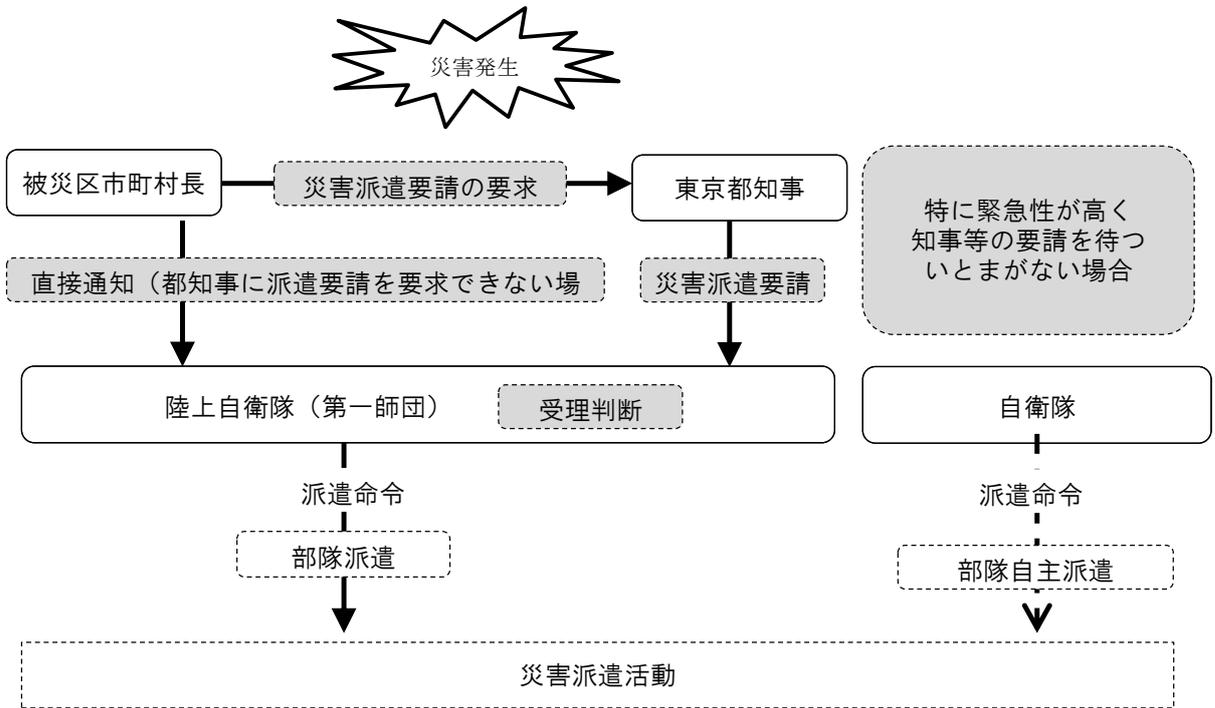
(3) 撤収要請

市長（本部長）は、災害対策の状況を把握の上、応援職員の撤収を要請する。

第4節 自衛隊の派遣要請

(1) 自衛隊派遣の方法

自衛隊派遣の方法は、次のとおりとする。



東京都災害時受援応援計画より

【自衛隊派遣の範囲】

<p>都知事の要請による派遣</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○都知事が人命及び財産保護のため、自衛隊に災害派遣を要請し派遣される場合 ○市長が応急措置を実施するため、都知事に対して自衛隊に災害派遣を要請するよう求め、これを受けて都知事が災害派遣を要請し派遣される場合
<p>市長の通知による派遣</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○通信の途絶等により、市長が都知事に対する災害派遣要請に係る要求ができない場合に、自衛隊が市長からの被害状況の通知を受けて自主的に派遣する場合
<p>自主的な派遣</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○災害に際し、自衛隊が自らの判断で自主的に出動する場合 ・都知事との連絡が不能、又は都知事からの災害派遣要請を待つ

	<p>いとまがないと認められる場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自衛隊の実施すべき救助活動が明確で、人命救助に関するものであると認められる場合 ・関係機関に対して情報を提供するため、情報収集の必要があると認められる場合 ・庁舎・営舎その他の防衛省の施設、又はこれらの近傍で災害が発生した場合
--	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(2) 派遣要請の依頼

市長（本部長）は、都知事に対して自衛隊の災害派遣要請を行うときは、文書で依頼する。ただし、緊急を要し、かつ都知事に対して依頼を行うことができない場合は、市長（本部長）はその旨及び災害状況を通知する。なお、都と連絡が取れ次第速やかに都知事にその旨を通知する。

要請依頼先	東京都知事 総務局（総合防災部防災対策課）
緊急時の連絡先	陸上自衛隊第一師団司令部（練馬） ☎ 03-3933-1161 課業時間内：第3部長又は同部防衛班長 課業時間外：司令部当直長
	航空自衛隊作戦システム運用隊（横田） ☎ 042-553-6611 課業時間内：企画科長又は防衛班長 課業時間外：作戦システム運用隊当直
要請・通知の伝達方法	文書各1部（緊急の場合は電話、無線等で行い後日文書を送付）
記載内容	<ul style="list-style-type: none"> ○災害の状況及び派遣を要請する理由 ○派遣を希望する区域及び活動内容 ○派遣を希望する期間 ○その他参考となるべき事項

(3) 活動内容

<ul style="list-style-type: none"> ○被害状況の把握 ○避難の援助 ○遭難者等の捜索援助 ○水防活動 ○消防活動 ○道路又は水路の応急啓開 ○応急医療、救護及び防疫 ○人員及び物資の緊急輸送 ○被災者生活支援 ○救援物資の無償貸付又は譲与 ○危険物の保安及び除去 ○その他臨機の措置等

防災安全課は、自衛隊の派遣が確定したとき、次のとおり受入れを準備する。なお、自衛隊との連絡調整及び作業計画の作成は災害対策本部と協議し、資機材の確保は、作業を行う担当部署と調整を行う。また、受入拠点候補地の利用が困難な場合は、その状況に応じて受入れ先を確保する。

連絡窓口	防災安全課
作業計画	<ul style="list-style-type: none"> ○応援を求める作業について、速やかに作業計画を作成する。 ○必要な資機材を確保する。 ○作業に関係のある施設の管理者に対して、施設利用の了解を得る。
派遣部隊の受け入れ拠点の確保	<ul style="list-style-type: none"> ○野営地、宿舎、屋内施設を確保する。 ○資機材置場、炊事ができる広場を確保する。 ○事務のできる部屋、駐車場を確保する。 ○派遣部隊の活動に対し、周辺住民の積極的な協力を求める。
受け入れ拠点候補地	<ul style="list-style-type: none"> ○谷保第三公園 ○必要に応じて公共施設を確保する。
ヘリコプター臨時離着陸場候補地	<ul style="list-style-type: none"> ○一橋大学 ○多摩川河川敷グラウンド ○都立第五商業高等学校 ○都立国立高等学校 ○その他必要に応じて確保する。

(4) 経費の負担区分

災害派遣部隊が活動に要した経費は、東京都地域防災計画に基づき、原則として市が負担する。

(5) 撤収要請

市長（本部長）は、災害派遣部隊の撤収を要請するとき、都知事及び派遣部隊長と協議する。

第5節 指定地方公共機関及び協定団体等への協力要請

各部は必要に応じて協定団体等へ協力を要請する。なお、協定団体等の受入れは、要請した担当部で対応する。受入れが困難な場合は、受援班に調整を依頼する。

※ 資料 「災害時の活動協力要請先一覧」参照

第6節 被災自治体への応援

(1) 広域応援の協議

他自治体から災対法第67条や災害時相互応援協定に基づき応援要請があった場合、あるいは要請がない場合で明らかに被害が甚大と判断される場合は、災害対策本部員を召集し、広域応援について協議を行う。協議に際して、防災安全課は下記の情報を収集する。

- 災害の状況
- 応援を必要とする理由
- 応援を希望する人数、物資、資機材等の品名及び数量
- 応援を必要とする場所、期間
- 応援を必要とする活動内容
- その他必要な事項

(2) 広域応援の実施

被災地のニーズの変化に応じて、広域応援を実施する。

【応援例】

- ・食料、生活必需品などの支援物資の搬送
- ・応急対策活動を実施するための人員、車両、資機材の提供
- ・避難所運営支援
- ・り災証明発行事務支援
- ・臨時広報発行支援
- ・ごみ収集・処理支援
- ・建築物応急危険度判定
- ・要配慮者等の避難者の一時受入れ
- ・その他必要な事項

第17章 ボランティア

活動内容	24時間以内	3日以内	1週間以内	1週間以降	対応課
ボランティアの支援	●	●	●	●	福祉総務課
登録ボランティアの受入れ		●	●	●	各部

【基本方針】

災害ボランティアセンターを開設し、ボランティアをコーディネートすることにより、効果的なボランティアの支援活動を受け入れる。

第1節 ボランティアの支援

(1) 災害ボランティアセンターの開設

市と市社協との「災害時におけるボランティア活動等に関する協定」に基づき、「災害ボランティアセンター」の開設・運営を要請する。

市社協は、災害ボランティアセンターを開設し、ボランティアの受付、活動オリエンテーション、依頼者への対応等を実施する。

(2) 市社協への支援

協定に基づき、市社協に対し、災害ボランティアセンターの設置、資機材の確保、費用等について支援する。

(3) 一般ボランティアの活動

被災者を直接支援する主な活動は、次のとおりである。

- 避難所の手伝い
- ごみの収集分別等の緊急生活支援
- 家屋の修理手伝い
- 屋内の片付け
- 荷物の一時的移動
- 引越しの手伝い
- 家事援助等の生活支援等

(出典：「くにたち災害ボランティアコーディネートマニュアル(案)」平成25年3月 市社協)

第2節 登録ボランティアの受入れ

(1) 登録ボランティア（専門ボランティア）の受入れ

東京都が東京都防災ボランティアに関する要綱に基づき登録しているボランティアの派遣要請・受入れについては、各担当部署が行う。

なお、東京消防庁及び日本赤十字社の登録ボランティアは、それぞれの所管組織の指示により活動を行う。

■東京都防災ボランティア

登録ボランティア	活動内容	都の所管
被災建築物応急危険度判定士	余震等による建築物の倒壊などの二次災害を防止するため、地震発生後できるだけ早く、かつ短時間で建築物の被災状況を調査する。	都市整備局
被災宅地危険度判定士	災害対策本部が設置される災害により、宅地が大規模に被災した場合に、被害の発生状況を把握し危険度を判定する。	都市整備局
防災（語学）ボランティア	大規模な災害発生時において、語学力を活かし被災外国人等を支援する。	生活文化スポーツ局
建設防災ボランティア	都建設局所管施設の点検・管理業務支援、公共土木施設等の被災状況の把握等	建設局

■災害復旧エキスパート

活動内容	所管
災害復旧の経験者を災害現地に派遣し、地方公共団体が行う災害復旧活動の支援・助言をボランティア活動として行い、迅速な災害復旧事業の促進に寄与する。	国土交通省 関東地方整備局

■交通規制支援ボランティア

活動内容	所管
<ol style="list-style-type: none"> 大震災の発生時に警察官に協力し、交通の整理誘導、交通広報並びに交通規制用装備資器（機）材の搬送及び設置を行う活動 平素から、交通規制の内容を表示した案内板、垂れ幕等を保管し、大震災等の発生時に、署長が指定する箇所にこれらの設置を行う活動 その他大震災等の発生時に実施する交通規制に関し署長が必要と認める活動 	警視庁

■東京消防庁災害時支援ボランティア

活動内容	所管
東京消防庁管内における震度6弱以上の地震発生時に、あらかじめ登録した消	東京消防庁

防署に自主的に参集し、消防署内での後方支援活動や応急救護活動などの支援を実施する。	
-------------------------------------------	--

■赤十字ボランティア

分類	活動内容
赤十字災害救護ボランティア	赤十字ボランティアによる救護活動全般のコーディネート
赤十字奉仕団、個人ボランティア	避難所等における被災者支援、救急医療等への支援

(2) そのほか専門ボランティアの受入れ

福祉総務課は、各部からの要請をとりまとめ、専門的な技能を有するボランティアを市社協、各種団体、また市ホームページ等を活用して募集する。

■必要とされる専門ボランティアの例

活動区分	技能・資格
医療救護	看護師、助産師、救急法指導員、救急救命士等
保健・福祉	栄養士、保健師、保育士、社会福祉士、介護福祉士、ソーシャルワーカー等
災害相談	弁護士、建築士、不動産鑑定士、中小企業診断士等

第18章 生活再建

活動内容	24時間以内	3日以内	1週間以内	1週間以降	対応課
住家被害認定調査			●	●	課税課固定資産税係
り災証明書の発行				●	市民課市民係
応急保育の実施			●	●	保育園 保育幼児教育推進課
応急教育対策			●	●	小中学校 教育指導支援課
児童館活動、学童保育の再開			●	●	児童青少年課
被災宅地の危険度判定		●	●	●	都市計画課
被災住宅の応急修理				●	都市計画課
応急仮設住宅等の確保			●	●	都市計画課
応急仮設住宅等の募集・選定				●	市民課
被災者支援の実施		●	●	●	政策経営課
災害弔慰金等の支給		●	●	●	福祉総務課
義援金の受入れと配分				●	福祉総務課 会計課

【基本方針】

生活再建、安定のために必要な対策をとるとともに、各種相談を受け付け、災害時における被災者の生活を支援する。

第1節 住家被害認定調査・り災証明書の発行

(1) り災証明書発行計画の作成

課税課固定資産税係及び市民課市民係は発災4日目を目安に、り災証明書発行計画の作成に着手する。り災証明書の発行開始は発災1か月後を目標とする。り災証明発行計画は、住家被害認定調査に関する計画及びり災証明書発行に関する計画から構成する。住家被害認定調査に関する計画は課税課固定資産税係が作成し、り災証明書発行計画は市民課市民係が作成する。計画の作成にあたっては、相互に協議しながら作成する。また、り災証明書発行計画の被災者支援に関する項目には、被災者支援組織と協議することとし、支援組織が結成されていない場合は、政策経営課と協議する。

①住家被害認定調査に関する計画

住家被害認定調査に関する計画には、次の事項を検討し記載すること。調査区分は市の施策

により一部損壊も判定する。国立市り災証明書等交付要綱を参考にする。

- 調査の対象及び範囲
- 実施スケジュール
- 職員体制（応援職員の配置を含む）
- 調査手順の詳細
- 必要な物品の確保
- り災台帳（被災者台帳）の作成
- 家屋台帳の復旧・活用及び住民基本台帳との連携
- 再調査に関すること

②り災証明書発行に関する計画

り災証明書発行に関する計画には、次の事項を検討し記載すること。

- 発行期間、発行場所及びレイアウト
- 職員体制（応援職員の配置を含む）
- 発行手順の詳細
- 必要な物品の確保
- 発行に関する事前周知
- 住民基本台帳の復旧・活用及び家屋台帳との連携
- 発行場所における再調査及び被災者支援窓口の設置の事前調整
（被災者支援体制は政策経営課）
- 消防署との連携

（2）住家被害認定調査

①総則

住家被害認定調査に関する計画に基づき、課税課固定資産税係を中心に調査を実施する。調査対象は明らかに全焼と判断されるものを除き、原則としてすべての建物を調査することとする。調査は2名1組で、外観から目視調査を行う。

調査員は庁内応援により確保し、不足する場合は他の自治体からの応援職員の確保を検討する。

【準備する物品】

- 腕章、名札等の身分を証明する物
- 下げ振り、水平器、懐中電灯、ヘルメット等の調査時に必要な物品
- 住家被害調査票、住宅地図、家屋台帳、住民基本台帳等の必要な書類
- その他必要な物品

なお、火災による家屋被害状況調査は原則消防署が行うものとし、市と消防署は協定に基づき相互に協力する。

②判定基準

「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（内閣府）に基づき1棟全体で部位別に行う。

判定は次のとおり行う。

全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊

③再調査

申請者から再調査の依頼があった場合、又は第1次調査の対象に該当しない場合、内容を精査した上で、再調査を実施する。調査方法は、調査員2人1組で外観目視調査に加えて、申請者の立会いにより建物内部に立ち入り目視調査を行う。

なお、倒壊危険等により内部への立ち入りが困難な場合には、外観目視調査のみとする。

(3) り災台帳の作成

調査結果に基づき、課税課固定資産税係、市民課市民係及び被災者支援組織の職員が協力し、り災台帳及を作成する。台帳作成に職員が不足する場合は、他課からの応援を災害対策本部に要請する。り災台帳は、り災証明書発行後に被災者台帳として活用できるよう作成する。

り災台帳には、次のデータを収録する。

- 所在地、所有者、居住者、連絡先
- 被害認定結果（り災の程度）
- 被害調査データ、住家の被害写真
- り災証明書発行記録

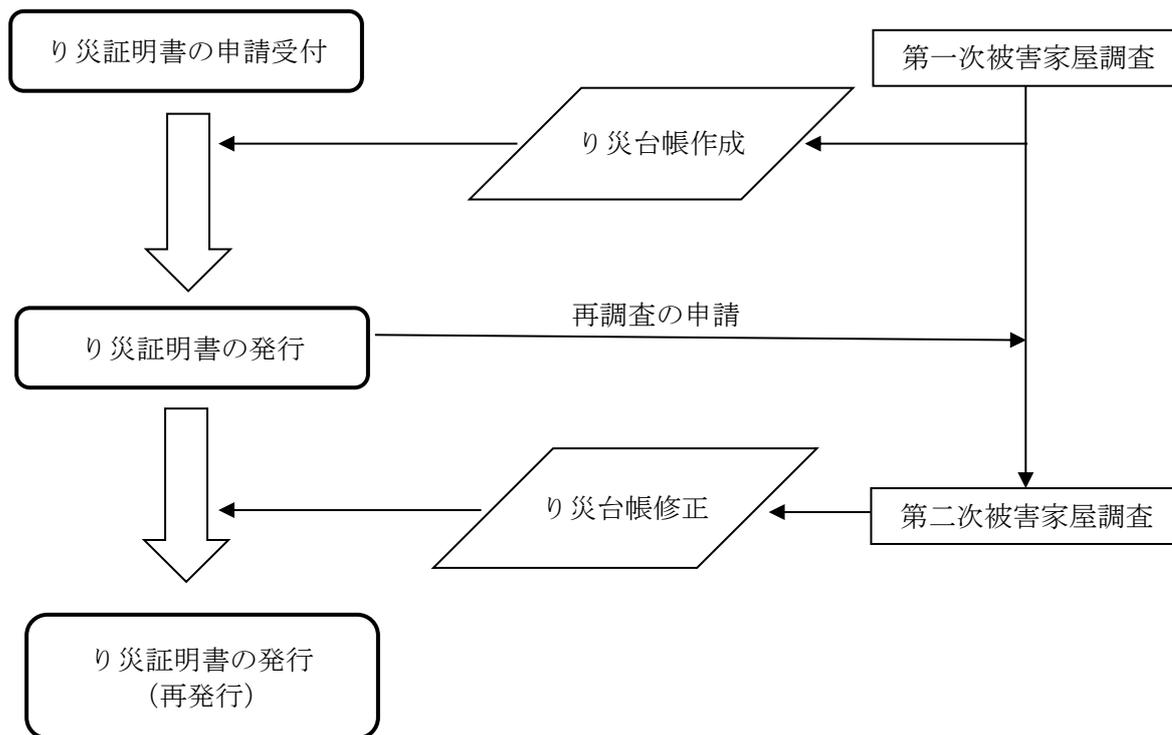
(4) り災証明書発行、再調査の受付、被災者支援窓口の設置

①総則

り災証明書発行に関する計画に基づき、市民課市民係を中心にり災証明書の発行を行う。発行を行う職員が不足する場合は、他課からの応援を要請する。り災証明書の発行にあたっては、再調査の案内・予約及び被災者支援窓口を併設することとし、被災者支援組織の職員がその業務にあたる。被災者から再調査の申し出があった場合は、すみやかに2次調査を行い、その判定結果を被災者へ連絡し、り災証明書を発行する。

火災によるり災証明書の発行についても、消防署が行う火災の被害状況調査結果に基づき、市が行う。このとき、被害の認定に関する住民からの質疑や再調査の要望に応えるため、消防署と協議し、発行を行う会場への消防吏員の派遣を要請する。

②り災証明書の発行手順



③り災証明書の発行

り災証明書の発行場所を確保し、災害により被害を受けた家屋の使用者、所有者からの申請を受け付け、り災台帳に基づき、り災証明書の発行を行う。

※ 資料 「国立市り災証明書等交付要綱」参照

(5) 住家被害認定及びり災証明書の発行に関する広報

住家被害認定調査及びり災証明書の発行時期、場所等の必要な情報について防災行政無線、市ホームページ、広報紙、報道機関等を通じて広報する。

第2節 応急保育の実施

(1) 応急保育の実施

発災後、ライフラインの復旧状況を勘案し、特に保育ニーズの高い者を対象に、公・私立保育園等のうち建物や設備に被害の少ない保育園等で応急保育を実施する。その際、保育士が確保できない場合は、閉鎖中の保育園等の職員が支援する。職員の不足により応急保育の実施に支障がある場合は、保育所間における職員の応援、又は応急職員の緊急派遣を都福祉局に要請する。また、必要に応じてボランティアの要請を検討する。

応急保育体制が整い次第、市長室に広報を依頼し、応急保育の受付・措置を講じる。

(2) 給食の措置

給食は、原則として一時中止する。応急給食は、園の再開状況、給食施設及び食材搬入業者の被害状況を把握し、園長及び保健所等の関係機関と協議して実施する。

(3) 緊急保育の実施

園長等は、災害により緊急的に保育が必要となった場合、保育措置の手続きを省き、一時的保育を実施する。

第3節 応急教育対策

(1) 児童・生徒、教職員の所在確認

①連絡先確認

学校長は、被災した児童・生徒・教職員の所在確認を行う。また、疎開した児童・生徒の連絡先についても調査する。

②連絡体制の確保

学校長は、所在確認の調査結果をもとに児童・生徒への連絡体制を確立する。

(2) 応急教育

①施設、職員等の確保

- ア 学校長は、教育指導支援課と協力して、避難所を踏まえた応急教育の実施場所を確保する。
- イ 学校長及び教育指導支援課は、応急教育計画を作成し臨時の学級編成を行う等、応急教育の実施に努める。
- ウ 教育指導支援課は、教職員の不足により応急教育の実施に支障がある場合は、学校間における教職員の応援又は応急救職員の緊急派遣を都教育委員会に要請する。

②応急教育の実施

応急教育は、災害時の生活や学習内容を検討し指導・教育にあたる。

③学用品の調達及び支給

ア 調査

教育指導支援課は、学校長等と協力し、学用品の支給対象となる被害の状況について調査し、都教育委員会へ報告する。

■学用品の支給対象

災害により住家に被害（全壊、焼失、半壊、半焼、床上浸水、土砂の堆積により一時的に居住することができない状態になったもの）を受け、学用品（教科書、文房具、通学用品）を失い、又はき損し、就学上支障ある児童生徒。

イ 調達・支給方法

調達は、原則として都が一括して、教科書、文房具、通学用品について行う。また、支給は、教育指導支援課が学校長等と協力し実施する。費用、期間については、災害救助法の限度内を基準に行う。

④給食の措置

学校給食は、原則として一時中止する。応急給食は、学校の再開状況、給食施設及び食材搬入業者の被害状況を把握し、学校長、保健所等の関係機関と協議して実施する。

⑤学校納付金等の減免

教育総務課は、被災した児童・生徒に対する給食費、教材費等の学校納付金について就学援助の適用を図る。

第4節 児童館活動、学童保育の再開

(1) 児童館活動、学童保育の再開

学校の応急教育の開始、児童館・学童保育所の応急復旧、活動実施場所の確保等を踏まえ、児童館活動・学童保育の再開に努める。

第5節 被災宅地の危険度判定

(1) 被災宅地危険度判定の実施

市は、都と協力して大地震により宅地が被災した場合、被災宅地危険度判定士による危険度判定調査を実施し、所有者及び管理者等に周知することにより、二次災害の防止を図る。

(2) 被災宅地危険度判定士の確保等

被災宅地危険度判定士の確保、受入れ、判定作業の準備、判定作業の広報、結果の表示については、「第3部第6章第3節 民間建築物の応急危険度判定」に準じる。

第6節 被災住宅の応急修理

(1) 対象者

応急修理の対象者は、災害のために住家が半壊し、又は半焼し、自らの資力では応急修理ができない者及び大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者である。

(2) 対象者の調査・選定

都市計画課は、り災状況及び被災資力その他の生活条件から、都が策定する選定基準により対象者の選定を行う。

(3) 応急修理の方法

①修理

都が一般社団法人東京建設業協会のあっせんする建設業者により、居室、炊事場、トイレ等

生活上欠くことのできない部分の応急修理を行う。都から委任された場合は、市が実施する。

②期間

原則として、災害発生の日から1ヵ月以内に完了する。

(4) 応急修理後の事務

応急修理を実施した場合、都及び市は必要な帳票を整備する。

第7節 応急仮設住宅等の確保

■ 応急仮設住宅等とは

災害救助法に基づき、住家が全壊、全焼又は流出し、居住する住家が無い者であって、自己の資力では住家を得ることが得ることができない被災者に対して、供与するもの。

(1) 応急仮設住宅等の供給

① 公的住宅の活用による一時提供型住宅

都市計画課は、東京都、独立行政法人都市再生機構、東京都住宅供給公社の空き家の被災者への供給に協力する。また、市内住宅が確保できない場合は、都を通じて他市町村に空き家の提供を要請する。

② 民間賃貸住宅を活用した賃貸型応急住宅

都市計画課は、都が関係団体と協力し、市内の民間賃貸住宅の空き家を借上げ等により被災者に提供することに協力する。

③ 建設型仮設住宅

ア 用地の確保

建設候補地は、次のとおりである。不足する場合は、以下の条件を考慮し、用地を確保する。また、市内で用地が不足する場合は、都と相談し、周辺市において確保する。

■ 建設候補地

候補地	面積 (㎡)	応急仮設住宅用地 (㎡)
谷保第三公園	19,100	12,500

■ 建設用地の条件

- 接道及び用地の整備状況
- ライフラインの整備状況
- 用地の安全性、利便性

イ 建設

- ・ 住家被害認定調査に基づき、建設必要数の概算を把握する。

- ・災害救助法による建設型応急住宅の建設は、都が実施する。
- ・段差解消のためのスロープ及び手すりの設置等、高齢者及びしょうがいしゃ等に配慮した設備、構造の住宅とする。
- ・一定規模以上の用地内に、集会所、ごみステーション、案内版、通路の照明等の生活利便施設の設置に配慮する。
- ・建設用地が不足する場合、住宅の質の確保を図ったうえで、2階建て構造の建設を検討する。
- ・着工は、災害発生の日から20日以内とする。

(2) 要配慮者への対応

① 要配慮者向けの住宅の供給計画案の作成等

都市計画課は、建設型応急住宅を建設するにあたり、高齢者支援課及びしょうがいしゃ支援課と協議し、要配慮者がサービスを支障なく受けられるように次の点に留意する。

- 要配慮者が優先的に入所できるように配慮する
- 要配慮者の住宅仕様に関するニーズを把握し、東京都へ要請する

② 応急仮設住宅等におけるケア対策

高齢者支援課、しょうがいしゃ支援課及び保健活動拠点は、関係機関・団体等の協力を得て、要配慮者が入居する応急仮設住宅等で必要なケアを行う。

- 応急仮設住宅等へスタッフの配置
- 医療機関等との連携、協力による健康相談、心のケア対策
- ソーシャルワーカー等による生活相談、各種行政支援サービスの利用相談、ホームヘルパーの派遣等

(3) 応急仮設住宅等の管理

応急仮設住宅の管理は都が行い、市は都に協力する。住宅の供与が終了した場合には、都が処分を行う。

第8節 応急仮設住宅等の募集・選定

(1) 入居資格

次にあげる全てに該当する世帯のほか、都知事が必要と認めるものとする。

- 住家が全焼、全壊又は流失した者
 - 居住する住家がない者
 - 自らの資力では住家を確保できない者
- 使用申込みは1世帯1か所かぎりとする。

(2) 入居者の募集・選定

応急仮設住宅等の入居者の募集・選定は、都が策定する募集計画、選定基準により市民課が行う。

(3) 入居者の管理

市民課は、入居者の管理を行うとともに、管理に必要な帳票を整備する。

なお、応急仮設住宅等の入居期間は、内閣総理大臣が定める基準に従い、あらかじめ都知事が定める。

第9節 被災者支援の実施

(1) 被災者支援組織の設置

被災者からの相談をワンストップで実施し、各種支援や給付、減免措置等を効率的に行うため、被害家屋調査が開始されるまでに政策経営課は被災者支援組織を編成し、り災証明書発行までには被災者支援を実施できる体制を整える。(被災者支援については、内閣府「被災者支援に関する各種制度の概要」を参照。)

被災者支援組織は、り災証明書の発行の際に被災者支援窓口を設置するとともに、それまでに可能な限り被災者支援のための情報を収集し、取りまとめる。

被災者支援は各担当部署が実施することとし、実施状況は、被災者台帳により管理する。

(2) 被災者支援相談窓口の開設

本庁舎内及び北・南市民プラザに被災者支援相談窓口を開設し、市職員及び専門分野の相談員(福祉関係者、医師、ソーシャルワーカー等)を配置する。

■相談内容の例

- 市内の被災状況
- 遺体の埋葬・火葬
- 災害弔慰金・見舞金の支給
- 医療・健康
- 災害ボランティアの受入れ
- 高齢者・しょうがいしゃ等の支援
- 応急保育、応急教育の実施
- 保育園等、学校等の再開
- 学用品等の支給
- 救援物資
- 中小企業・農業の応急復旧
- 上下水道の復旧
- 仮設トイレ
- ごみ・がれきの処理

- 衛生対策
- 建築物、宅地の危険度判定
- 応急仮設住宅等の確保
- 道路・交通の確保
- 都市復興
- 消防、被災者の救出
- 危険区域の措置

(3) 避難所等における相談

必要に応じて避難所等に相談員を派遣し、被災した市民の相談、要望、苦情等の聞き取りを行う。また、市ホームページ、電子メール、電話等による相談も受け付ける。

(4) 警察署、消防署、ライフライン等防災関係機関

①立川警察署

相談所の開設等による困りごと相談等の受理にあたる。

②立川消防署

災害の規模に応じて、消防庁舎その他必要な場所に消防相談所を開設し、各種相談、説明、案内、指導にあたる。また、電子メールによる問合せに対応する。

③ライフライン事業者

被災者支援組織は、必要に応じて電気、ガス、水道、JR 東日本等の交通機関に対して市の相談窓口へ担当者を派遣し、災害相談業務にあたるよう協力を要請する。

(5) 各種支援制度の活用

国、関係機関が所管するさまざまな制度を活用し市民への周知を図り、被災者の応急復旧、生活再建を支援する。

対象	支援制度
経済・生活面の支援	<ul style="list-style-type: none"> ○生活福祉資金制度による各種貸付 ○小中学生の就学援助措置 ○児童扶養手当等の特別措置 ○国民健康保険税、健康保険料、介護保険料等の減免・猶予等 ○雇用保険の失業等給付など
住まい確保・再建のための支援	<ul style="list-style-type: none"> ○被災者生活再建支援制度 ○災害復興住宅融資等独立行政法人住宅金融支援機構の融資 ○公営住宅、特定優良賃貸住宅への入居 ○宅地防災工事資金融資など
中小企業・自営業への支援	<ul style="list-style-type: none"> ○農林漁業金融公庫による資金貸付 ○災害復旧資金、災害復旧高度化資金 ○経営安定関連保証 ○雇用調整助成金など

第10節 災害弔慰金等の支給

(1) 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給

市の弔慰金、災害障害見舞金の支給は、次のとおりとする。

支給対象	暴風、豪雨等の自然災害により死亡した市民の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行い、精神又は身体に著しいしょうがいを受けた市民に対し、災害障害見舞金の支給を行う。
根拠法令	国立市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和50年3月26日条例第14号） なお、この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に準拠している。
支給額	<p>(1) 災害弔慰金</p> <p>①死者1人につき主たる生計者の場合 500万円</p> <p>②上記以外の場合 250万円</p> <p>（支給遺族の順位は、ア.配偶者、イ.子、ウ.父母、エ.孫、オ.祖父母の順）</p> <p>(2) 災害障害見舞金</p> <p>①障害者となった者1人につき主たる生計者の場合 250万円</p> <p>（対象となる障害者の程度は、災害による負傷等が治ったときに災害弔慰金の支給等に関する法律別表に掲げる障害があるとき）</p> <p>②上記以外の場合 125万円</p>

(2) 災害見舞金等の支給

支給対象	災害救助法の適用に至らない風水害、火災等の被災者又はその遺族に対して見舞金又は弔慰金を支給する。
根拠法令	国立市災害見舞金等支給に関する規則（昭和55年5月9日）
支給額	<p>(1) 災害見舞金</p> <p>①住家の全焼、全壊 1世帯につき 30,000円以内</p> <p>②住家の半焼・半壊、床上浸水 1世帯につき 20,000円以内</p> <p>(2) 弔慰金</p> <p>①死亡した市民 1人につき 20,000円</p> <p>②不慮の災難で市長が特に認めたもの 1世帯又は1人につき 10,000円以内</p>

(3) 災害援護資金の貸付け

災害を受けた世帯の市民である世帯主に対して、生活の建て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行う。

貸付対象	暴風、豪雨等の自然災害により被害を受けた世帯でその前年の所得が次の額以内の世帯に限る。								
	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 25%;">1人</td> <td style="width: 25%;">220万円</td> <td style="width: 25%;">2人</td> <td style="width: 25%;">430万円</td> </tr> <tr> <td>3人</td> <td>620万円</td> <td>4人</td> <td>730万円</td> </tr> </table>	1人	220万円	2人	430万円	3人	620万円	4人	730万円
1人	220万円	2人	430万円						
3人	620万円	4人	730万円						

	5人以上 730万円＋（世帯構成人数－4人）×30万円 注）住居が滅失した場合は、1,270万円
根拠法令	（1）国立市災害弔慰金の支給等に関する条例 （2）実施主体市区町村（条例） （3）経費負担 国2/3 都1/3 （4）対象となる災害 東京都において災害救助法による救助が行われた災害
貸付限度額	（1）世帯主に約1ヶ月以上の負傷 150万円 （2）家財等の損害 ①家財のおおむね1/3以上の損害 150万円 ②住居の半壊 170万円 ③住居の全壊 250万円 ④住居全体の滅失又は流出 350万円 （3）（1）と（2）が重複した場合 ①（1）と（2）の①の重複 250万円 ②（1）と（2）の②の重複 270万円 ③（1）と（2）の③の重複 350万円 （4）次のいずれかの事由に該当する場合であって、被災した住居を建て直す等、特別な事情がある場合 ①（2）の②の場合 250万円 ②（2）の③の場合 350万円 ②（3）の②の場合 350万円
貸付条件	（1）据置期間 3年（特別の事情がある場合5年） （2）償還期間 10年（据置期間を含む） （3）償還方法 年1%（据置期間中は無利子） （4）延滞利息 年5%

第11節 義援金の受入れと配分

（1）義援金

①義援金の受入れ

福祉総務課は、義援金品の受付記録を作成し保管の手続きを行うとともに、寄託者に領収書を発行する。

②義援金の保管

会計課は、義援金を被災者に配分するまでの間、歳入歳出外現金として管理、保管する。

③義援金の配分

福祉総務課は、「義援金配分委員会」を設立し、協議のうえ配分を決定し、被災者に適正に配分する。

■委員会の構成

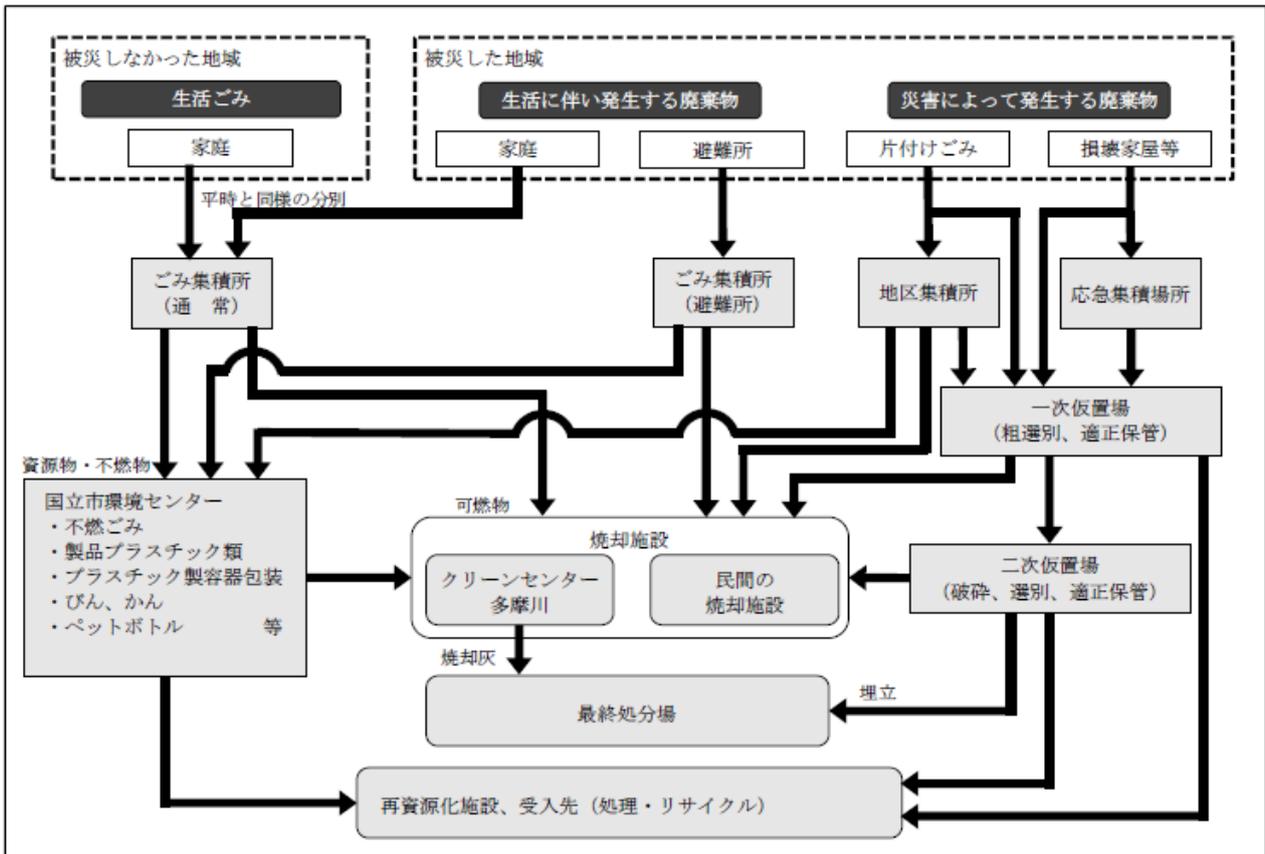
- 市
- 日本赤十字社
- 共同募金会
- 民生児童委員協議会

第19章 廃棄物対策

活動内容	24時間以内	3日以内	1週間以内	1週間以降	対応課
応急集積所の設置	●	●	●	●	ごみ減量課
仮置場等の設置		●	●	●	ごみ減量課
災害廃棄物の処理		●	●	●	ごみ減量課
生活ごみの処理		●	●	●	ごみ減量課
し尿処理		●	●	●	ごみ減量課

【基本方針】

被災地の衛生対策として、廃棄物、し尿の処理の処理体制を確立する。詳細は、「国立市災害廃棄物処理計画」による。災害廃棄物等処理の全体の流れとしては、下図のとおりとなる。



第1節 応急集積所の設置

救助活動、道路啓開等により発生するがれきの一時的な仮置場として、応急集積場所を設置する。
※市民による片付けごみの直接搬入は行わない。

第2節 仮置場の設置

(1) 仮置場等の種別

種別	定義・留意事項	設置時期
地区集積所	住宅地等に設置し、市民が自ら片付けごみを搬入する仮置場。(公園等を利用した市民に身近な場所に設置する仮置き集積場所) ※市民による直接搬入とするが、生ごみ等の腐敗性廃棄物の排出を除く。	1日後～1か月
一次仮置場	地区集積所等から市が収集した災害廃棄物を集積し、分別・保管する仮置場。 ※生ごみ等の腐敗性廃棄物の排出を除く。	3日後～1年
二次仮置場	一時仮置場のがれきを集積し、再度分別した後、破碎又は焼却等の処理をするまでの間、保管する仮置場をいう。 仮設処理施設や資源化物の一時保管場所を併設することもある。近隣市と連携して設置することが想定される。	3週間後～3年

(2) 仮置場等候補地の選定

考慮事項	主な留意点
主に平常時に考慮する必要がある事項	<ul style="list-style-type: none"> ・運搬ルート確保及び搬入・搬出の容易性 ・周辺に学校、病院、避難所等がない広大な敷地を有しており新たに開発する面積が少ない場所 ・災害時の他用途との整合(避難場所、自衛隊野営地、ヘリコプター臨時離着陸場、応急仮設住宅建設地等との重複)
主に発災後に考慮する必要がある事項	<ul style="list-style-type: none"> ・使用期間 ・できる限り被害が大きい地域への配置 ・二次災害の防止

第3節 災害廃棄物等の処理

(1) 災害時のごみ収集、運搬計画

災害廃棄物の発生状況（被災場所、量、性質等）を把握し、収集体制を確認、整備して、被災場所から仮置場等への効率的なルートを作成の上、収集運搬を行う。

なお、地区集積所まで排出することが困難な要配慮者のごみ収集については、福祉部局等と連携して配慮した処理に努める。

種別	発災後3日以内	発災後3日～1か月以内
片付けごみ	排出状況の確認及び収集開始に向けた収集体制の確保に努める。	地区集積所に排出された片付けごみを収集する。
生活ごみ・避難所ごみ (資源物を除く)	一時的に中止する。 (収集再開に向け、収集車及び作業員の確認と収集体制の確保を行い、燃料の確保に努める。)	原則として発災後3日目から収集を開始するが、状況に応じて、柔軟に対応する。
資源物	生活ごみ・避難所ごみ(資源物を除く)の収集を優先的に行うため、資源物の収集は一時的に中止する。	一時的に中止する。(生活ごみ・避難所ごみ(資源物を除く)や片付けごみの収集状況等を考慮しながら資源物収集の再開に向けて検討する。)
粗大ごみ	電話やインターネット申込による平時の粗大ごみ収集は当分の間中止する。	電話やインターネット申込による平時の粗大ごみ収集は当分の間中止する。

(2) 応援要請

ごみ減量課は、必要に応じて都及び他自治体へ応援を要請するほか、ボランティアの協力を得て活動する。

第4節 生活ごみ、避難所ごみの処理

市は、発災後速やかに生活ごみの収集体制を確保するため、災害時のごみ発生量、避難所におけるごみの発生量を推計したうえで、生活ごみの処理実施体制を検討する。

災害時においても、分別を行うことが、その後の処理をスムーズにし、早期の復興に寄与すると考えられるため、避難所においても可能な限り通常通りの分別を行うことが必要である。

避難所ごみの収集は、平時の収集処理体制を基本とするが、初動期において避難所は混乱することが想定されるため、収集運搬車両や廃棄物処理施設の被災状況によっては、腐敗性廃棄物を優先的に収集する等の対応を行う。

第5節 し尿の処理

(1) 被害状況の把握及び仮設トイレの配置計画

発災時には、公共下水道が使用できなくなることが想定されるほか、避難所から発生するし尿に対応するため、公共下水道等の被災情報や避難者数を把握の上、優先順位を踏まえて仮設トイレを設置し、併せて計画的な収集体制を整備する。

①処理原則

委託業者が収集を行い、環境センターで処理する。

②環境センター以外での処理

環境センターが被災し、処理が行えない場合や、処理能力が不足する場合には、下水道処理施設である北多摩二号水再生センターと調整を図ったうえ、同施設での処理を行う。

また、北多摩二号水再生センターでの処理が困難な場合は、多摩川衛生組合と協議のうえ、し尿処理の支援を要請する。

③認可業者以外による処理

仮設トイレの設置による収集業務の増大により、し尿収集に支障をきたす場合は、関係団体や都及び他市区町村からの支援を要請する。

(2) 災害用トイレの設置

①避難所

上・下水道が使用できない避難所では、市が備蓄している災害用トイレ（仮設トイレ、簡易トイレ、携帯トイレ）を避難所運営委員会と市が協力して設置する。

②被災地域

ごみ減量課は、配置計画に基づき、上・下水道が被害を受けてトイレが使用できない地域に仮設トイレを設置する。

■設置場所

- ①災害時活動拠点となる公共施設
- ②公園
- ③医療機関、福祉施設等
- ④その他

③災害用トイレが不足する場合の措置

ごみ減量課は、災害用トイレが不足する場合、上・下水道が被災していない地域に備蓄されている災害用トイレを利用する。

市内で調達できない場合は、総務課を通じて都、他自治体、取扱事業者等に調達を要請する。

第20章 防疫・衛生対策

活動内容	24時間以内	3日以内	1週間以内	1週間以降	対応課
防疫対策			●	●	健康まちづくり戦略室 保健活動拠点
衛生対策		●	●	●	健康まちづくり戦略室 保健活動拠点 環境政策課 ごみ減量課
ペット対策		●	●	●	環境政策課

【基本方針】

被災地及び避難所における感染所の発生、蔓延を防止するため、防疫対策を行う。健康福祉部及び保健師は災害時保健活動（第3部第10章参照）を担い、生活環境部と協力して保健衛生対策を推進する。

第1節 防疫活動

災害の種類、程度に応じた防疫活動として、飲料水の消毒や避難所及び患者発生時の消毒、そ族、昆虫駆除等を行う。

（1）防疫班、消毒班の編成

災害により防疫活動を必要とする場合、防疫班、消毒班を編成し、それぞれ次の業務を実施基準に従い、迅速かつ正確に行う。なお、人員が不足する場合は、必要に応じて生活環境部に支援を要請する。

（2）活動の内容

防疫班の業務	○健康調査 ○避難所の防疫指導 ○感染予防のための広報及び健康指導
消毒班の業務	○患者発生時の消毒（指導） ○避難所の消毒の実施及び指導

（3）東京都等との連携

- ア 被災戸数及び防疫活動の実施について、都保健医療局に対して迅速に連絡する。
- イ 防疫活動の実施にあたって、市の対応能力では十分でないと認める場合、都保健医療局

又は市医師会に協力を求める。

ウ 都が活動支援や指導、市区町村調整を行う場合、協力する。

(4) 防疫業務の実施基準

健康調査及び健康相談等	防疫班は、被災住民の健康調査を行い、患者の早期発見に努め、被災地の感染症発生状況を把握するとともに、必要に応じて応急治療・感染拡大防止等を行う。
消毒	消毒班は、防疫班と緊密に連携を取りながら、患者発生時の消毒（指導）・避難所の消毒の実施及び指導を行う。
避難所の防疫措置	<p>○市は、避難所開設後、直ちにトイレやごみ保管場所等の要消毒場所の消毒を行い、以後適宜消毒を行う。</p> <p>○防疫班は、避難所開設後速やかに健康調査及び健康相談指導を行う。</p> <p>○防疫班は、給食施設、トイレ等の生活施設の衛生的管理及び消毒、手洗いの励行等の感染症の発生予防のための広報及び健康指導を行う。</p>
感染症予防のための広報及び健康指導	<p>○防疫班は、健康調査及び健康相談と並行して、食品衛生監視員及び環境衛生監視員等の協力を得て広報及び健康指導を行う。</p> <p>○実施にあたっては、都と協力してポスターの掲示、ビラの配布、拡声器等により周知の徹底を図る。</p>

(5) 防疫用資機材の備蓄・調達

ア 市は、防疫用資機材の備蓄及び調達・配布計画を作成しておく。

イ 市が実施する初期防疫活動において防疫用資機材が不足した場合は、都保健医療局において調達する。

第2節 衛生対策

(1) 食中毒の防止

健康まちづくり戦略室は、保健所と協力し、被災地の市民へ食品の取り扱いについて注意呼びかけを行う。また、食料調達業者等に食中毒の防止措置を指導する。

(2) 井戸水の衛生確保

環境政策課は、保健所と協力し、災害時における井戸の使用について指導する。

(3) アスベスト等の大気汚染対策

環境政策課は、建物被害に伴うアスベスト等による大気汚染について監視し、該当する地域住民に対して、その対処方法を周知する。

(4) へい死動物の処理

ごみ減量課は、災害によりへい死した動物について、所有者が不明又は被災者であって自力で処理できない場合、処理を行う。

第3節 ペット対策

ペットは、災害時においても原則として飼い主の責任の下に飼育・管理される。しかし、災害に伴い放し飼い状態になるもの又は負傷するものや飼い主とともに避難所へ避難してくるものが予想される。

市は、動物愛護の視点から都及び獣医師会等関係団体と協力して、これらペットの保護や避難所での受け入れを行う。

(1) 逸走した動物の保護

逸走した動物は、健康まちづくり戦略室の協力を得て、都保健医療局と協議し保護にあたる。また、「臨時動物保護所」等を開設し、市内の獣医師や獣医師会に対し、協定に基づき、救護班の派遣を要請して保護にあたる。

ただし、危険動物の逸走については、警視庁や東京消防庁等との関係機関と連携し、住民に対し、適切な情報提供に努める。

第21章 応急復旧

活動内容	24時間以内	3日以内	1週間以内	1週間以降	対応課
河川等の応急復旧	●	●	●	●	環境政策課
道路の応急復旧	●	●	●	●	道路交通課
下水道施設の応急復旧	●	●	●	●	下水道課
ライフラインの応急復旧	●	●	●	●	ライフライン事業者
文化財施設等			●	●	生涯学習課
復興計画				●	政策経営課 都市計画課

【基本方針】

河川、道路等の被害を速やかに調査し、応急復旧を行う。

第1節 河川等の応急復旧

環境政策課は、次のとおり、応急措置及び応急復旧対策を実施する。

応急措置	○河川・水路の被害状況を調査、把握する。
応急復旧対策	○被害を受けた場合、直ちに京浜河川事務所及び都建設局へ報告するとともに、施設の応急復旧等、必要な措置を実施する。

第2節 道路の応急復旧

(1) 道路の状況確認

①12時間以内

特定緊急輸送道路及び緊急輸送道路の状況を確認する。

②1日以内～

全道路の状況確認を開始する。

(2) 緊急道路障害物除去路線

①緊急道路障害物除去路線

災害時の緊急道路障害物除去路線は、市道のうち次の基準により選定する。

ア 市緊急輸送道路

イ 避難路

②緊急道路障害物除去等作業体制

ア 緊急道路障害物除去等の作業にあたっては、通行可能道路の情報や被害情報を収集し、

路線間の優先順位を決めて東京都及び関係業界と協力体制を確立して対応する。

- イ 道路に倒壊するおそれのある障害物がある場合は、法令上の取扱いを含めて関係機関が協議して処理する。
- ウ 作業マニュアルを作成して体制の充実を図る。
- エ 被害の規模や状況によっては、都や自衛隊に協力を要請する。
- オ 協定に基づき国立市建設業協会及び国立市上下水道工事店会に協力を依頼する。

(3) 道路及びライフライン復旧調整会議

道路障害物の除去にあたり、道路及びライフライン復旧調整会議を設置して優先順位等を決定する。(第3部第24章参照)

(4) 道路障害物除去用資機材の整備

道路交通課は、道路障害物除去に必要な救出資機材を確保するために、事前に国立市建設業協会等の協力を得てその状況を把握する。

(5) 撤去物の処分

障害物除去により発生した撤去物の処理にあたってはがれきの処理を行うごみ減量課との調整を図り合理的に実施する。(第3部第19章参照)

第3節 下水道施設の応急復旧

(1) 情報収集

下水道施設の応急復旧を効率的に進めるため、次の被害調査を実施する。

- ア 管渠、ポンプ場、処理場施設等の被害状況
- イ 断水地域、戸数
- ウ 道路被害状況
- エ 電気・通信障害の状況
- オ 関連業者の被害状況

(2) 応急復旧対策

下水道施設の被害調査に基づき応急復旧計画を迅速に策定し、管きょ損傷等に伴う路面の陥没等の緊急措置を実施するとともに応急復旧活動を実施する。

活動にあたって、指定下水道工事店等の民間企業の協力を得て実施する。市の体制が不足する場合は、都下水道局及び他自治体に応援を要請する。

第4節 ライフラインの応急復旧

下水道以外の電気、ガス、水道、通信等のライフラインについては、関係機関により応急復旧活動を行う。(第3部第24章参照)

第5節 文化財施設等

<p>応急措置</p>	<p>○所有者又は管理者は、文化財等が火事等により被災し、又はそのおそれがある場合には、直ちに消防署に通報し被害の拡大防止に努める。</p> <p>○消防署等関係機関は、被害の拡大防止に協力する。</p> <p>○文化財等に被害が発生した場合、所有者又は管理者は、市本部に通報する。また、生涯学習課は、都（教育委員会）へ通報する。</p>
<p>応急復旧対策</p>	<p>○生涯学習課は、市文化財の被害調査を行い、逸散防止措置を講じるとともに復旧計画を策定し実施する。国又は都の文化財は、派遣された係官と協力して調査・復旧を行う。</p>

第6節 復興計画に関すること

政策経営課政策経営係及び都市計画課都市計画係は、発災後8日目を目安に復興計画の作成に着手する。なお、応急復旧の対応状況により計画作成の着手時期は前後することがある。復興計画の詳細は、「第7部 災害復興計画」を参照。

第22章 遺体の収容、火葬等

活動内容	24時間以内	3日以内	1週間以内	1週間以降	対応課
遺体の収容・検案	●	●	●	●	福祉総務課
火葬場の確保及び火葬事務		●	●	●	市民課

【基本方針】

大規模地震では多数の死者が発生するおそれがあるが、死者の尊厳と遺族の感情を十分に考慮し、遺体の検視、検案及び遺族への引き渡しを適切に行う。

第1節 遺体の収容・検視・検案等

(1) 遺体収容所の開設

遺体の収容所の開設が必要と思われるとき、次の寺院に開設し、都総務局及び警察署に報告する。不足する場合は、警察署と協議し市内の斎場等に設置・開設する。収容所に必要な納棺用品、仮葬祭用品、ドライアイス等の資機材や納棺作業の指導のための要員については、市内葬儀業者等の協力を得るほか、庁内各部の応援により確保する。

遺体収容所	所在地	電話
南養寺	谷保 6218	575-4374
永福寺	谷保 6877-1	572-4363
應善寺	東 2-2	572-0043

(2) 遺体の収容等

発見された遺体は遺体収容所に搬送し、死体取扱規則（昭和33年国家公安委員会規則）の規定により検視・検案を行う。検視・検案が済んだ遺体は、安置場所に安置する。福祉総務課は、遺体の取り扱いにおける各種業務を円滑に行うための連絡調整を行う。

■遺体の収容から安置、引渡しまでの流れ

①遺体収容所の搬送	<ul style="list-style-type: none"> 遺体の搬送は遺族が行う。 搬送が困難な場合は、警察署、自主防災組織、福祉総務課等の応援により、指定された収容所に搬送する。
②遺体収容の受付	<ul style="list-style-type: none"> 受付は、福祉総務課、警察署が協力して行う。 発見状況の聴取、検視カード、検視一覧表の作成、一連番号を付与する。
③検視・検案	<ul style="list-style-type: none"> 検視：警察署より派遣された検視官等を中心とする検視班は、遺体の検視及びこれに必要な措置を行う。

	・検案：都（監察医務院）より派遣された監察医等による検案班は、遺体の検案、死体検案書の発行、その他必要な措置を行う。
④遺体の安置	・福祉総務課は、検視・検案が済んだ遺体を安置場所に安置する。
⑤遺体の引渡し	・福祉総務課は、安置場所に引渡し所を設け、遺族が判明している場合は、死体検案書を交付し、遺留品とともに遺体を引き渡す。

（3）身元不明遺体の身元確認等

身元の分からない遺体（以下「身元不明遺体」という。）は、警察署、歯科医師会等の協力を得て、身元の確認と身元引受人の発見に努める。

第2節 火葬事務

（1）火葬等に関する相談窓口の開設

市民課は、遺体の引渡しを受けた遺族等のため、安置場所に火葬等に関する相談窓口を開設し、火葬・埋葬手続き等の相談に応じる。

遺族等が火葬を執行することが困難な場合には、災害救助法の適用の範囲内で身元不明遺体に準じて市が代行する。

東京都が広域火葬体制をとった場合は、火葬の受付を都保健医療局で一括管理し、市民課はその窓口として対応する。

火葬場所	所在地	電話
立川・昭島・国立聖苑組合 立川聖苑	立川市羽衣町3-20-18	522-2730

（2）火葬許可書の発行

火葬許可書の発行は、市民課が行う。発行にあたっては、死体検案書をもとにその場で容易に発行できるよう体制を整える。

（3）身元不明遺体の対応

①身元不明遺体の火葬

身元不明遺体について、一定期間内に処理することが必要であることから、次の要領で火葬を行う。

①身元引受人が見つからない遺体については、本部長を身元引受人として、市民課が死体火葬許可証の発行手続きをとる。
②遺体が多数若しくは、その他やむを得ない事情のため、市が指定する火葬場で処理できない場合は、市民課が都に連絡し、他市区町村火葬場の協力を要請する。
③福祉総務課は、「遺骨及び遺留品保管所」を設置し、火葬を終えた遺骨及び遺留品を一時保管する。

②火葬後の対応

安置場所の閉鎖に伴い、身元不明の遺骨・遺留品は、福祉総務課に引き継ぐ。

身元不明の遺骨は、1年以内に引取人が判明しない場合は、身元不明取扱いとして、都営納骨堂その他別に定める場所に移管する。

第23章 消防団、自主防災組織等

第1節 消防活動

(1) 消防団の活動体制

①活動体制

市の地域に震度5弱以上の地震が発生した場合、出火防止、初期消火、救出・救護の指導を実施する一方、火災等の災害の発生にあたっては現有装備を活用して消防活動にあたる。

②消防団活動の基本方針

- 発災と同時に付近の住民に対して出火防止と初期消火の呼びかけを行う。
- 消防活動上必要な情報や被災状況等の情報収集・伝達を行う。
- 消火活動は、消防団と消防署隊とで緊密に連携し、効果的な災害活動により被害の軽減を図る。
- 消防団は、消防署及び国立市建設業協会と協力して道路障害排除等を行う。
- 簡易救助器具を活用し、住民と一体となった救助活動を行う。
- 避難指示が出された場合は、関係機関と連絡を取りながら避難者の安全確保と避難場所の防護活動を行う。

(2) 自主防災組織の協力

自主防災組織は、地震発生直後は自らの安全を確保するとともに、ガス栓、プロパンガスのバルブ等の閉止、ブレーカーの遮断等により火災の発生を防止する。また、火災が発生した時は、消火器、くみおき水、可搬ポンプ等を活用して消火活動を実施する。

(3) 火災のパトロール

消防団及び自主防災組織は、全ての消火活動が終了した後も、次の点に留意し市民の協力を得て市内をパトロールする。

- 停電回復後の通電火災の警戒
- 消火後の再燃警戒
- 放火等の防止
- ガス復旧時の火災警戒

第2節 救助・救出活動

(1) 活動体制

①活動体制

消防団は、消防署及び警察署とともに、協力団体及び自主防災組織等と協力し、救出・救急・救護活動を実施する。甚大な災害等により対応が困難な場合には、都、自衛隊等に応援

を要請する。受入れに際しては、各部隊に地理等に詳しい連絡要員を派遣する。

機関名	活動内容
消防団	保有資機材を活用し、住民と一体となった救出救護活動を行うとともに、負傷者に対する応急措置を行い、安全な場所、医療機関への搬送に協力する。
自主防災組織、自治会	保有機材を活用し地域と一体となった救助・救急活動を行うとともに、負傷者に対する応急措置を行い、安全な場所、医療機関への搬送に協力する。

②救出資機材

初期活動期における救出資機材は、市及び各機関が保有するものを使用するが、不足する場合は、都や建設業者等に要請して調達する。

(2) 活動方針

①救命処置を要する重症者を最優先とする。
②延焼火災が多発し多数の救助・救急事象のある場合は、火災現場付近を優先する。
③延焼火災は少ないが多数の救助・救急事象のある場合は、多数の人命を救護することを最優先する。
④傷病者の救急搬送は救命措置を要する者を優先する。
⑤救護所等から後方医療機関への移送は、被災状況の推移を勘案して他機関との協力体制のもとに行う。
⑥救護能力が不足する場合は、消防団員、自主防災組織、自治会等が医療機関への搬送に協力する。

第3節 危険地域における避難誘導

住宅等が多数倒壊した地域、火災による延焼のおそれがある地域、また避難所が危険となり他の施設等に再避難する場合、消防団員は、警察官、消防吏員、市民課とともに、自治会及び自主防災組織等の協力により、安全な場所へ避難誘導する。

第4節 防犯活動への協力

消防団及び自主防災組織等は、警察署に協力し、警戒区域等の被災地や避難所における犯罪防止のため、巡回パトロール等の警戒にあたる。

第24章 関係機関の主な業務

第1節 警察署（警視庁）

1. 救助活動

警察署は、協力団体及び自主防災組織等と協力し、救出活動を実施する。

- ①救出救護活動は、生存者の救出を最重点に警察署の救出救助部隊を投入し、緊急に救出活動を要する被災場所を優先席に選定を行う。
- ②署部隊で対応が困難な救助事象に対しては、警視庁特別救助隊、機動隊の派遣を要請し迅速な救助を実施する。
- ③救出救助活動に必要な重機は協定業者から調達し、警察署重機部隊により迅速な活動を行う。
- ④ 救出した負傷者は、重症者の順から速やかに現場救護所や医療機関に引き継ぐ。
- ⑤東京消防庁、自衛隊等立川広域防災基地連絡協議会と連携協力し、活動に万全を期する。

2. 行方不明者の捜索

(1) 捜索依頼届出の受付

警察署は、収納課と協力し、所在の確認できない市民に関する問い合わせや行方不明者の捜索依頼届出の受付及び捜索を必要とする者の名簿を作成する。

(2) 行方不明者の把握

警察署と収納課は、行方不明者の把握を行う。(第3部第9章参照)

(3) 行方不明者の捜索

警察署は、消防署、消防団、自主防災組織等の協力を得て次のとおり実施する。

- ①行方不明者を発見したときは、直ちに保護し、警察署に連絡する。警察署は捜索依頼者に連絡する。
- ②行方不明者の遺体を発見したときは、警察署に連絡し、警察署は捜索依頼者に連絡する。
- ③発見した遺体は、現地最寄りの遺体収容所に収容し検視を行う。

3. 危険物等の応急措置による危険防止

	対策内容
毒物、劇物取扱施設の応急措置	<ul style="list-style-type: none"> ○毒物・劇物の飛散、漏出等の事故が発生した場合、関係機関との連絡通報 ○市からの要求等により、避難を指示 ○避難区域内への車両の交通規制 ○避難路の確保及び避難誘導
高圧ガス取扱施設の応急措置	<ul style="list-style-type: none"> ○ガス漏れ等の事故が発生した場合、関係機関との連絡通報

	<ul style="list-style-type: none"> ○市からの要求等により、避難を指示 ○避難区域内への車両の通行規制 ○避難路の確保及び避難誘導
危険物輸送車両の応急対策	<ul style="list-style-type: none"> ○事故の状況把握及び都民等に対する広報 ○施設管理者等に対し、被害拡大等防止の応急措置を指示 ○関係機関と連携を密にし、事故の状況に応じた交通規制、警戒区域の設定、救助活動等の措置
危険動物逸走時の応急対策	<ul style="list-style-type: none"> ○情報の受理及び伝達並びに必要な措置（警察官職務執行法）

4. 被災地の警備・防犯

(1) 警察署の警備体制

警察署長は、警察署に現場警備本部を設置し警備にあたる。また、被災の状況によっては、警察署以外の適切な場所に警備本部を設けて警備にあたる。

(2) 市民・地域の協力

警察署は、市民、自治会、自主防災組織等と連携・協力し、警戒区域等の被災地や避難所における犯罪防止のため、巡回パトロール等の警戒にあたる。

5. 秩序維持・犯罪の抑止

警察署は、大規模災害後に予想される社会的混乱に対して、被災地の治安確保のため、犯罪予防及び取り締まり活動、その他公共の安全と秩序を維持する活動を実施する。

6. 交通規制

(1) 交通規制

警察署は、交通規制を実施する。（第3部第11章参照）

(2) 被災区域への流入規制

警視庁は、大地震が発生した直後において、次により交通規制を行う。

※ 資料 「大震災（震度6弱以上）が発生した場合の交通規制」参照

第一次交通規制	警視庁の指示により、	
	①環状7号線から都心方向へ流入する車両の通行を禁止する。	
	②環状8号線から都心方向へ流入する車両を抑制する。	
	③下記の路線を緊急自動車専用路として指定し、緊急自動車以外の車両の通行を禁止する。	
	国道4号ほか（日光街道ほか）	国道17号ほか（白山通りほか）
	国道20号（甲州街道ほか）	国道246号線（青山通りほか）

	都道 8 号ほか（目白通り）	都道 405 号ほか（外堀通りほか）
	首都高速道路・東京高速道路株式会社線・自動車専用道路・高速自動車国道	
	⑤ 幹線道路の交通対策を実施する。	
第二次交通規制	第一次交通規制の実施後、被害状況、道路交通状況等を勘案し、警視庁の指示により、第二次交通規制を実施する。	
	① 第一次交通規制における緊急自動車専用路を優先して緊急交通路に指定し、一般車両の通行を禁止する。	
	② 被災状況に応じ、下記の路線についても緊急交通路を指定し、一般車両の通行を禁止する。	
	国道 1 号（永代通り・第二京浜ほか）	国道 6 号（水戸街道ほか）
	国道 14 号（京葉道路）	国道 15 号（第一京浜ほか）
	国道 17 号（新大宮バイパス）	国道 122 号（北本通りほか）
	国道 254 号（川越街道ほか）	国道 357 号（湾岸道路）
	都道 2 号（中原街道）	都道 4 号ほか（青梅街道ほか）
	都道 7 号ほか（井の頭通りほか・睦橋通り）	都道 312 号（目黒通り）
	都道 315 号（蔵前橋通りほか）	国道 16 号（東京環状ほか・大和バイパスほか）
	国道 20 号（日野バイパスほか）	国道 139 号（旧青梅街道）
	国道 246 号（大和厚木バイパス）	都道 9 号（稲城大橋通りほか）
	都道 14 号（東八道路）	都道 15 号ほか（小金井街道）
	都道 17 号ほか（府中街道ほか）	都道 18 号ほか（鎌倉街道ほか）
	都道 20 号ほか（川崎街道）	都道 29 号ほか（新奥多摩街道ほか）
	都道 43 号ほか（芋窪街道ほか）	都道 47 号ほか（町田街道ほか）
	都道 51 号（町田厚木線）	都道 59 号（八王子武蔵村山線）
	都道 121 号（三鷹通り）	都道 153 号ほか（中央南北線ほか）
	都道 158 号（多摩ニュータウン通り）	都道 169 号ほか（新滝山街道ほか）
	都道 173 号（北野街道）	都道 248 号ほか（新小金井街道）
都道 256 号（甲州街道）		
	③ 緊急交通路に災対法に基づく車両通行止標示を設置する。	

7. 遺体の検視

警察署は、福祉総務課と協力して遺体収容の受付を行い、遺体の検視を行う。（第3部第22章参照）

8. 避難情報、警戒区域の設定及び伝達（第3部第12章参照）

（1）避難情報

市長（本部長）は、災害が発生し、又は発生のおそれがある場合で、市民の身体や生命に危険が及ぶと認められるときは、避難区域を定めて、当該区域の住民に対して避難情報の発令を行うが、市長（本部長）からの要請がある場合又は市長が避難の指示をするいとまがないとき

は、警察官が避難指示を行うことができる。（災対法第61条、警察官職務執行法第4条）

（2）警戒区域の設定

災害が発生し、又は発生しようとしている場合において、市民の生命を守るために特に必要があると認めるときは警戒区域を指定し、当該地域への立入制限・禁止、又は当該区域からの退去を命じる。（災対法第63条）

9. 危険地域における避難誘導

住宅等が多数倒壊した地域、火災による延焼の恐れがある地域、また避難所が危険となり他の施設等に再避難する場合、警察官は、自治会及び自主防災組織等の協力により、安全な場所へ避難誘導する。

第2節 消防署（東京消防庁）

1. 消防活動

消防署に署隊本部を常設し、常時、震災に即応できる体制を確保している。発災時には署隊本部が機能を強力に発揮して震災消防活動体制を確立する。また、震災活動能力の向上を図るため震災消防活動訓練を実施するとともに、年1回全庁的に総合震災消防訓練を実施する。

災害発生後は、迅速かつ的確な消火活動を実施するとともに、被災者の救助・救急活動を実施する。災害の規模等に応じ、所定の計画に基づき部隊を運用し、警視庁、自衛隊、東京DMAT、消防団、自主防災組織等と連携協力し、消火・救助・救急の万全を期する。

なお、市本部との情報共有と意思決定の迅速化を図るため、必要な要員を派遣するとともに、各種災害に適応した組織的な活動を行う。

（1）消防署（東京消防庁）の活動

①活動体制

震災第一非常配備態勢	次のいずれかによる。 ①気象庁の発表で、東京都23区、東京都多摩東部および東京都多摩西部のいずれかに震度5強の地震が発生したとき。 ②東京消防庁及び区市町村（島しょを除く。）の地震計ネットワークによる震度のいずれかが震度5強を示す地震が発生したとき。 ③①の地域に地震が発生し、当該地震による被害状況等により警防本部長が必要と認めたとき。
震災第二非常配備態勢	次のいずれかによる。 ①気象庁の発表で、東京都23区、東京都多摩東部および東京都多摩西部のいずれかに震度6弱以上の地震が発生したとき。 ②東京消防庁及び区市町村（島しょを除く。）の地震計ネットワークによる震度のいずれかが震度6弱以上を示す地震が発生したとき。

③①の地域に震災が発生し、警防本部長が必要と認めたとき。

②情報収集

- 地震被害予測システムの結果、119番通報、高所見張情報、情報活動隊及び参集職（団）員による早期災害情報システム等を活用した情報等を活用し、積極的に災害情報収集を行う。
- 震災消防対策システムを活用し、円滑な情報伝達、管理を行う。
- 市へ職員を派遣し、相互に知り得た災害の情報交換を行う。

③消防活動の基本方針

【震災消防活動】

- 延焼火災が多発したときは、全消防力をあげて消火活動を行う。
- 震災消防活動体制が確立したときは、消火活動と並行して救助・救急等の活動を行う。
- 延焼火災が少ない場合は、救助・救急活動を主力に活動する。

【部隊の運用等】

- 地震に伴う火災、救助・救急等の災害発生件数、規模等により所定の計画に基づき部隊運用及び現場活動を行う。
- 地震被害予測システム、延焼シミュレーションシステム、震災消防活動支援システム等の震災消防活動対策システムを活用し、効率的な部隊運用を図る。

【消火活動】

- 防火水槽をはじめ、あらゆる水源を活用するとともに、現有の消防部隊及び消防装備を最大限に活用して、火災の早期発見及び一挙鎮圧を図る。
- 延焼火災が拡大又は合流し、大規模に延焼拡大した場合は、人命の安全確保を優先し、延焼阻止線活動や避難場所・避難道路の防護活動を行う。この場合、巨大水利等の取水源がある場合には、遠距離送水装備を運用する。
- 道路閉塞、がれき等により消火活動が困難な地域では、消防団、自主防災組織等と連携し、可搬ポンプ等を活用して消火活動を実施する。

(2) 消防隊の応援

①広報活動

災害に関する情報を収集し、関係機関と協力し、次の事項に重点を置いて、適時活発な広報活動を実施する。

- 被害の状況 ○災害の情報 ○災害活動の状況 ○住民の安否情報 ○避難情報の発令等

②広報手段

テレビ、ラジオ等の報道機関への情報提供、消防車両の巡回、デジタルサイネージ、ホームページ、消防アプリ等を活用する。

③広報内容

- 出火防止、初期消火の呼びかけ

- 救出・救護及び要配慮者（高齢者、しょうがいしゃ等）への支援の呼びかけ
- 火災及び水災に関する情報
- 避難情報の発令に関する情報
- 救急告示医療機関等の診療情報
- その他都民が必要としている情報

2. 救助・救急活動

（1）活動体制

- 救助・救急活動は、救助隊及び救急隊が連携し、救助・救急資機（器）材を活用して組織的な人命救助・救急活動を行う。
- 救急活動にあたっては、医療救護所が開設されるまでの間、消防署に仮救護所を設置するとともに、救助・救急現場に現場救護所を設置し、医療関係機関、消防団員等と連携し、救急資機材等を有効に活用して傷病者の救護にあたる。
- 救急救命士等のトリアージに基づき、緊急度の高い傷病者を最優先とし、救急車等を活用して医療機関へ迅速に搬送する。
- 警視庁、自衛隊、東京 DMAT、消防団、自主防災組織等と連携協力する。
- 救助活動を要する際は、震災消防活動に準じて活動する。
- 建設資機材等が必要な場合は、関係事業者との協定等に基づく迅速な調整を図る。
- 搬送に際しては、患者等搬送事業者等東京民間救急コールセンター登録事業者協議会等と連携した搬送補完体制の確立を図る。

（2）活動方針

- ①救命処置を要する重症者を最優先とする。
- ②延焼火災が多発し多数の救助・救急事象のある場合は、火災現場付近を優先する。
- ③延焼火災は少ないが多数の救助・救急事象のある場合は、多数の人命を救護することを最優先する。
- ④傷病者の救急搬送は救命措置を要する者を優先する。
- ⑤救護所等から後方医療機関への移送は、被災状況の推移を勘案して他機関との協力体制のもとに行う。
- ⑥救護能力が不足する場合は、消防団員、自主防災組織、自治会等に医療機関への搬送協力を要請する。

3. 危険物等の応急措置による危険防止

消防署は、危険物施設等に事業所防災計画の作成指導等に関する事業所指導を徹底し、出火防止や流出防止対策の推進を図る。また、危険物輸送車両等にはイエローカードの車両積載の徹底を図り、事故発生時は活用の推進を図る。消防署は、危険物施設等の安全のため、立入検査を行う。

(1) 石油等危険物施設の応急措置

- 関係事業所の管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者に対し、次に掲げる措置を当該危険物施設の事態に応じた措置を講ずるよう指導
 - ・危険物の流出又は爆発等のおそれのある作業及び移送の停止、施設の応急点検と出火等の防止措置
 - ・混触発火等による火災の防止措置と初期消火活動並びにタンク破損等による流出、及び異常反応、浸水等による広域拡散の防止措置と応急対策
 - ・災害状況の把握及び状況に応じた従業員、周辺地域住民に対する人命安全措置及び防災機関との連携活動
- 必要に応じて、応急措置命令等を実施

(2) 危険物等輸送車両の応急対策

- 関係機関との密接な情報連絡を行う
- 災害応急対策の実施

(3) 毒物、劇物取扱施設の応急措置

- 有害物質等の拡散が急速で、人命危険が著しく切迫しているときは避難の指示等を行う。
- 災害時の広報活動及び警戒区域に対する規制を行う。
- 関係機関との情報連絡を行う。
- 災害応急対策を実施する。

(4) 高圧ガス取扱施設の応急措置

- ガスの拡散が急速で、人命危険が著しく切迫しているときは避難の指示等。
- 災害時の広報活動及び警戒区域に対する規制を行う。
- 関係機関との情報連絡を行う。
- 災害応急対策を実施する。

(5) 放射線等使用施設の応急措置

- 放射性物質の露出、流出による人命危険の排除を図ることを主眼とし、使用者に次の必要な措置をとるよう要請
 - ・施設の破壊等による放射線源の露出、流出の防止を図るための緊急措置
 - ・放射線源の露出、流出に伴う危険区域の設定等、人命安全に関する応急措置
- 事故の状況に応じ、火災の消火、延焼の防止、警戒区域の設定、空所、救急等に関する必要な措置を実施

(6) 核燃料物質輸送車両等の応急対策

- 事故の通報を受けた旨を都総務局に通報
- 事故の状況に応じ、火災の消火、延焼の防止、警戒区域の設定、救助、救急等に関する必要な処置を実施

(7) 危険動物逸走時の応急対策

○情報の受理及び伝達並びに被害者の救助及び搬送

4. 警戒区域の指定及び伝達（第3部第12章参照）

(1) 警戒区域の設定

災害が発生し、又は発生しようとしている場合において、市民の生命を守るために特に必要があると認めるときは警戒区域を指定し、当該地域への立入制限・禁止、又は当該区域からの退去を命じる。

(2) 警戒区域設定の伝達

- 消防吏員による消防車両の拡声等装置、ホームページ、掲示板による広報
- 警戒区域内における消防吏員による戸別訪問

5. 危険地域における避難誘導

住宅等が多数倒壊した地域、火災による延焼の恐れがある地域、また避難所が危険となり他の施設等に再避難する場合、自治会及び自主防災組織等の協力により、安全な場所へ避難誘導する。

6. 負傷者の搬送

市災害医療コーディネーターと都地域災害医療コーディネーターとの間で行われる連絡調整に基づき、負傷者の災害拠点病院等への搬送を要請されたときは、これに対応する。

7. 被災証明書の発行に対する協力等（第3部第18章参照）

第3節 ライフライン関係機関

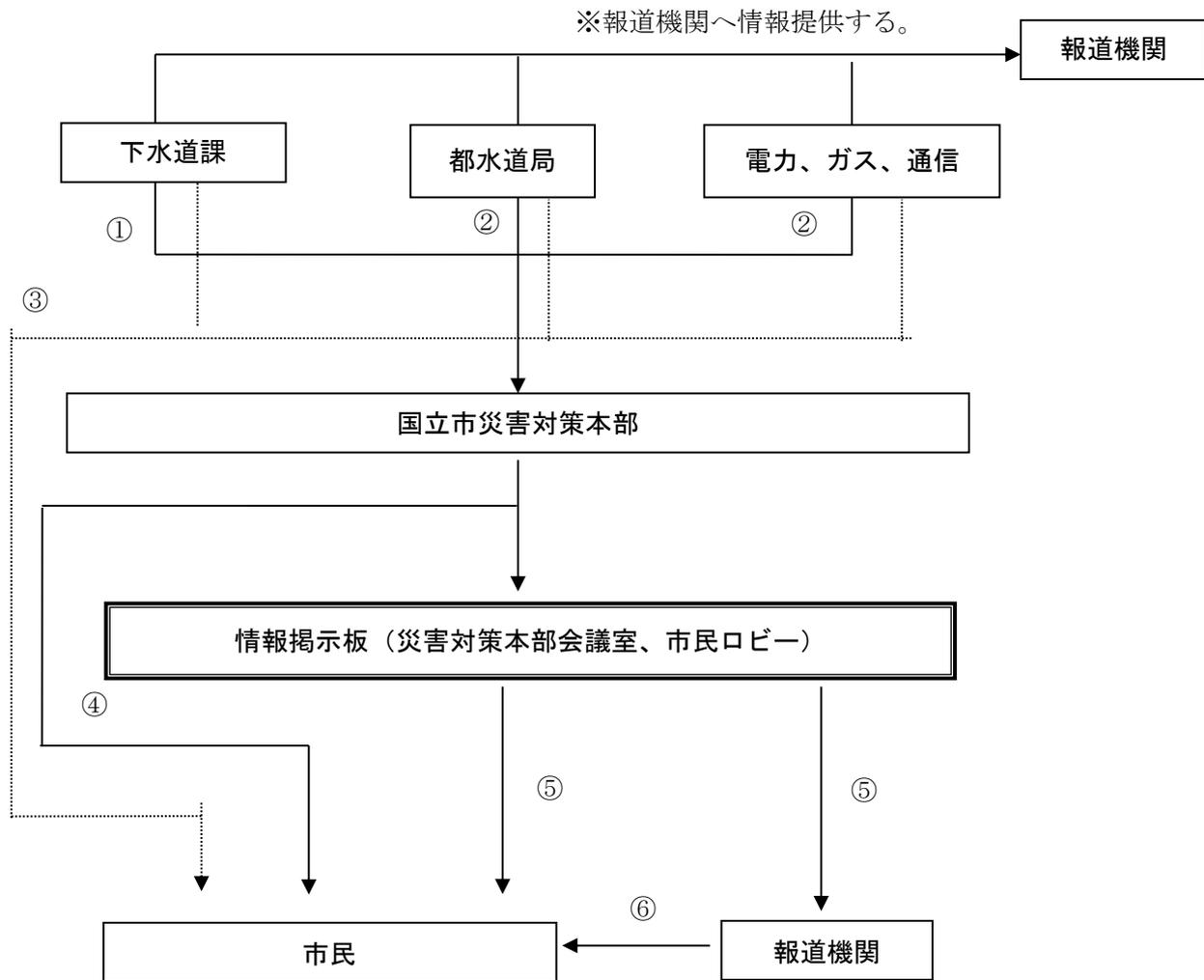
災害によるライフライン施設（上下水道、電気、ガス、通信）の被害は、市民生活や都市機能へ極めて大きな影響を与える。このため、ライフライン各機関と市は連携し、市民、事業所等へ被害情報や応急復旧情報を迅速に伝達するとともに、各ライフライン機関においては、施設機能の早急な回復に努める。

1. 情報の収集と伝達（共通事項）

(1) 被害・応急復旧情報の収集と伝達

下水道課、都水道局、電力・ガス・通信各社は、ライフライン施設の被害や応急復旧情報を防災行政無線やFAX等により市本部（収納課）に報告する。市本部は、広報紙や市本部会議室及び市民ロビーに設置する情報掲示板等によって市民、報道機関等へ情報を伝達する。

■情報収集・伝達手段



- ①[下水道課→市本部]：防災行政無線、庁内 LAN、FAX
- ②[都水道局、ライフライン各社→市本部]：防災行政無線、メール、FAX
- ③[下水道課→市民]：防災行政無線、ホームページ、広報車、広報紙
- ④[都水道局、ライフライン各社→市民]：ホームページ、広報車、広報紙
- ⑤[市長室→市民、報道機関]：ホームページ、くにたちメール配信、情報掲示板
- ⑥[報道機関→市民]：テレビ、ラジオ、新聞

(2) 関係機関との連携

①道路及びライフライン復旧調整部会の設置

道路及びライフライン施設の復旧工事を迅速かつ円滑に進めるために、道路及びライフライン復旧調整会議を市本部内に設置する。

■構成員

○下水道課	○道路交通課	○相武国道事務所	○都水道局
○都下水道局	○北多摩北部建設事務所	○立川警察署	○立川消防署
○東京電力パワーグリッド	○東京ガスグループ	○NTT 東日本	○携帯電話各社

②会議の運営と開催

ライフライン復旧調整会議の運営は、都市整備部（道路交通課、下水道課）が担い、次の事項を協議する。

- ア 各ライフラインの被害情報の共有
- イ 道路規制や被害状況等の復旧関連情報
- ウ 応急復旧工事の緊急度が高い施設（主要公共施設、医療機関、福祉施設等）への優先順位の調整

2. 東京都水道局（水道施設）

（1）初動対応

①活動体制

地震発生により水道施設に甚大な被害が発生した場合、給水対策本部を設置して対応にあたる。

②職員の確保

地震の震度に応じて、必要な職員を確保する。

夜間、休日等の勤務時間外に地震が発生した場合は、局の災害対策職員住宅に入居している職員及びあらかじめ指定された管理職員等の初動要員により初動体制を構成する。

③被害調査

地震発生後、速やかに浄水場、給水所等のポンプ運転状況、管路テレメータ記録等から異常箇所を把握するとともに、水道施設及び工事現場等を点検し、被害状況を把握する。

（2）応急措置

被害箇所の復旧までの間、二次災害発生のおそれがある場合及び被害の拡大するおそれのある場合の応急措置を実施する。

（3）応急復旧対策

東京都地域防災計画に基づき、施設、管路、給水装置等の復旧を行う。

（4）飲料水の供給

建物や水道施設の被害状況などを踏まえ、適時適切に応急給水計画を策定し、市との役割分担に基づいた段階的な応急給水を実施する。

①災害時給水ステーション（給水拠点）での応急給水

災害時給水ステーション（給水拠点）となる給水所では、都が応急給水に必要な資器材等を設置し、市が住民への応急給水を行う。なお、覚書により都水道局職員の参集を待たずして市又は市が指定した住民により応急給水を行うことが可能である。

国立市内

- 国立中給水所（国立市中 3-8-1）
- 谷保給水所（国立市谷保 1462-1）

近隣市

- 立川栄町浄水所（立川市栄町 5-38-5）
- 国分寺北町給水所（国分寺市北町 4-1-5）
- 府中武蔵台浄水所及び府中武蔵台ポンプ所（府中市武蔵台 2-7 及び武蔵台 1-25）

②車両による応急給水

災害時給水ステーション（給水拠点）からおおむね2 km以上離れている避難場所では、車両による応急給水を行う。

③消火栓等からの仮設給水栓による応急給水

応急給水用資器材を都水道局が市に貸与する。発災時、市が通水状況を水道局に確認した後、市や住民が応急給水用資器材を設置し応急給水を行う。

④医療施設等への車両による応急給水

医療施設及び重症重度心身障害児（者）施設等の福祉施設について、その所在する地区の関係行政機関から都本部を通じて緊急要請があった場合は、車両輸送により応急給水を行う。

3. 東京電力パワーグリッド（電気施設）

（1）初動対応

①活動体制

地震災害が発生したときは、本店本部の指示により非常体制を発令する。ただし、供給区域内（東京都の島しょ部は除く）に震度6弱以上の地震が発生した場合は、自動的に非常体制に入る。

②要員の確保

非常体制発令の伝達があった場合、対策要員は速やかに所属する非常災害対策本（支）部に参集する。

なお、多摩地域で、震度6弱以上の地震が発生し、自動的に非常体制に入る場合は、社員はあらかじめ定められた基準に基づき所属事務所に参集する。また、交通の途絶等により、所属する事務所に参集できない社員は、最寄りの事業所に参集し、所属する事業所に連絡のうえ、当該事業所において災害対策活動に従事する。

③非常災害対策活動

非常体制が発令された場合、若しくは多摩地域で震度6弱以上の地震の発生により、災害対策本（支）部が設置された場合は、非常災害対策活動に関する一切の業務は災害対策本（支）部のもで行う。

（2）応急措置

①資材の調達

第一線機関においては、予備品、貯蔵品等の在庫品を常に把握し、調達を必要とする資材は、第一線機関相互の流用又は本店対策本部への請求により確保する。

②資機材の輸送

非常災害対策用の資機材の輸送は、原則としてあらかじめ調達契約をしている業者の車両、ヘリコプター等により行う。輸送力が不足する場合は、他の業者及び他電力会社からの車両の

調達を対策本部において行う。

③災害時における危険予防措置

電力需要に実態に応じ、災害時においても原則として送電を継続する。

水害及び火災の拡大等に対する円滑な防災活動のため、警察、消防機関等からの要請があった場合には、送電停止等の適切な危険予防措置を講じる。

(3) 応急復旧対策

①復旧計画

施設の応急復旧を迅速に進めるために、下記事項について復旧計画を策定する。

①復旧応援隊の必要の有無	②復旧作業隊の編成	③復旧資材の調達
④復旧作業の日程	⑤その他復旧対策に必要な事項	

②復旧の順位

災害復旧計画の策定及び実施にあたっては、原則的に人命にかかわる箇所、官公署、報道機関、避難所等、各施設の被害復旧の難易度等を勘案して、供給上復旧効率の大きいものから行う。

4. 東京ガスグループ（ガス施設）

(1) 初動対応

①活動体制

東京ガスグループは、本社に非常事態対策本部を設置するとともに、各事業所に支部を設置し、全社的な応急活動組織を編成する。

■震災時の非常体制

体制区分	災害の具体的な状況・被災の程度	指令者
第一次非常体制	①震度5強の地震が発生した場合	東京ガスネットワーク(株) 社長
第二次非常体制	①震度6弱以上の地震が発生した場合 ②震度5強以上の地震が発生し、(中圧又は低圧)ブロックを供給停止した場合	東京ガス(株)社長

(2) 応急対策

①震災時の初動措置

- ア 官公庁、報道機関及び社内事業所等からの被害情報等の情報収集
- イ 事業所設備等の点検
- ウ 製造所、整圧所における送出入量の調節又は停止
- エ ガス導管網の被害状況に応じた供給停止判断と導管網のブロック化
- オ その他状況に応じた措置

②応急措置

- ア 非常災害対策本部の指示に基づき、各事業所が連携し、被害の応急措置にあたる。

- イ 施設を点検し、機能及び安全性を確認するとともに、必要に応じて修理・調整を行う。
- ウ 地震の発生直後に、地震防災システムにより被害推定を行い、ガスの供給停止の必要性等を総合的に評価して、適切な応急措置を行う。
- エ ガスの供給が停止した地区については、可能な限り速やかなガス供給再開に努める。
- オ その他、現場の状況により適切な措置を行う。

③資機材等の調達

復旧に必要な資機材を確認し、調達が必要な資機材は、次の方法で確保する。

- ア 取引先、メーカー等からの調達
- イ 各支部間の流用
- ウ 他ガス事業者からの融通

④車両の確保

緊急車・工作車を保有しており、常時稼働が可能な態勢にある。

(3) 復旧対策

ガスの供給を停止した地区の復旧作業については、二次災害を抑止するため、あらかじめ定めた下記の手順により実施する。

①製造施設・供給施設（共通）

ガスの製造又はガスの供給を一時若しくは一部停止した場合には、あらかじめ定めた計画に基づき施設の点検及び修理を行い、標準作業に則り各施設の安全性を確認した後、稼働を再開する。

②中低圧導管の復旧（被害が発生した場合）

中圧導管及び地区ガバナ等のガス送出源から順に、導管網上に設置したバルブ等を利用してガスを封入し、漏えい検査を行い、漏えい箇所を修理する。

③需要家宅のメーターガス栓の閉止（閉栓）

各需要家宅を訪問し、メーター近傍にあるメーターガス栓を閉める。

④復旧地域のブロック化

導管を遮断して、復旧地域を適切な規模のブロックに分割する。

⑤本支管の点検

- ア 管内に水等が浸入していた場合には、採水ポンプ等を利用して排出する。
- イ ガスを適切な圧力で封入し、漏えい調査を行い、漏えい箇所を修理する。
- ウ ガス供給源から、修理が完了した範囲の導管網にガスを充てんし、末端側より管内に混入した空気を排出する。

⑥需要家宅のガス管・排気管等の点検（内管の漏えい検査・修繕）

需要家宅内のガス栓から空気を封入し、圧力の変化を確認し、漏えい有無を判断する。その後、適切な圧力のガスを封入し、ガス検知器を使って漏えい箇所を特定し、配管取替等の修理を行う。

⑦ガスの供給再開（開栓）

メーターガス栓を開放し、需要家宅内のガス機器で燃焼試験を行い、供給管と内管の空気抜きが完了していることを確認し、ガスの供給を再開する。

5. LP ガス取扱い事業者（ガス施設）

LP ガス取扱い事業者は、ガス設備の使用再開あたって安全の確認を十分に行う。このため、必要に応じて、都は一般社団法人東京都 LP ガス協会の点検体制の確立について支援を行う。

6. 通信事業者（電話等通信施設）

（1）初動対応

震災が発生した場合、各社の規定に基づき災害対策本部を設置し、情報の収集及び応急復旧対策等の業務を行う。

（2）応急措置

①通信輻輳の緩和及び重要通信の確保

ア 応急回線の作成、網措置等疎通確保の措置をとる。

イ 通信の疎通が著しく困難となり、重要通信を確保する必要があるときは、電気通信事業法第8条第2項及び電気通信事業法施行規則第56条の定めるところにより、臨機に利用制限等の措置をとる。

ウ 非常、緊急通話又は非常、緊急電報は、電気通信事業法第8条第1項及び電気通信事業法施行規則第55条の定めるところにより、一般の通話、電報に優先して取り扱う。

②災害用安否確認サービスの提供

著しく通信輻輳が発生した場合は、安否等の情報を円滑に伝達できる災害用伝言ダイヤル（171）、災害用伝言版（web171）等の災害用安否確認サービスを速やかに提供する。

③利用者への広報

通信の被害、疎通状況の案内と通信輻輳時における利用者への時差通信等の協力要請について、報道機関及びホームページ等を通じて広報する。

④災害時用公衆電話の設置（NTT 東日本）

災害救助法が適用された場合等には、避難所等に避難者が利用することができる災害時用公衆電話（特設公衆電話）の設置に努める。

第4節 道路・鉄道関係機関

道路・橋りょう等をはじめ鉄道等の公的輸送機関の被害は、市民生活とともに都市機能に極めて大きな影響を与える。このため、市と関係機関は連携し、被害情報や応急復旧情報を迅速に市民・事業所等に伝達するとともに施設機能の早急な回復に努める。

1. 被害・応急復旧情報の収集と伝達（共通事項）

道路管理者、京浜河川事務所、JR 東日本は、施設の被害や応急復旧情報を FAX 等により市本部に提供し、広報紙や情報掲示板等により市民、報道機関等へ伝達する。各機関の情報収集・伝達手段は次のとおりである。（第3部第8章参照）

提供元	提供先	情報収集・伝達手段
中日本高速道路㈱、相武国道事務所、京浜河川事務所	市本部	FAX、メール
	市民	ホームページ、広報紙、電話対応
北多摩北部建設事務所	市本部	DIS、FAX
	市民	ホームページ、広報紙、電話対応
JR 東日本	市本部	防災行政無線、FAX、メール
	市民	ホームページ、広報車、広報紙、電話対応
報道機関	市民	テレビ、ラジオ、新聞

2. 中日本高速道路㈱

（1）道路、橋りょうの応急復旧

防災業務計画に基づき、災害応急対策及び災害復旧を実施する。

災害応急対策	<ul style="list-style-type: none"> ○災害が発生するおそれがある場合の警戒措置の実施 ○道路通行規制の実施 ○発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保等 ○活動体制の確立 ○道路機能の確保等 ○道路利用者、地域住民等への情報提供
災害復旧	<ul style="list-style-type: none"> ○災害復旧計画の策定 ○災害の再度防止の観点から可能な限り改良復旧の実施 ○災害復旧の促進 ○がれきの処理

3. 相武国道事務所

(1) 道路、橋りょうの応急復旧

国土交通省防災業務計画に基づき、災害応急対策及び災害復旧を実施する。

災害応急対策	<ul style="list-style-type: none"> ○災害発生直前、発生直後の情報の収集・連絡及び通信の確保 ○活動体制の確立 ○政府本部への対応等 ○災害発生直後の施設の緊急点検 ○災害対策用資機材、復旧資機材等の確保 ○災害発生時における応急復旧工事等の実施 ○災害発生時における道路交通の確保等 ○二次災害の防止対策 ○ライフライン施設の応急復旧 ○地方公共団体等への支援 ○被災者等への対応 ○災害発生時における広報 ○自発的支援への対応
災害復旧	<ul style="list-style-type: none"> ○査定の早期実施 ○緊急事業の決定 ○災害復旧の促進 ○再度災害の防止

4. 北多摩北部建設事務所

(1) 道路、橋りょうの応急復旧

東京都地域防災計画に基づき、応急措置及び応急復旧対策を実施する。

応急措置	<ul style="list-style-type: none"> ○都道や緊急障害物除去路線に指定された区市町村については、東京都建設防災ボランティアなどと連携して調査・点検を行う。 ○被災状況や交通状況を把握し、道路交通を確保するため、通行規制の措置や迂回道路の選定など、通行者の安全対策を行う。
応急復旧対策	<ul style="list-style-type: none"> ○応急復旧作業は、緊急道路障害物除去を最優先に行うこととし、国立市建設業協会等との協定に基づき実施する。 ○逐次道路の被災個所で、放置すると二次被害を生じるおそれがある個所の応急復旧や、一般道路の障害物除去作業及び障害物の搬出を行う。 ○平素から応急作業に必要な資機材の整備を行うとともに、国立市建設業協会等を通じて使用できる建設機械等の把握を行う。

(2) 河川等の応急復旧

東京都地域防災計画に基づき、次の応急措置及び応急復旧対策を実施する。

応急措置及び応急復旧対策	<ul style="list-style-type: none"> ○災害が発生した場合、直ちに河川管理施設の被災の発見に努める。 ○本市の実施する応急措置に関して、技術的助言及び総合調整を行うほか、速やかに関係機関に被害報告するとともに、被害を受けた施設の復旧を行う。
---------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

5. 京浜河川事務所

(1) 河川等の応急復旧

国土交通省防災業務計画に基づき、災害応急対策及び災害復旧を実施する。

災害応急対策	<ul style="list-style-type: none"> ○情報の収集・連絡及び通信の確保を図る。 ○活動体制を確立し、施設の緊急点検、応急復旧工事等を実施する。 ○二次災害の防止対策、地方公共団体等への支援等を実施する。 ○マスメディア、インターネット等を通じて広報活動を行う。
災害復旧	<ul style="list-style-type: none"> ○査定の早期実施 ○緊急事業の決定 ○災害復旧の促進 ○再度災害の防止

6. JR 東日本

(1) 鉄道の応急復旧

JR 東日本は、防災業務計画に基づき、応急措置及び応急復旧対策を実施する。

応急措置	<ul style="list-style-type: none"> ○災害対策本部等の設置、通信連絡体制の確保等災害時の活動体制を確保する。 ○列車及び旅客の安全を確保するため、運転規制を実施する。 ○駅における旅客の混乱防止や列車内の乗客の安全確保のため、速やかに避難誘導を実施する。 ○駅にいる乗客に対しては、混乱防止の案内放送を行い、あらかじめ定めた場所に誘導する。 ○列車内の乗客に対しては、駅長（運転指令）と連絡のうえ、誘導する。 ○事故等発生時は、負傷者の救護を優先し、二次災害の防止を講じる。
復旧計画	<ul style="list-style-type: none"> ○速やかに応急復旧を行って輸送の確保に努める。 ○被害原因等の調査分析を行い、再び同様な被害を受けないよう本復旧計画を立て実施する。